

# 第2期

# 群馬県子ども・若者計画

(平成30～31年度)



平成30年3月

群 馬 県



## はじめに



近年、少子化や核家族化、情報化や国際化など、子ども・若者を取り巻く環境は急速に大きく変化しています。

こうした中で、例えば、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上での問題が相互に影響し合い、さらに、新たな課題として「子どもの貧困」や「ネット依存」などが表出し、これまでになく複雑かつ複合性を帯びた状況となっています。

このため、本県では「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念に掲げた総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」において、群馬の未来を担う子ども・若者の育成を推進しているところですが、この総合計画に沿って、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる力を活かしながら社会的自立ができるよう、「第2期 群馬県子ども・若者計画」を策定しました。

本計画では、それぞれの生まれ育った環境や発達段階で生じた困難な状況を、子ども・若者が抱え込まないように、地域社会全体で支えながら、社会の一員として、それぞれの場所で輝く子ども・若者を育てることを県の使命として、基本目標に「困難の有無に左右されず、それぞれの個性を活かしながら、社会の中で自立・参画・共生できる子ども・若者の育成」を掲げました。

すべての子ども・若者が社会的自立を果たすことができるよう、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で計画の推進に取り組んでまいりたいと考えております。県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御議論をいただいた群馬県青少年健全育成審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

群馬県知事

**大澤正明**

# 目 次

I 総 論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	4
第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題	5
第1節 現状	5
1 子ども・若者の人口の推移	5
2 世帯の変化	6
3 情報通信環境の変化	7
4 雇用環境の変化	8
5 子ども・若者の行動や意識の変化	10
(1) 規範意識	10
(2) 家庭生活	11
(3) 生活全般	12
(4) 就労意識	13
(5) 自己肯定感	14
6 困難を有する子ども・若者	17
(1) ニート・ひきこもりの状況	17
(2) いじめ、不登校、中途退学者の状況	18
(3) 障害のある子ども・若者の状況	19
(4) 少年非行の状況	21
(5) 児童虐待の状況	21
(6) 子どもの貧困	22
(7) 特別な配慮が必要な子ども・若者の状況	23
第2節 現状からの課題考察及び現行計画策定後の環境の変化等	25
1 現状からの課題考察	25
2 現行計画策定後の環境の変化等	26
第3節 今後の考えるべき方向性	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本目標	28
2 施策の基本的視点	30
3 施策体系	32
第4章 計画の推進	34

II 各 論	35
--------	----

第1 具体的な取組の展開	36
--------------	----

第2 「取組の柱」の構成	36
--------------	----

## ■ (基本的視点) I 一人ひとりの成長と自立を支援する 37

◇基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり	37
-----------------------	----

- ・取組の柱1 社会生活を円滑に営むことができる力の育成 38
- ・取組の柱2 多様な体験活動の推進 41
- ・取組の柱3 しなやかな心と健やかな体の育成 45
- ・取組の柱4 相談体制の充実 49

◇基本施策② 職業的・社会的自立の促進	51
---------------------	----

- ・取組の柱5 職業観や就労意欲の育成 52
- ・取組の柱6 就労等支援の充実 55
- ・取組の柱7 社会への参画の促進 58

## ■ (基本的視点) II 困難な状況等に応じて支援する 61

◇基本施策③ 困難な状況ごとの支援	61
-------------------	----

- ・取組の柱8 いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、高校中退者等への支援 62
- ・取組の柱9 子どもの貧困への対応 67
- ・取組の柱10 障害のある子ども・若者への支援 70
- ・取組の柱11 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 73
- ・取組の柱12 特に配慮が必要な子ども・若者への支援 75

◇基本施策④ 子ども・若者の被害防止・保護	79
-----------------------	----

- ・取組の柱13 児童虐待への早期発見・早期対応 80
- ・取組の柱14 被害者支援と福祉を害する犯罪への対応 83

## ■ (基本的視点) III 社会全体で支援する 85

◇基本施策⑤ 健全育成に繋がる社会環境づくり	85
------------------------	----

- ・取組の柱15 家庭や地域の教育力の向上 86
- ・取組の柱16 犯罪等の被害に遭いにくい地域づくり 88

◇基本施策⑥ 相談支援の充実と多様な担い手づくり	91
--------------------------	----

- ・取組の柱17 子ども・若者支援協議会の推進 92
- ・取組の柱18 地域社会における健全育成の充実 94
- ・取組の柱19 成長と自立を支える担い手の養成 96

第3 事業一覧	98
第4 指標一覧	122
<b>III 資料編</b>	<b>123</b>
1 策定経過	123
2 群馬県青少年健全育成審議会委員名簿	123
3 関係法律等	124
○子ども・若者育成支援推進法	124
○群馬県青少年健全育成条例	130
○子供・若者育成支援推進大綱（内閣府）【概要】	144



# I 総 論

## 第1章 計画の策定に当たって

---

### 1 計画策定の趣旨

すべての子ども・若者が、自ら挑戦と試行錯誤を繰り返し、経験を積み重ねていく中で、自立心や自己肯定感を育み、自己を確立しながら成長し、夢と希望を持って将来を切り拓いていくようになることは、誰もの願いです。

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や家族の少人数化、家族形態の多様化、インターネット等の情報化の進展等により、大きく様変わりしています。

また、一人ひとりの子ども・若者が抱えている困難な状況も多様であり、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、児童虐待等の様々な問題が相互に影響し合い、非常に複雑な状況となっていること等も指摘されています。

さらに、昨今の子どもの貧困などの新しい課題や、18歳選挙権の導入に伴う社会参画意識の高揚などの新しい取組等への対応も求められています。

このような中では、子ども・若者の置かれている環境や抱えている困難な状況に応じた、きめ細やかで切れ目のない支援が必要です。また、地域社会全体で子ども・若者を温かく包み込み、寄り添いながら、社会との繋がりが途切れる事のないような支援も必要と考えています。

今後の子ども・若者施策の推進に当たり、これまでの「第1期 群馬県子ども・若者計画」（計画期間：平成25～29年度）での取組をさらに充実発展させていくとともに、現状の社会環境の動向を踏まえながら、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる力を活かしながら社会的自立ができるよう、総合的な育成支援施策を推進するために、「第2期 群馬県子ども・若者計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

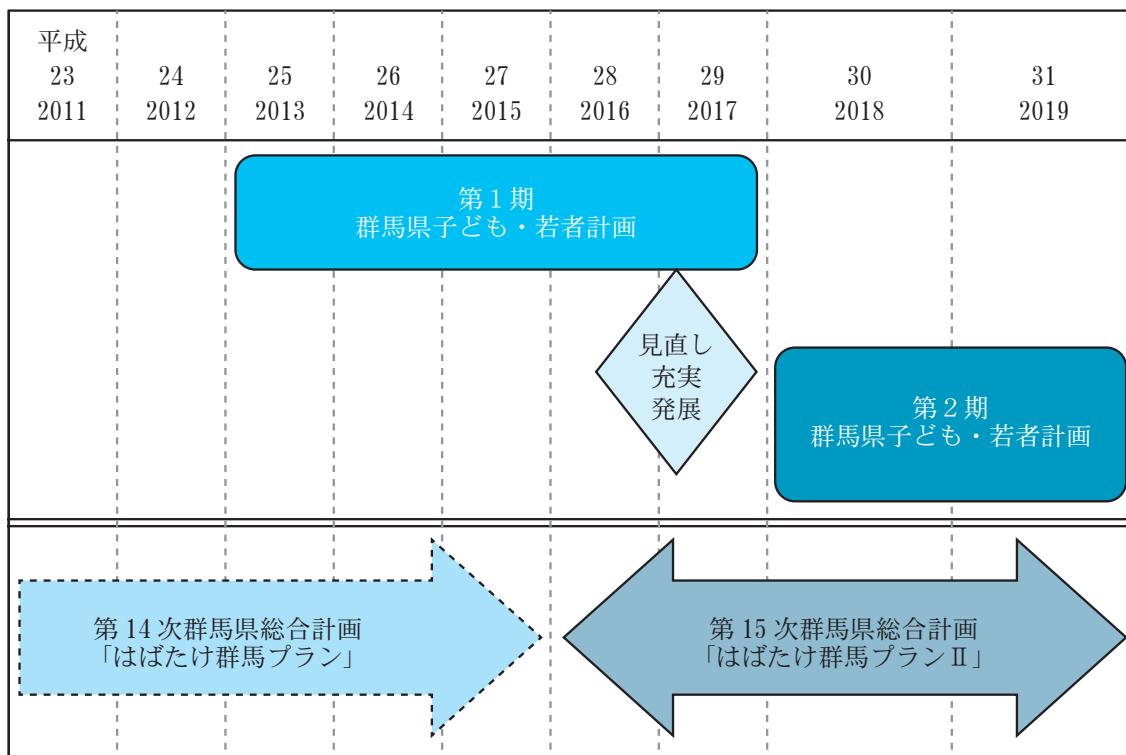
本計画は、群馬県青少年健全育成条例第9条第2項に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」であるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けられるものです。

また、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」の子ども分野及び福祉分野の個別基本計画としても位置付けられています。

### 3 計画の期間

平成30（2018）年度から31（2019）年度までの2年間とします。

なお、計画の期間については、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」（平成28～31年度）との整合性を図るため、本計画の終期を平成31年度に設定しています。



#### 4 計画の対象範囲

乳幼児期から青年期まで（概ね30歳未満）の子ども・若者を対象とします。

〔施策によっては、ポスト青年期（概ね40歳未満）までを対象〕

##### ○用語について

・「子ども」 …乳幼児期、学童期及び思春期の者

・「若者」 …思春期及び青年期の者

施策によっては、概ね40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

・「青少年」 …乳幼児期から青年期までの者

※ 乳幼児期からポスト青年期まで広く支援対象とするということを明確にするため、本計画では「青少年」に代えて「子ども・若者」を用います。

・「乳幼児期」…義務教育年齢に達するまでの者

・「学童期」 …小学生の者

・「思春期」 …中学生から概ね18歳までの者

・「青年期」 …概ね18歳から概ね30歳未満までの者

・「ポスト青年期」…青年期を過ぎ、大学等において、社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

※ ただし、法令・条例等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合は、その用語を使用します。

(年齢)

0 ----- 6	7 ----- 12	13 ----- 18	19 ----- 29	30 ----- 39
-----------	------------	-------------	-------------	-------------

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
------	-----	-----	-----	--------

子ども

若者

子ども・若者（青少年）

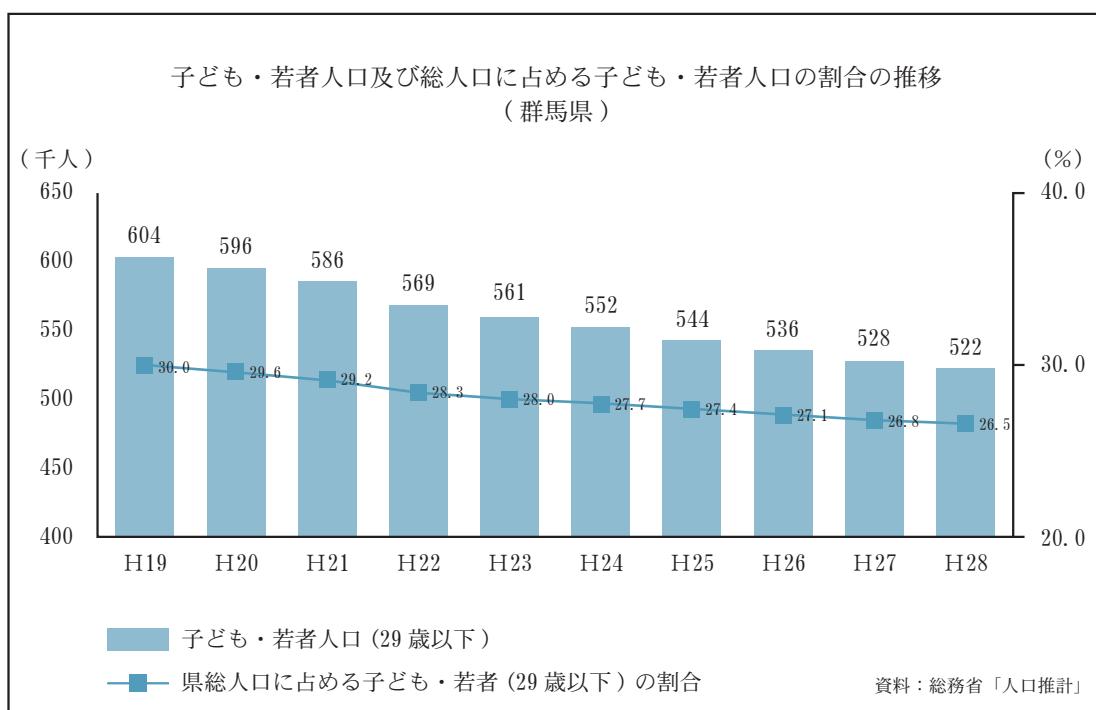
## 第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

### 第1節 現状

#### 1 子ども・若者の人口の推移

本県の人口は、平成16年の203万人をピークに減少がはじまり、平成28年には197万人を下回りました。今後も、人口は減少傾向にあります。

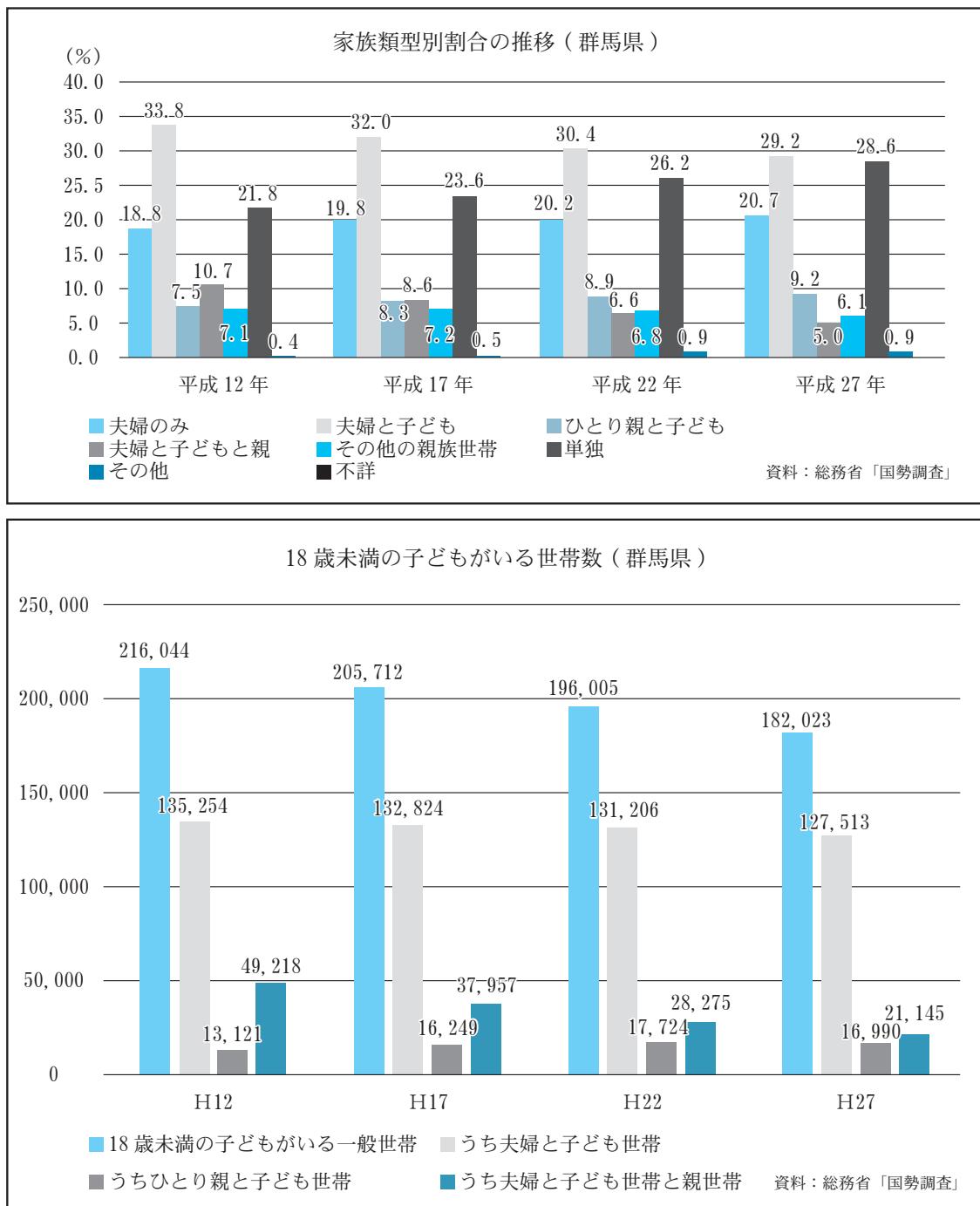
また、子ども・若者人口及び総人口に占める子ども・若者人口の割合も年々減少し、ここ10年間で約82,000人の子ども・若者人口の減少となり、その割合は30.0%から26.5%に低下しました。これは出生数の低下等に起因しますが、大学への進学や就職等による子ども・若者の県外流出も要因の一つとなっています。



## 2 世帯の変化

本県の世帯数は平成12年の国勢調査では695,092世帯でしたが、平成27年では773,952世帯となり、78,860世帯（11.3%）増加しています。人口が減少しているにもかかわらず、世帯数が増えている背景には、単独世帯の増加をはじめとした家族の少人数化があります。

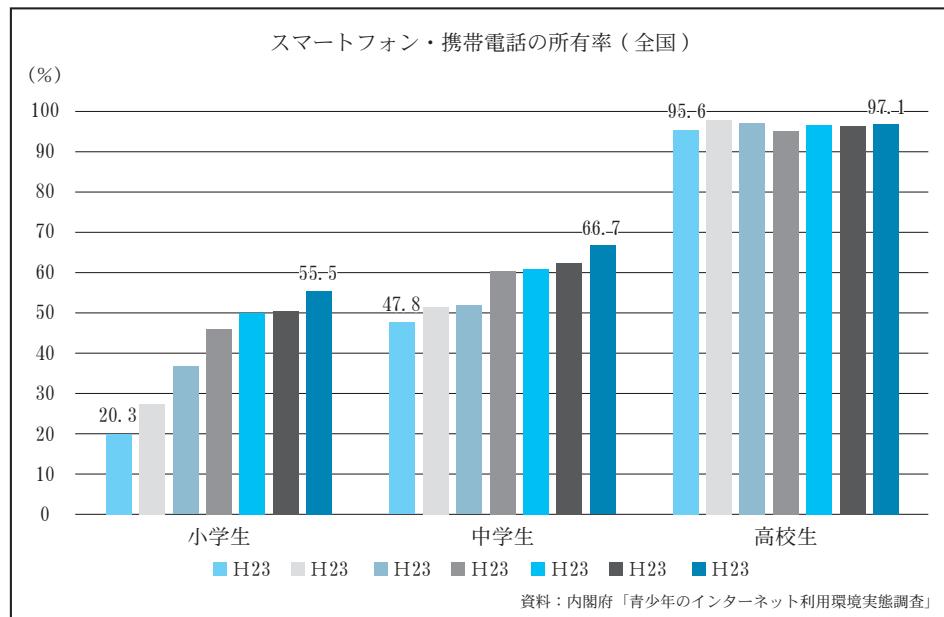
また、家族類型別に見ると、「18歳未満の子どもがいる世帯」は減少していますが、「ひとり親と子どもからなる世帯」は増加傾向にあり、「夫婦と子どもからなる世帯」と「夫婦と子どもと親からなる世帯」は減少しています。子ども・若者が置かれている家族形態の多様化が進んでいると考えられます。



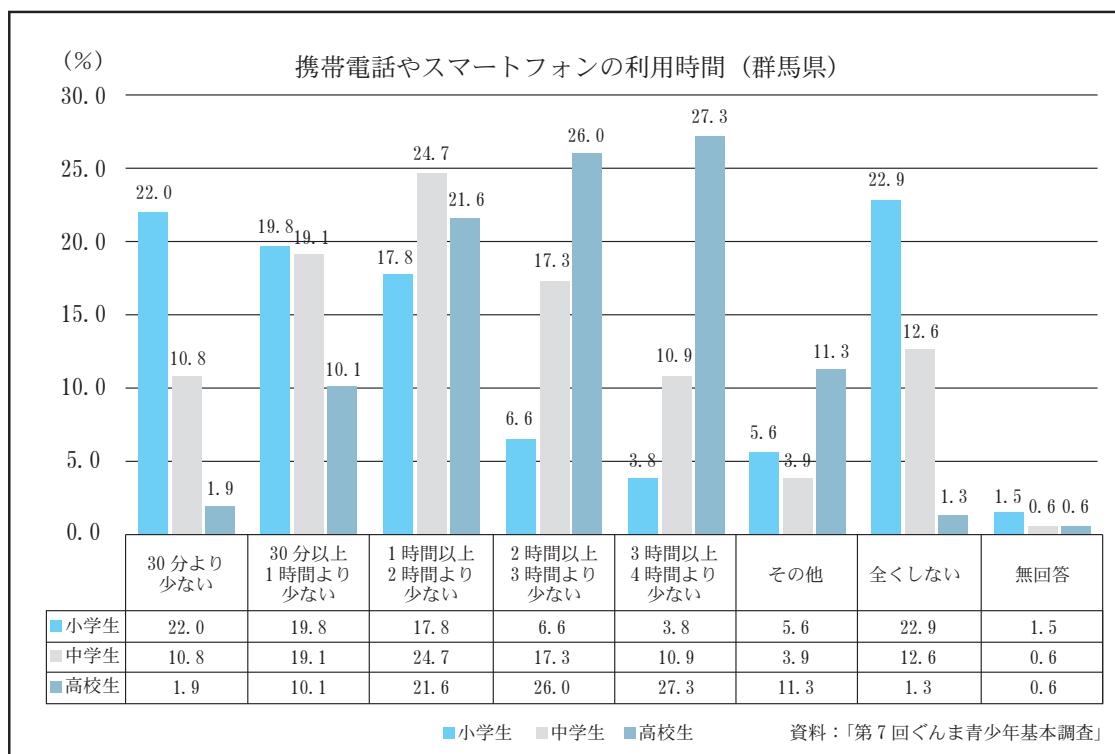
### 3 情報通信環境の変化

インターネットをはじめとした情報通信技術の飛躍的な進展により、経済、社会、生活のあらゆる面で大きな変化があり、その場に居ながらにして世界中の様々な情報を入手し、あるいは発信できる便利な社会となりましたが、一方で、有害情報の拡散やSNSなどのコミュニティサイトに起因する事犯が増加する等、負の影響ももたらしています。

こうした状況の中、スマートフォンや携帯電話の所持率は中・高生だけでなく、小学生においても大きく伸びています。



また、小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて、スマートフォン等の使用時間も長くなっています。こうしたことから、発達段階に応じた情報活用能力の向上やインターネットリテラシー（インターネットを正しく使いこなす知識や能力）の育成とともに、子ども・若者を有害情報から守るためには、大人の意識の向上が求められています。

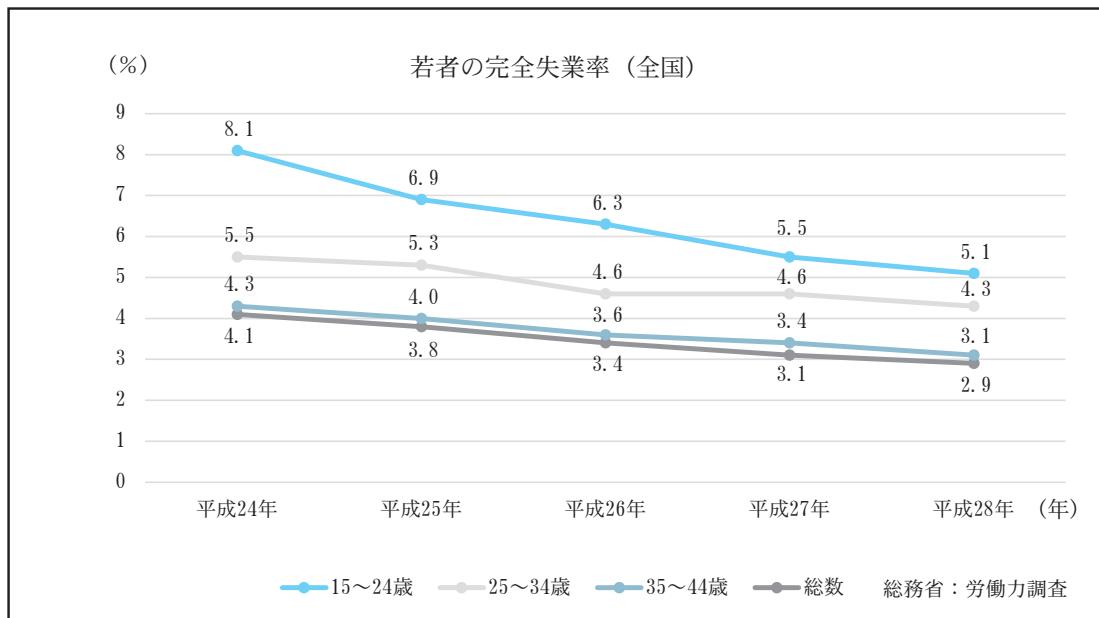


#### 4 雇用環境の変化

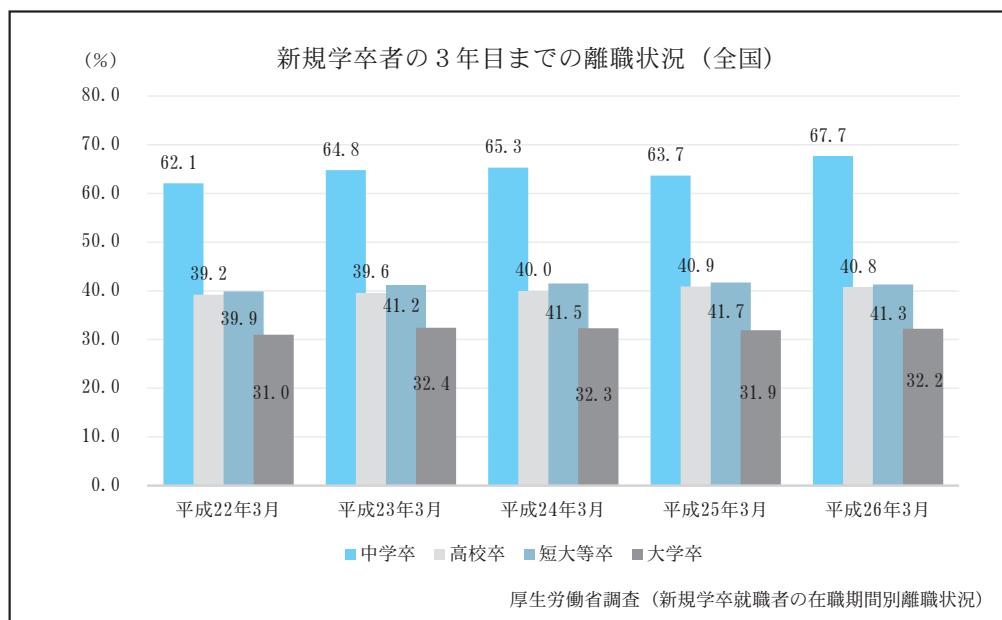
若者の完全失業率は低下傾向にあります。年齢別（総数）と比較すると、15歳から34歳の割合は常に高い状態が続いています。

厚生労働省公表資料（注1）における県内状況によると、高校卒の就職内定率は（H29.3卒）99.2%、前年度も（H28.3卒）99.2%で同値となり2年連続で高水準となり、大学卒も（H29.3卒）96.4%、（H28.3卒）96.2%と高位で推移しています。

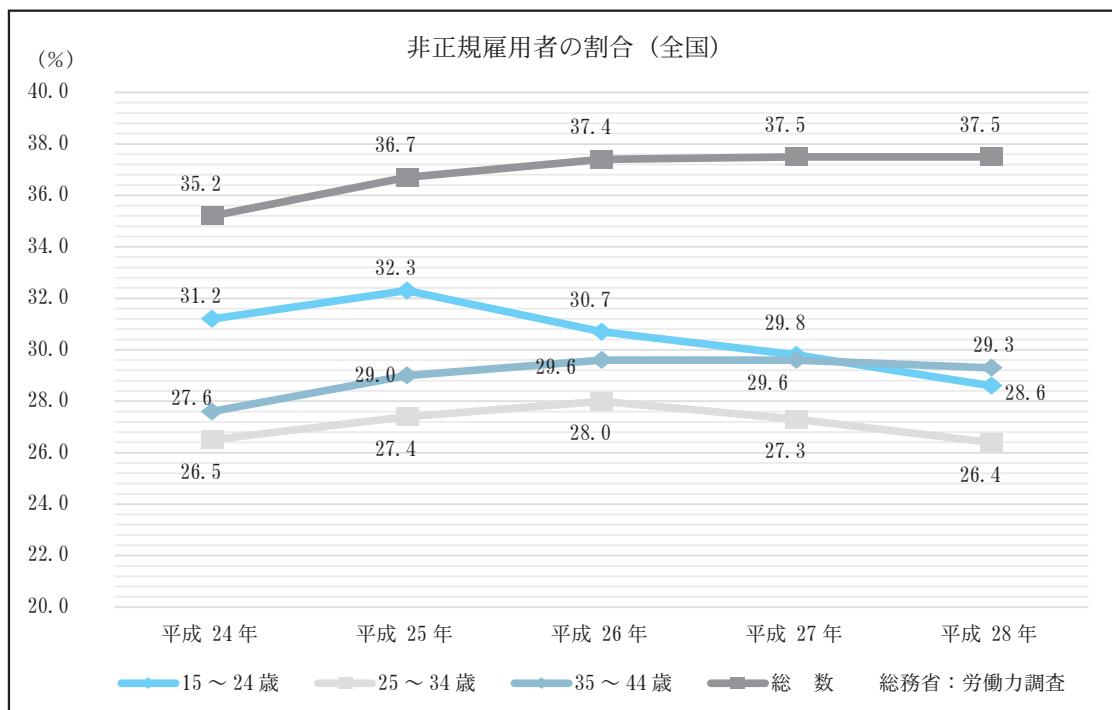
（注1）「高校・中学新卒者ハローワーク求人・求職・内定状況」「大学等卒業者の就職状況調査」



新規学卒者の3年目までの離職率を学歴別に見ると、中学校卒では65%前後、高校卒と短期大学等卒は40%前後、大学卒は約30%で推移しています。



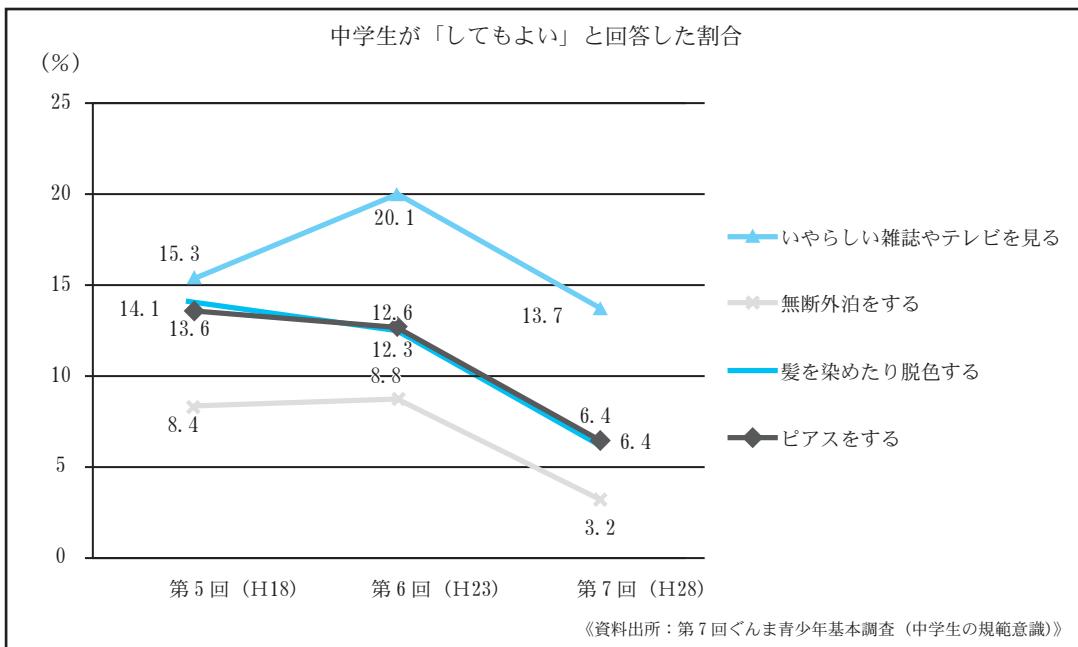
非正規雇用者の割合は30%後半で推移しています。若年層では15歳から24歳（在学者除く）の比率は平成28年度では28.6%となり、減少傾向となっています。25歳から34歳では26.4%、35歳から44歳では29.3%と約3割弱で推移しています。



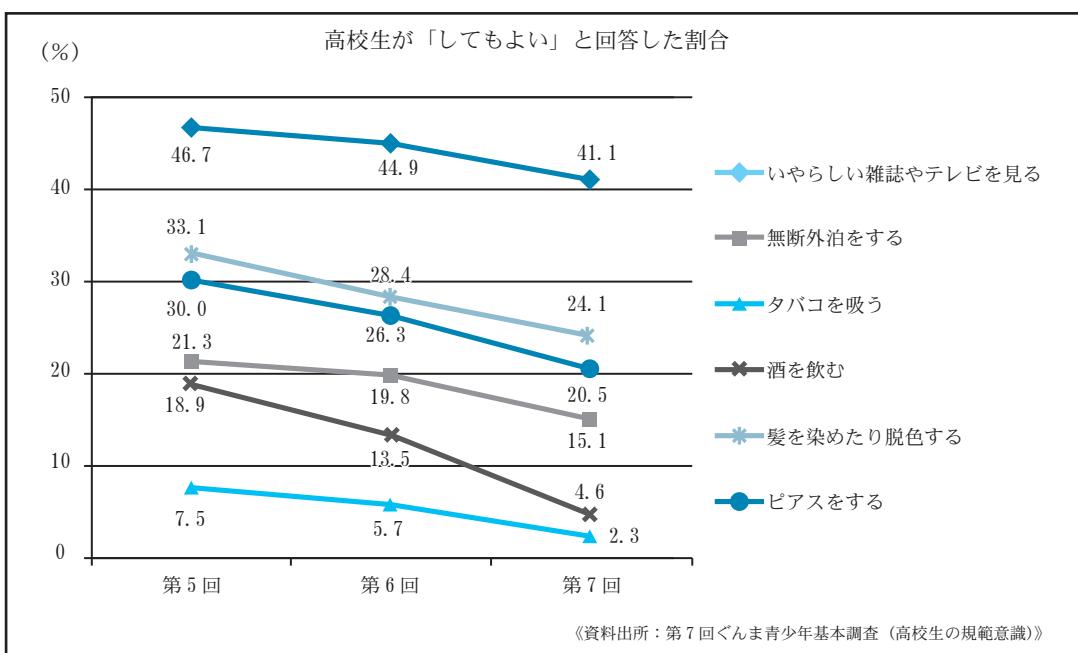
## 5 子ども・若者の行動や意識の変化

### (1) 規範意識

「第7回ぐんま青少年基本調査（平成28年度）」によると、県内の中学生のうち、「いやらしい雑誌やテレビを見る」「ピアスをする」「髪を染めたり脱色する」「無断外泊する」を「してもよい」と回答した割合は5年前の第6回調査からに比べ減少しています。



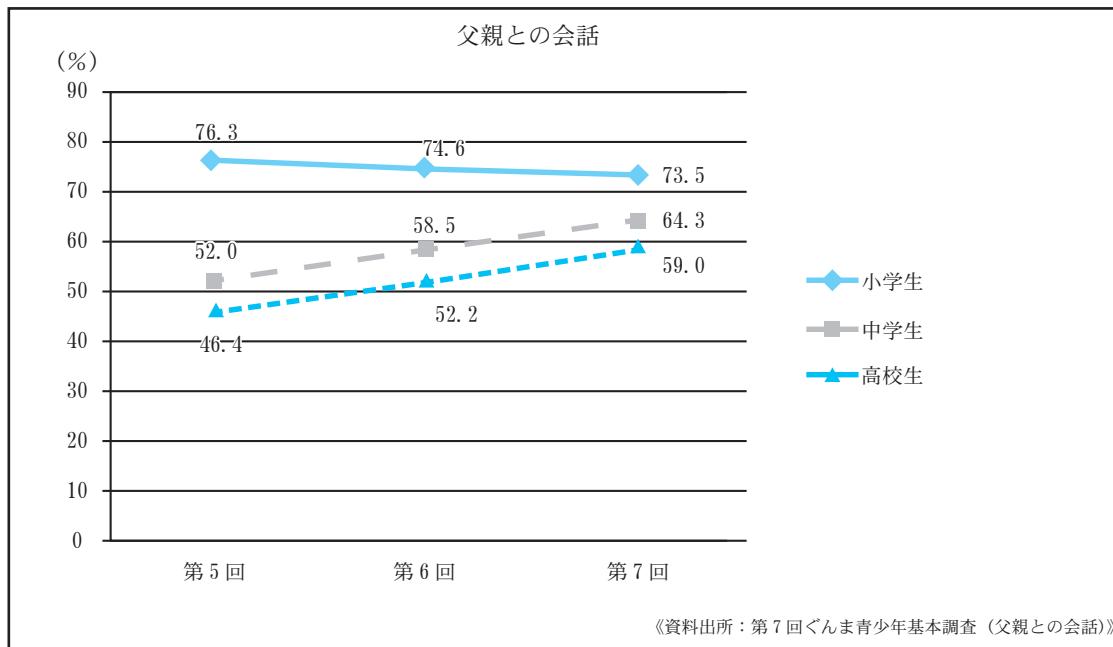
県内の高校生では、第5回、第6回調査と比較すると、各項目で、「してもよい」と回答した割合の減少傾向が見られます。特に「酒を飲む」は、第5回調査の18.9%から、今回調査では4.6%と14.3ポイント減少しています。また「髪を染めたり脱色する」は第5回調査の33.1%から9.0ポイント減少し、「ピアスをする」は第5回調査の30.0%から9.5ポイント減少しています。



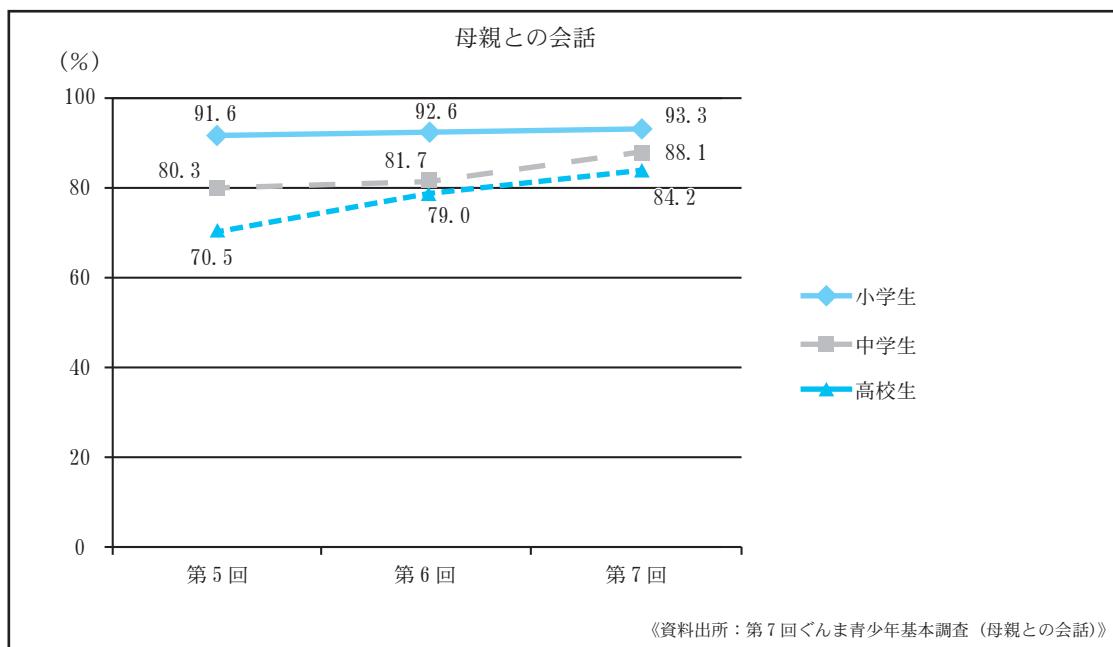
こうした状況から、県内の中学生及び高校生の規範意識は高まってきていることが窺えます。

## (2) 家庭生活

家庭で父親とよく会話するか聞いたところ、小学生で「はい」と回答した割合は、第5回調査の76.3%から、今回調査の73.5%へと2.8ポイント減少し、中学生では、第5回調査の52.0%から、今回調査の64.3%へと12.3ポイント増加し、高校生では第5回調査の46.4%から、今回調査の59.0%へと、12.6ポイント増加しています。



母親との会話について第5回、第6回調査と比較してみると、「はい」と回答した割合は、小学生ではすべての調査で90%台前半となっています。中学生は、第5回、第6回調査の8割強から今回88.1%へと増加しています。高校生でも、第5回調査の70.5%、第6回調査の79.0%から今回84.2%へと増加しています。

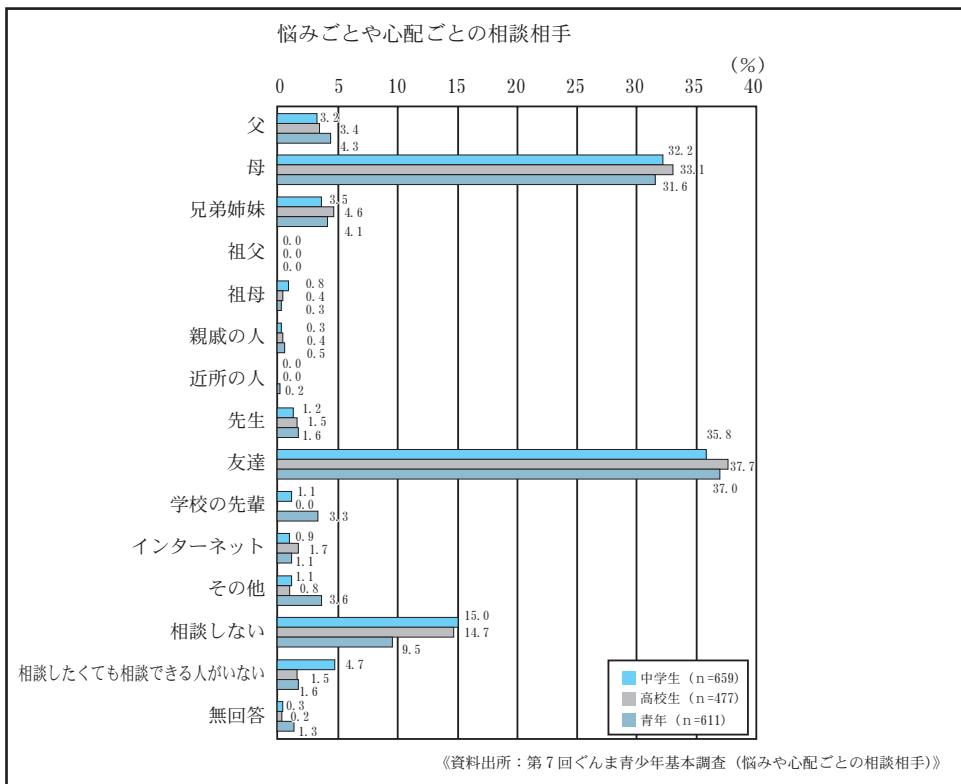


第5回、第6回調査の時と比べ、家庭において親子の会話に時間をとるようになってきたことが窺えます。

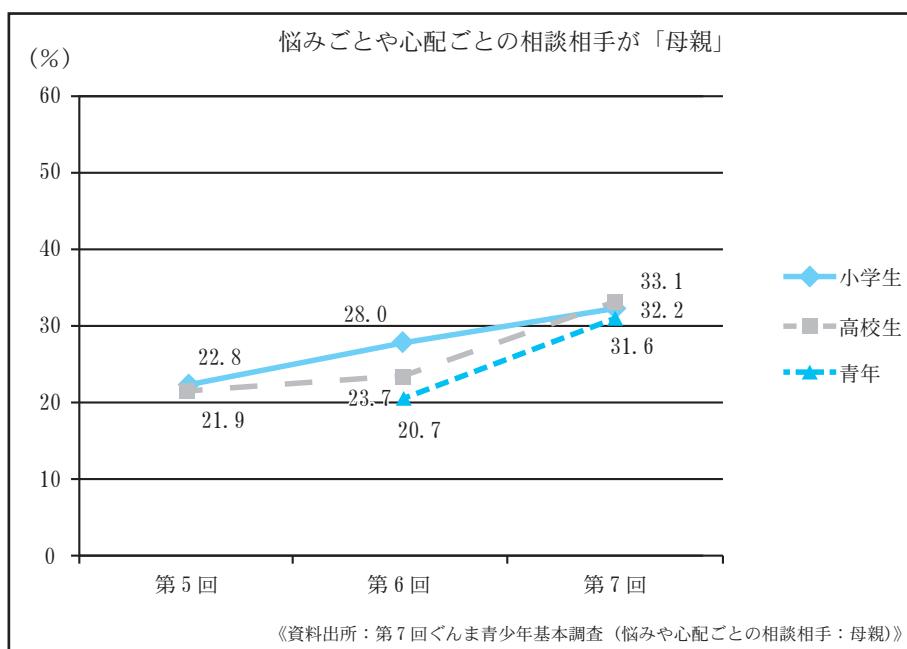
### (3) 生活全般

中学生、高校生、青年（18～29歳の勤労青年・学生）に悩みや心配ごとの相談相手を聞いたところ、各年代ともに「友達」が最も多く、中学生では35.8%、高校生では37.7%、青年では37.0%が回答しています。次いで、各年代ともに「母親」が多く、中学生では32.2%、高校生では33.1%、青年では31.6%が回答しています。

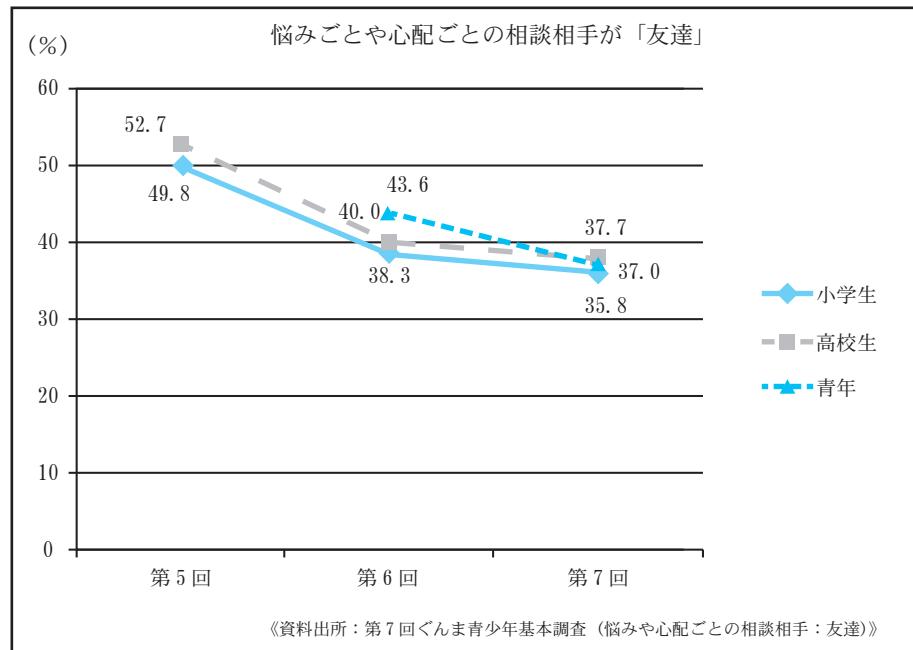
なお、各年代ともに「相談しない」が次いで多くなっています。



相談相手について、第5回、第6回調査と比較すると、すべての年代で「母親」が増加しています。【※青年は第6回より実施】



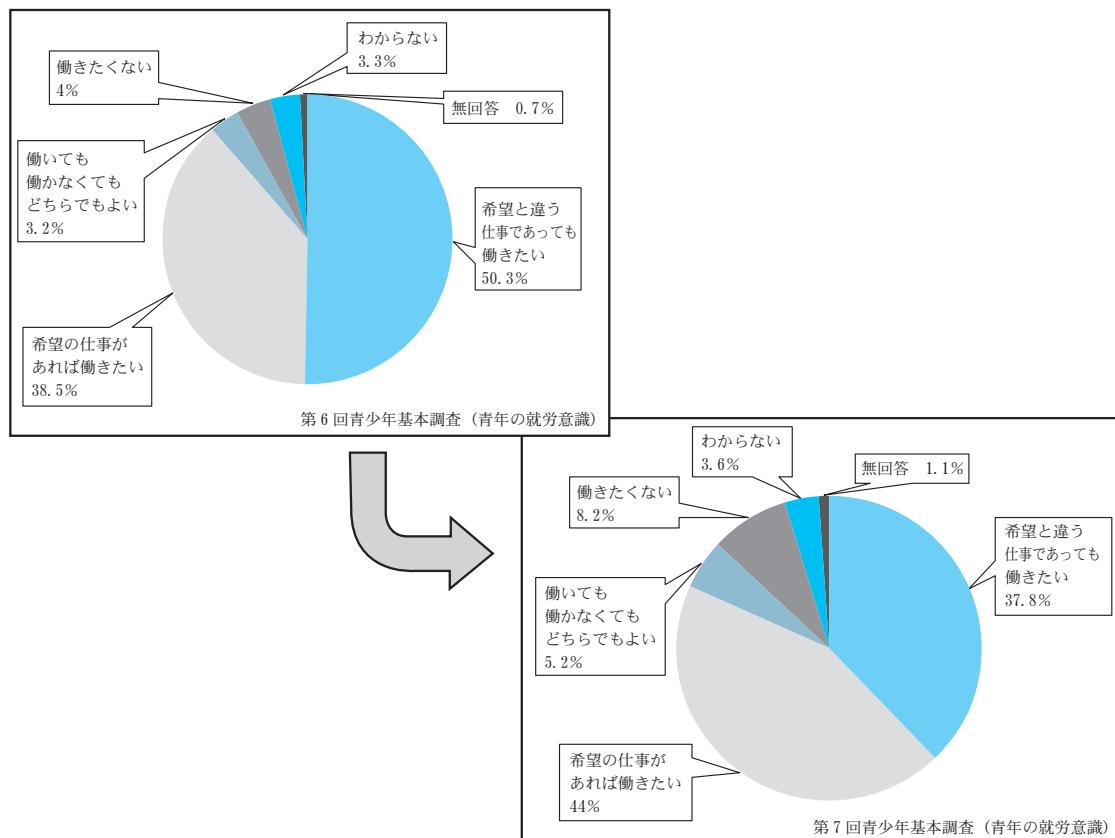
一方で、各年代とも「友達」は減少しています。中学生では第5回調査の49.8%から今回の35.8%へと14.0ポイント減少し、高校生では第5回調査の52.7%から今回の37.7%へと15.0ポイント減少しています。【※青年は第6回より実施】



#### (4) 就労意識

青年の就労意識について、第6回調査と比較すると、「希望と違う仕事であっても働きたい」の割合が37.8%と12.5ポイント減少し、「働きたくない」や「働いても働かなくても、どちらでもよい」が増加しています。

こうしたことから、将来の就労意欲が乏しい人の増加が考えられます。

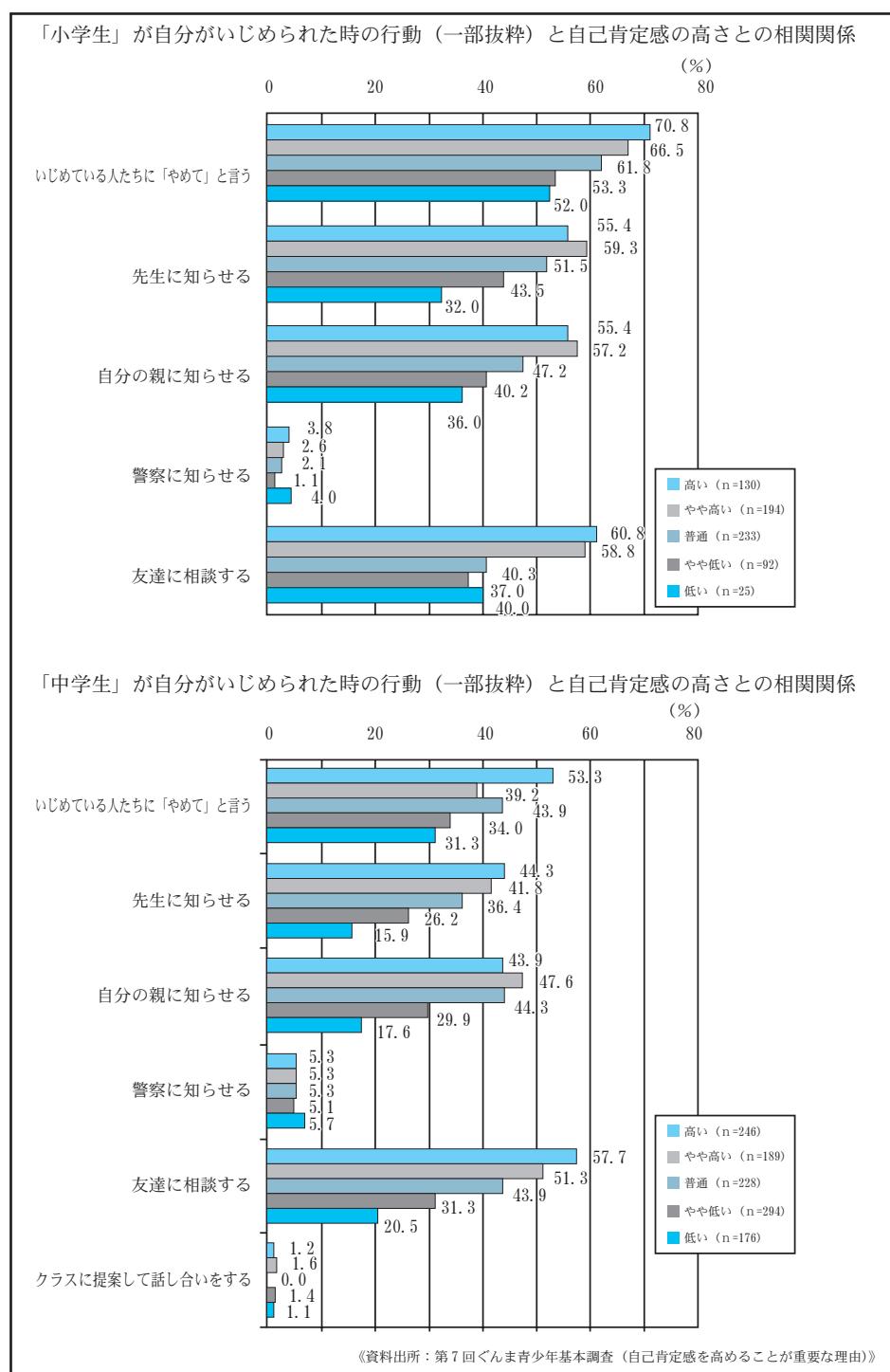


## (5) 自己肯定感

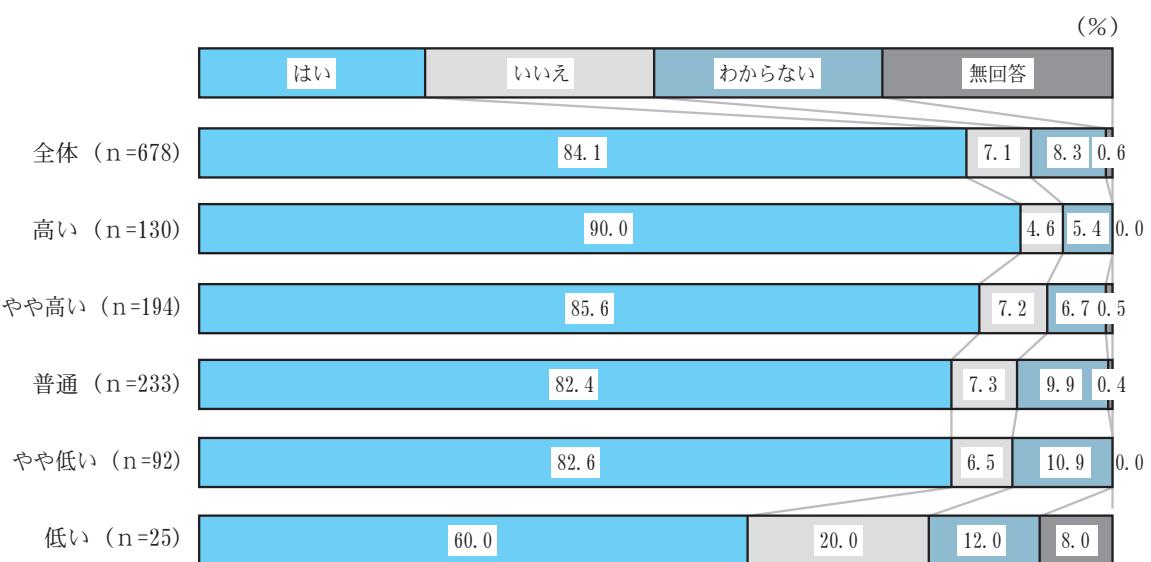
第7回ぐんま青少年基本調査（平成28年度）の各回答項目をクロス集計し、自己肯定感についての分析を行ったところ、子ども・若者が困難な状況に陥らないための力を高めるには、「自己肯定感を育むこと」が重要であることが改めて分かりました。

具体的には、自己肯定感の高さは、困難な状況（自分がいじめられた時など）においても解決しようとする力や、将来に対する希望を持ち、学校での勉強をはじめとして何事も前向きに捉えていける姿勢との関係が強いことが分かりました。

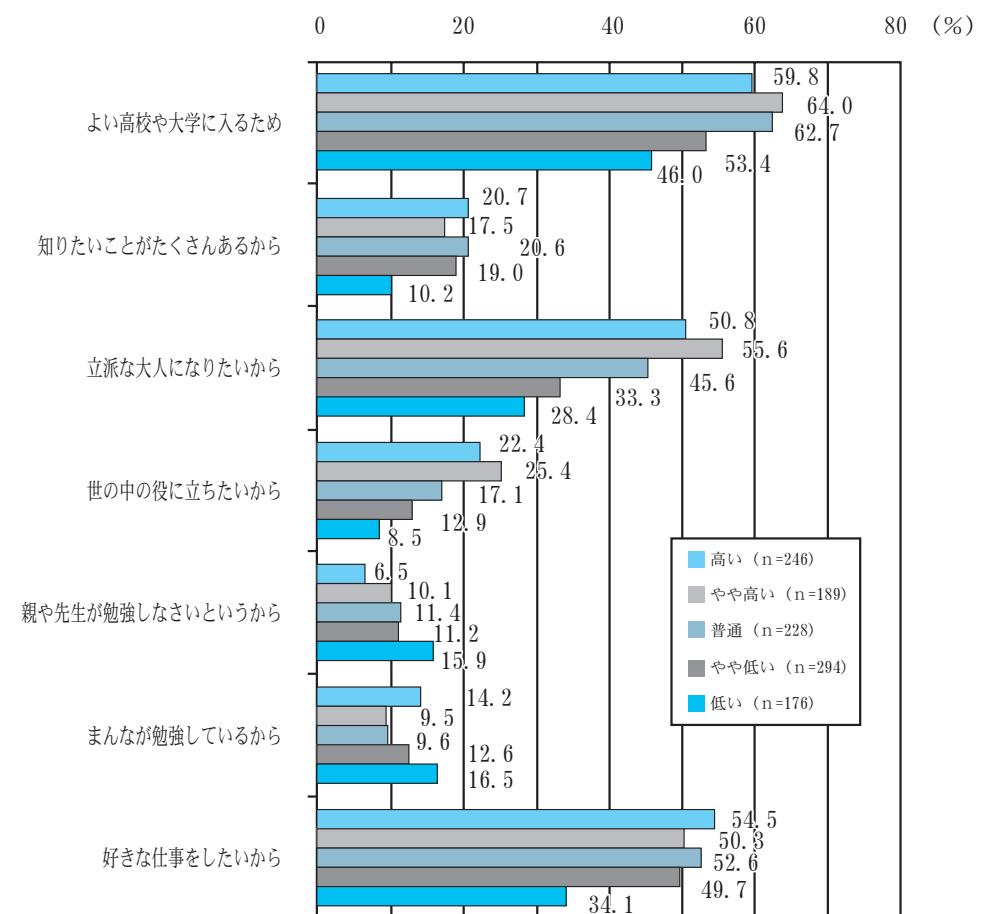
また、自己肯定感の高い小学生・中学生は、地域活動や屋外活動等の多様な経験をしてきている傾向にあります。また、両親や家人の人とよく話をし、学校生活をおもしろく楽しいと感じ、さらに友人関係も充実している傾向が見られます。



学校で勉強する理由として「大きくなったら好きな仕事をしたいから」と回答した児童と自己肯定感の高さと関係（小学生）

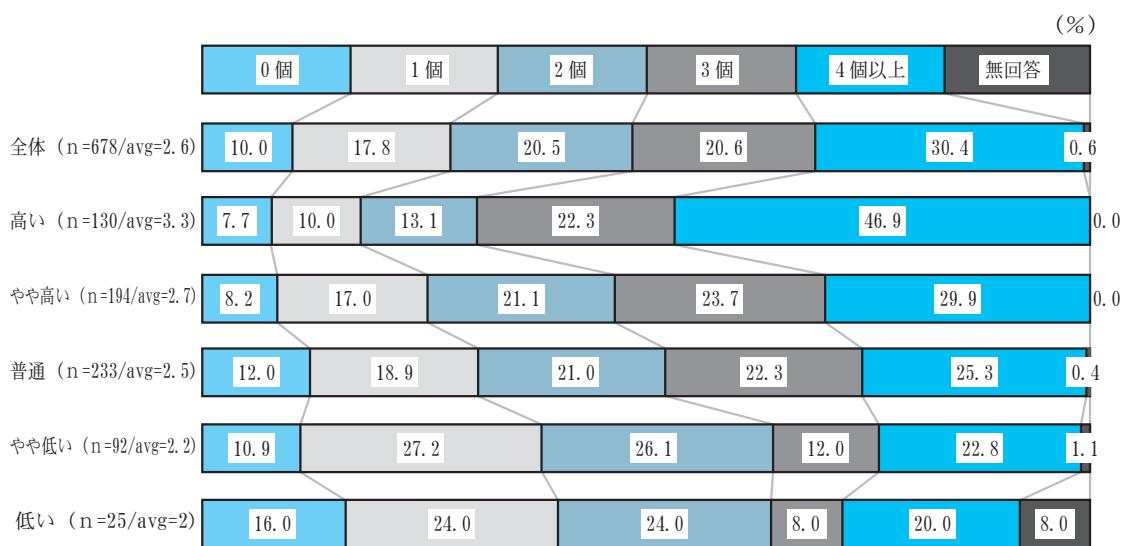


学校で勉強する理由として「大きくなったら好きな仕事をしたいから」と回答した生徒と自己肯定感の高さと関係（中高生）

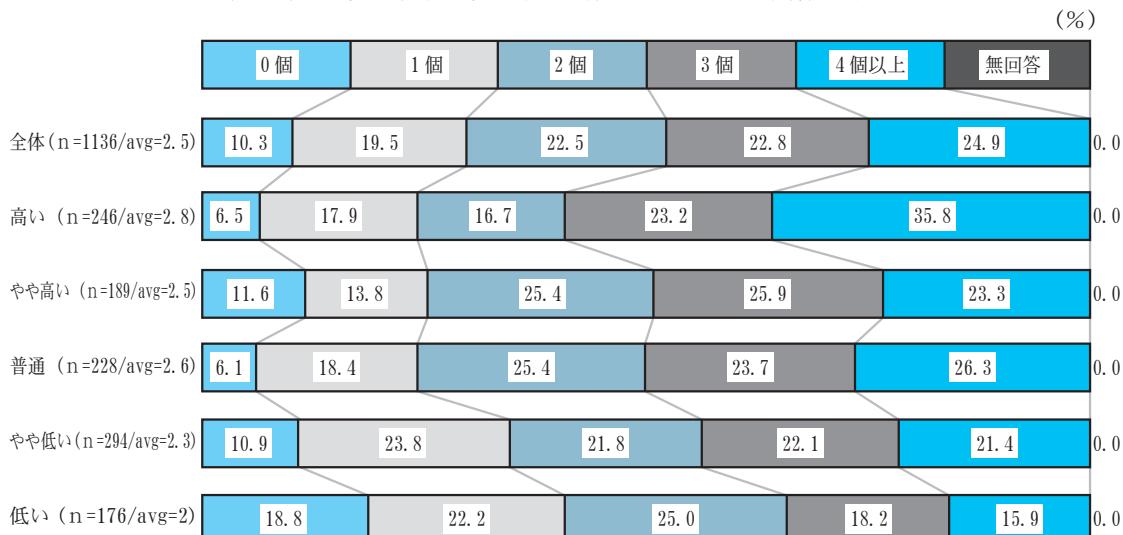


《資料出所：第7回ぐんま青少年基本調査（自己肯定感を高めることが重要な理由）》

近所の子どもたちと参加したことのある行事の回数と児童の自己肯定感の高さと関係（小学生）



地域活動への参加経験の数と自己肯定感の高さとの関係（中高生）



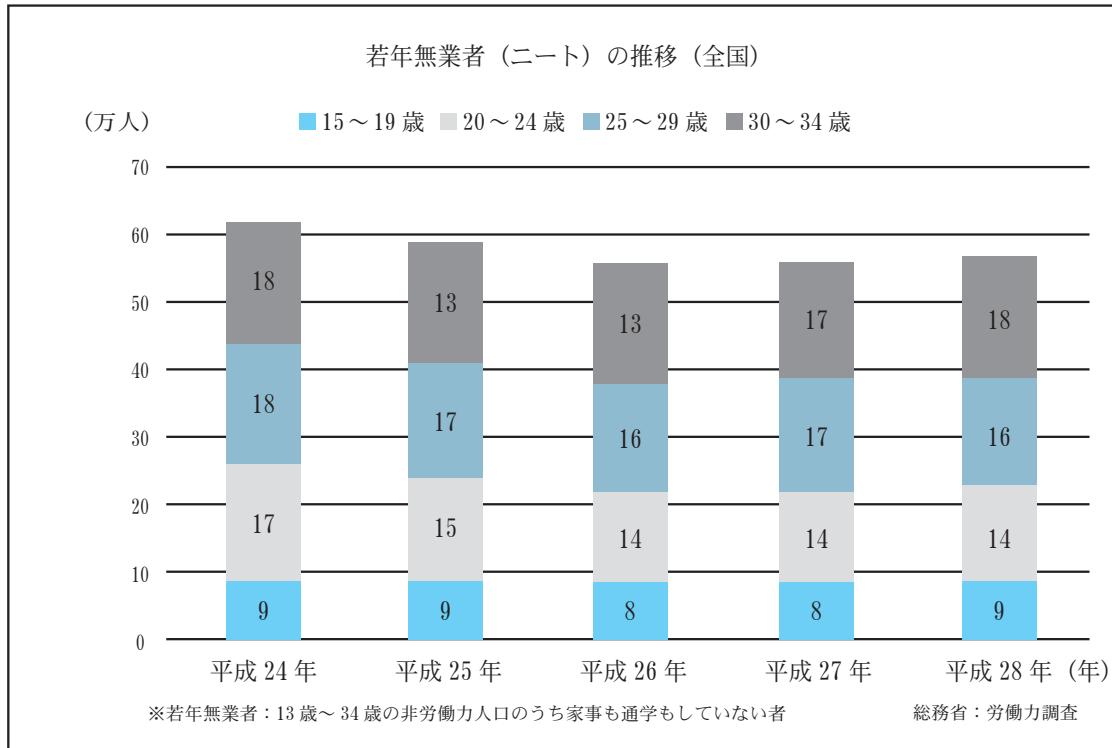
《資料出所：第7回ぐんま青少年基本調査（自己肯定感の高いのはどんな子どもか）》

## 6 困難を有する子ども・若者

### (1) ニート・ひきこもりの状況

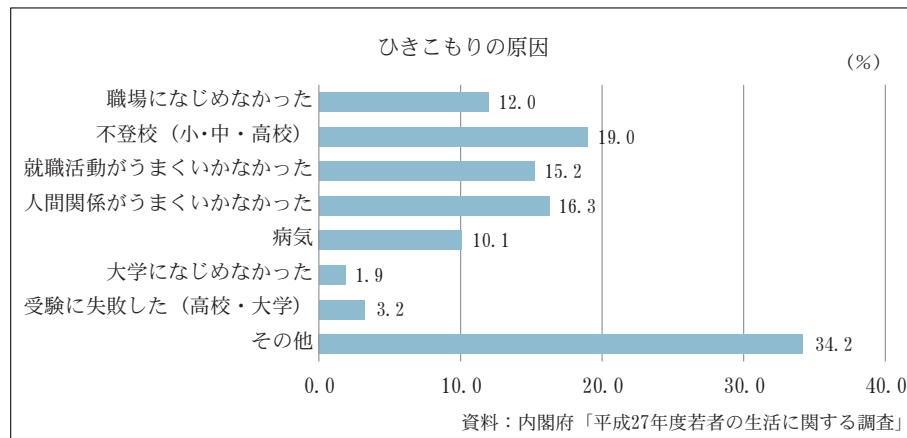
若年無業者（ニート：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は、平成28年度において全国で約57万人おり、若年人口に対する割合が2.2%となっています。

本県では、平成28年10月1日現在の15歳～34歳の人口が約37万人であることから、全国割合の2.2%を用いた推計で、約8,000人となります。



ひきこもりに関して、平成27年度に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」によると、15歳から39歳の者のうち、推計では広義のひきこもり（注2）は54.1万人、狭義のひきこもり（注3）は17.6万人いるとされ、これを本県の人口比から推計すると、広義のひきこもりは約8,000人、狭義のひきこもりは約2,600人と試算されます。

また、ひきこもりの状態になったきっかけは、「不登校」が19.0%、「人間関係がうまくいかなかった」が16.3%、「就職活動がうまくいかなかった」が15.2%となってます。



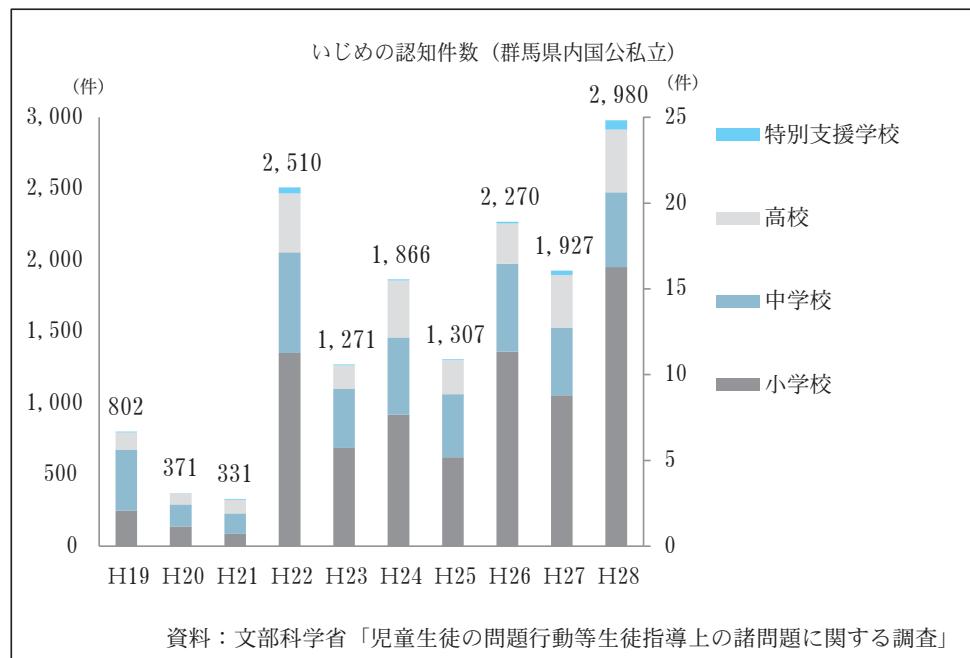
（注2）広義のひきこもり…「狭義のひきこもり」に加え、「ふだんは家にいるが趣味に関する用事の時だけ外出する」と回答した者

（注3）狭義のひきこもり…「自室からほとんど出ない」「家から出ない」「ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける」と回答した者

## (2) いじめ、不登校、中途退学者の状況

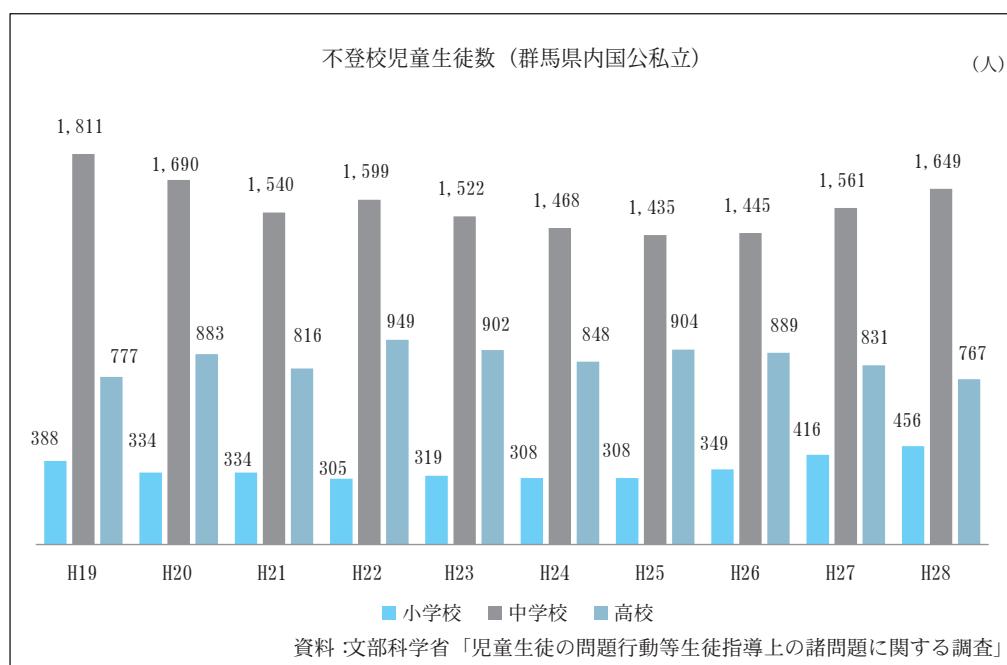
いじめは、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす要因となっており、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

本県のいじめの認知件数は、年度によって増減はありますが、小中高のすべてにおいて絶えず発生しています。



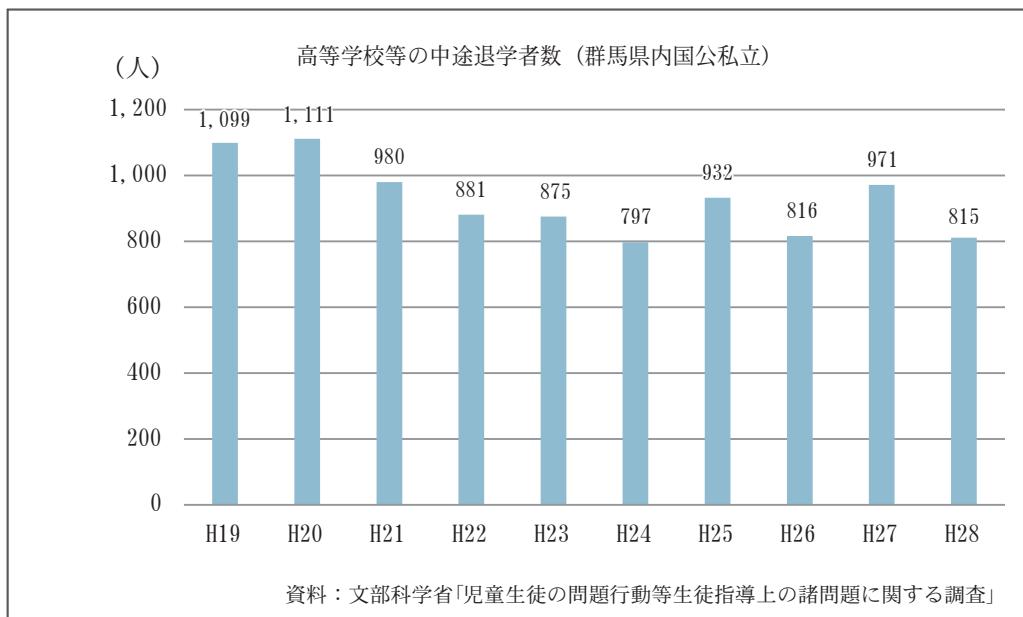
本県の不登校（年間30日以上）の児童生徒の件数は、小・中学生で増加傾向にあり、高校生は減少傾向にあります。

本県の平成28年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学生で4.4人、中学生で29.1人、高校生は14.3人となっています。



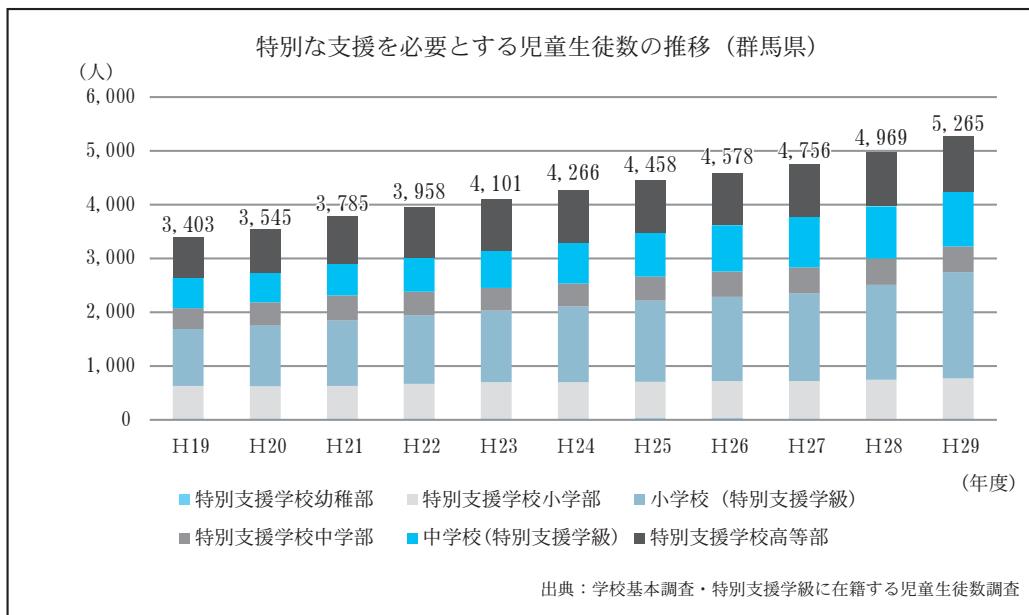
本県の高校中途退学者は減少傾向にあります、平成28年度の中途退学率は1.4%となっています。

高校を中退すると社会との繋がりが弱くなりますので、中退後において社会的自立へ向けた支援が必要となります。



### (3) 障害のある子ども・若者の状況

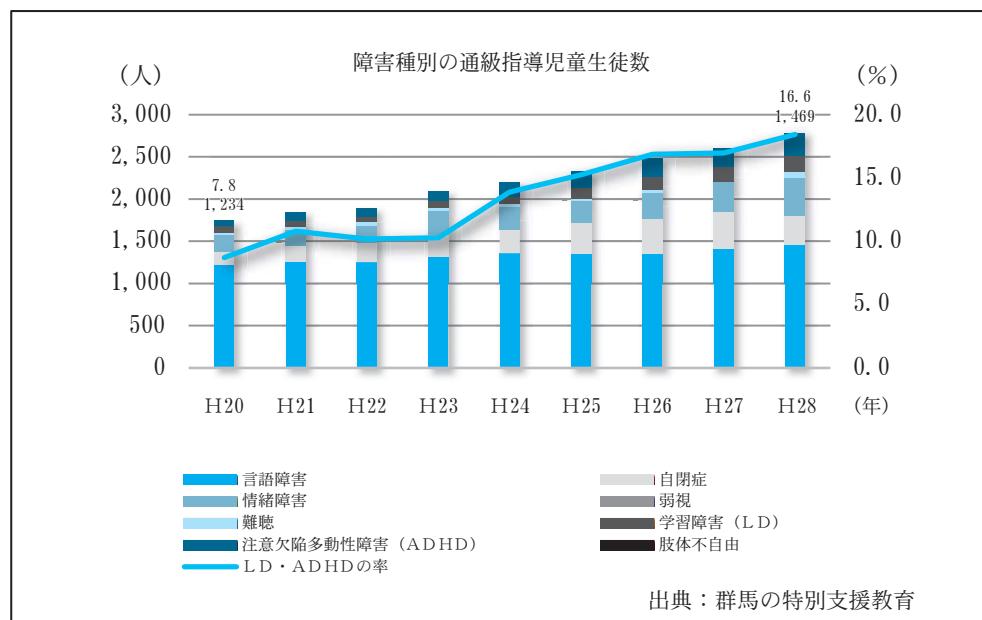
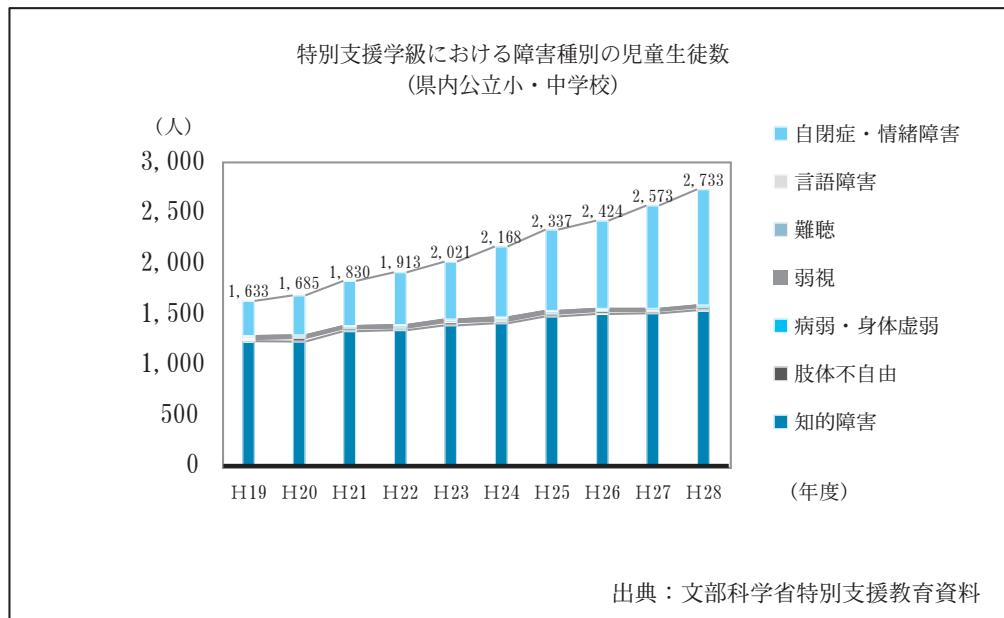
本県の特別支援学校に通う児童生徒数は年々増加しています。また、県内の公立小・中学校における特別支援学級の児童生徒数も年々増加しています。



また、特別支援学級における児童・生徒の中で、自閉症・情緒障害のある子の割合が小・中学校において増えてきています。

さらに、通級指導（注4）においては、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）の割合が増加傾向にあります。

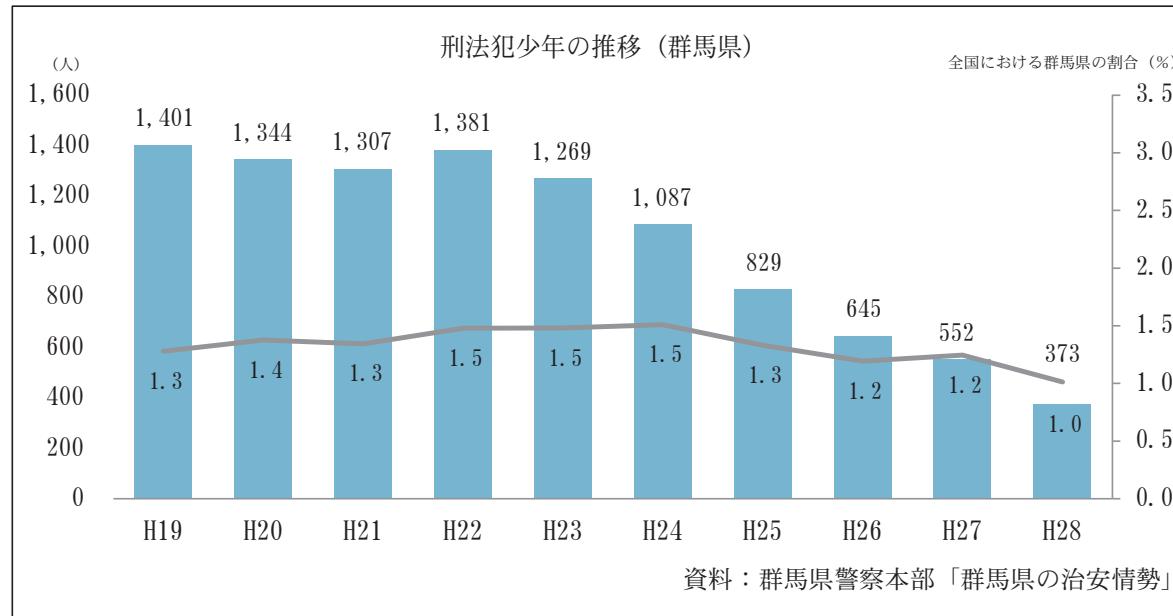
（注4）通級指導…通常の学級に在籍しながら、通級指導の時間のみ、その子の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行うこと



#### (4) 少年非行の状況

少年犯罪検挙人員は、10年前の平成19年と比較すると1,028人減少し、平成28年度は373人となっています。

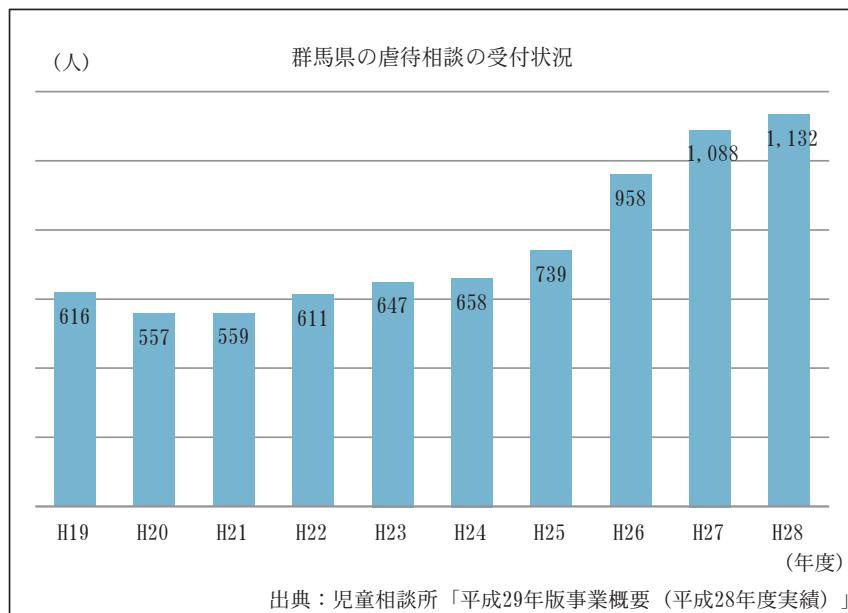
また、全国的に見ても、非行少年は減少しており、10年前では少年犯罪検挙人員は109,563人でしたが、平成28年度では31,516人まで減少しています。



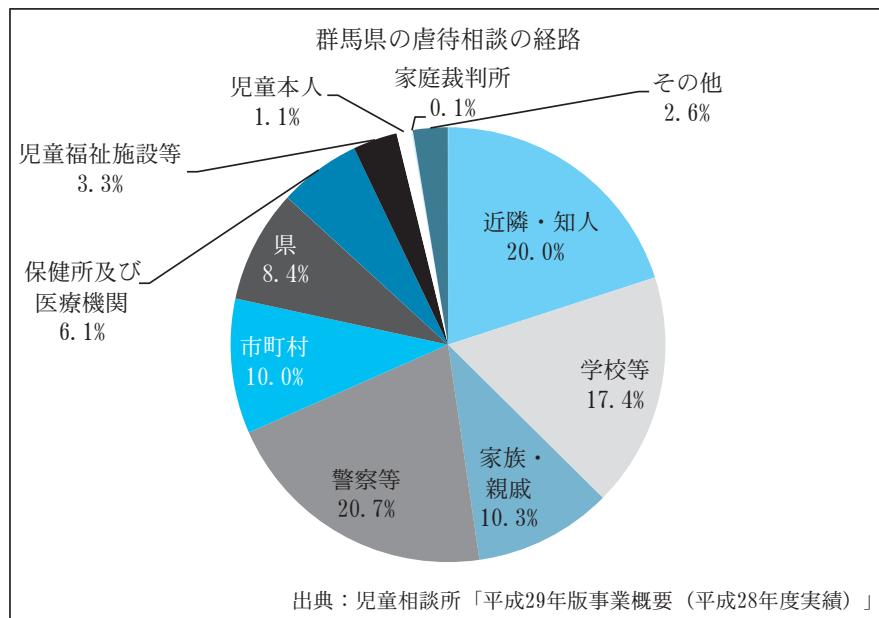
#### (5) 児童虐待の状況

児童虐待件数は全国的に増加していますが、本県の虐待相談の受付状況においても、毎年度右方上がりで推移しており、平成28年度は前年度比44件増の1,132件となり、過去最高となっています。

平成19年度と比較すると約2倍の増加となり、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の324件の約3.5倍となっています。

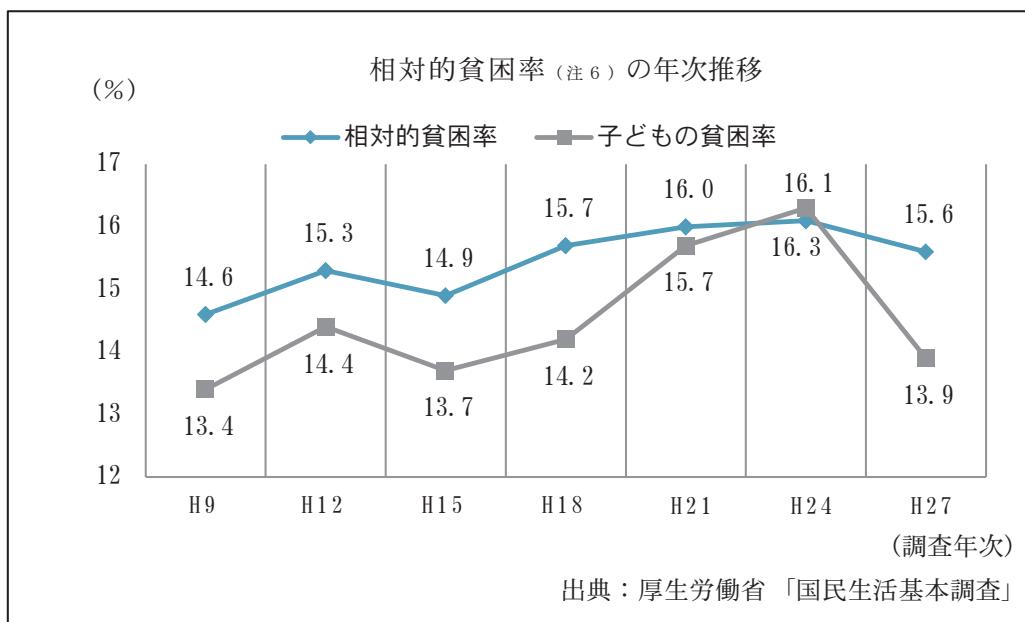


また、警察との連携が進む中で、虐待相談の経路も「警察等」からが平成27年度は14.7%であったところ、平成28年度は20.7%となり、経路先として割合が高くなっています。



#### (6) 子どもの貧困

17歳以下の子どもの貧困率（注5）は13.9%（平成27年）と12年ぶりに改善したものの、依然として、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあります。

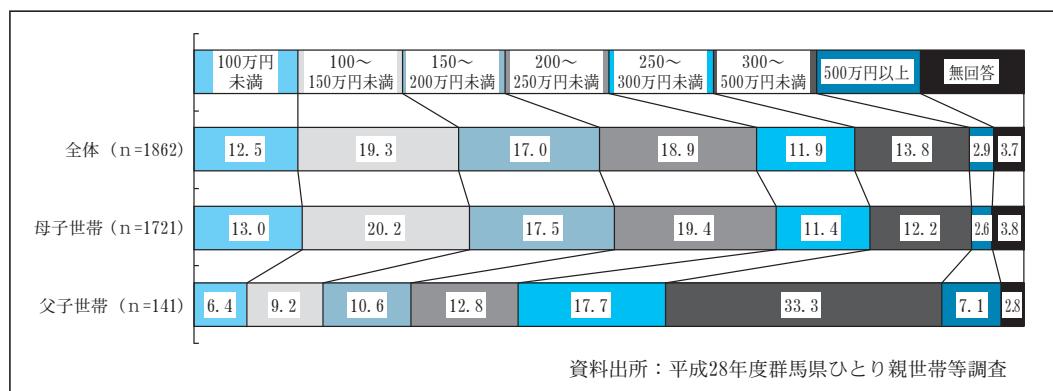
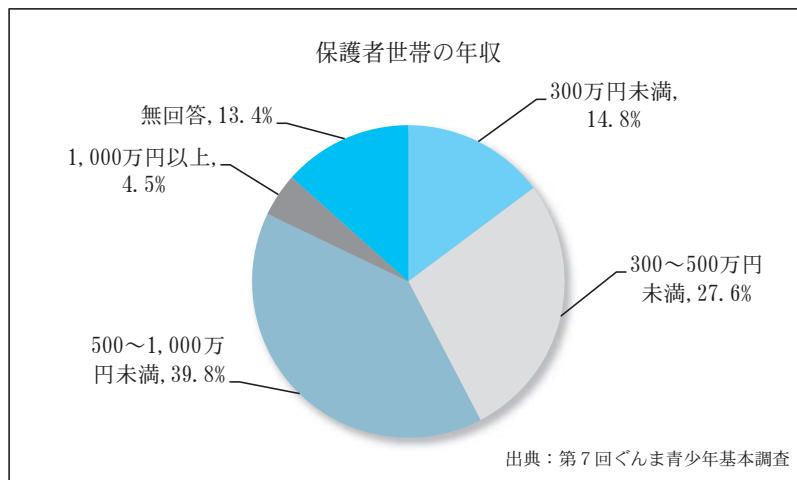


(注5)「子どもの貧困率」…17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

(注6)「相対的貧困率」…収入から税金・社会保険料等を差し引いた手取り収入から、世帯人数による影響を調整して算出した、世帯人員1人当たりの所得の中央値の半分の額（「貧困線」という。）に満たない人の割合

本県の状況を見ると、「第7回ぐんま青少年基本調査」によると、保護者世帯の年収において「300万円未満」が全体の14.8%でした。

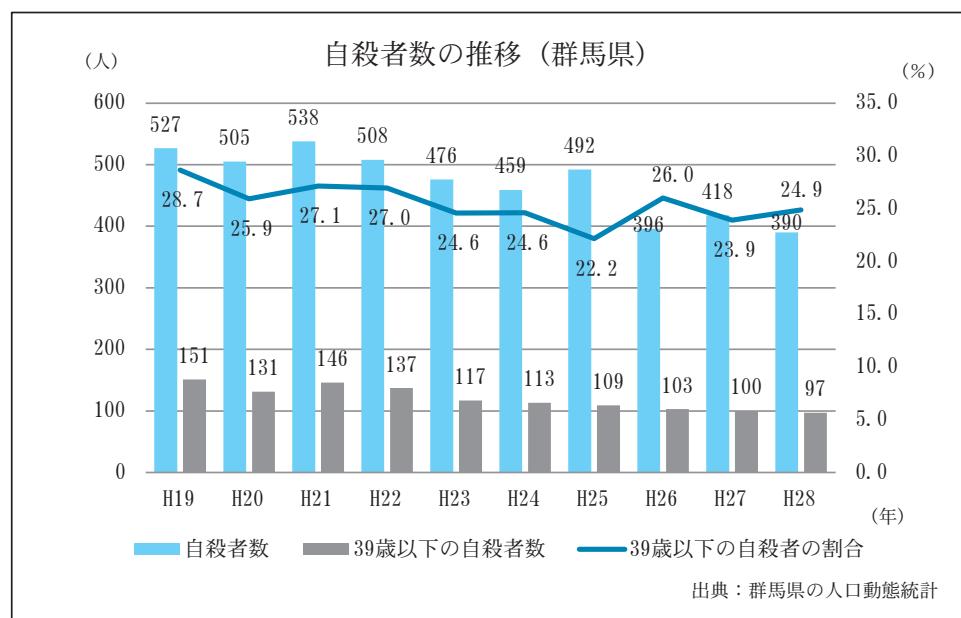
一方で「群馬県ひとり親世帯等調査」では、母子世帯の8割(81.5%)、「父子世帯」の6割弱(56.7%)が世帯の年収が300万円未満でした。



## (7) 特別な配慮が必要な子ども・若者の状況

### ①自殺

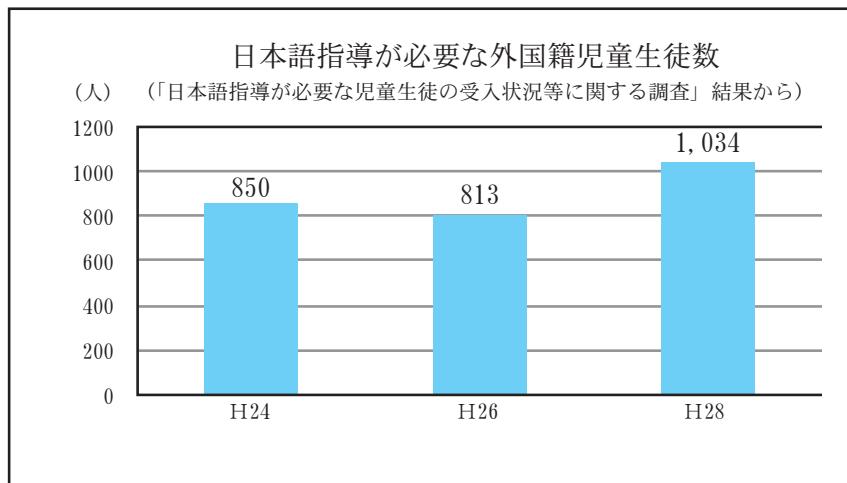
本県の39歳以下の自殺者数は、平成28年は97人で、少しずつですが減少傾向で推移しています。



## ②外国人の子どもや帰国児童・生徒等

外国人の子どもや帰国児童・生徒で、日本語指導を必要とする児童・生徒も増えてきており、就学の機会を逸したり、学習面で遅れが出たりする様子が見受けられるようになりました。よりきめ細やかな対応を行うことが求められています。

また、定住外国人の若者の就職について、円滑な就職の実現に向けて、適性に応じた個々のニーズを踏まえた綿密な支援が必要とされています。



## ③多様な性

性同一性障害（注7）や性分化疾患（注8）、L G B T（注9）等により、困難な状況における子ども・若者がいます。学校等において多様な性に対する理解と認識が深まるような啓発や教育の推進、また、地域社会における偏見や差別をなくし理解を促進する取組が必要となっています。

（注7）性同一性障害…生物学的な性（体の性）と性の自己分析（心の性）が一致しない疾患のこと

（注8）性分化疾患…生物学的な性（体の性）が曖昧な状態である先天的な疾患のこと

（注9）L G B T…女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、性同一性障害を含む体と心の性が一致しないで性別に違和感を覚える人々（Transgender）の頭文字をとった総称

## 第2節 現状からの課題考察及び現行計画策定後の環境の変化等

### 1 現状からの課題考察

子ども・若者を取り巻く現状からは、様々な課題が見えてきています。今後の施策の方向性の検討に当たって重要となる考え方を整理しました。

#### ◇ 一人ひとりの子ども・若者の自立への支援の必要性

子ども・若者の人口減少が続く中、地域の未来を活力ある確かなものにしていくためには、子ども・若者一人ひとりが自立するまで、地域の身近な大人たちが温かく包み込むようにして、しっかりとその成長を支えることが不可欠です。

子ども・若者の自立のための基礎として重要なものは、大人との適切な関わりの中で、子どもたちが様々な体験を通して得ることができる自己肯定感、そして、友だちや家庭をはじめとする周囲の大人との関わり・交流の中で育まれる社会性などであり、これらは、前向きな人生観や行動力につながっていくものです。

しかしながら、核家族、ひとり親世帯など家族形態の変化や多様化により、家族が十分関わって子ども・若者の成長を見つめることができない状況になってきており、また、情報通信技術の発展により容易に可能になったはずの「つながり」も、友だちとの関わり・交流を本当に深めているのかどうか疑問が残ります。

このような課題の存在をしっかりと認識しながら、大人たちは一人ひとりの子ども・若者がたくましく自立へ向けて成長していくように支えていく必要があります。

#### ◇ 困難な状況に応じたきめ細やかな支援の必要性

いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、高校中退、障害、貧困など、様々な困難を抱えている子ども・若者が存在しています。

子どもたちの置かれた環境はそれぞれ異なり、また、これらの困難が相互に影響し合い、複雑に絡み合っているケースも、地域の現場で支援に携わる職員等から多数報告されており、これらの困難には、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要になってきていると考えられます。

#### ◇ 地域社会全体で子ども・若者を支援する必要性

今、地域の中では、子ども・若者のための支援活動に熱心に取り組んでいる方々や民間団体が数多く存在しています。一人ひとりの活動や個々の団体の活動は、たとえ小さな取組であっても、一つ一つの支援活動の点が結ばれ、それらが地域全体を覆うようなものになれば、地域の方々の支援の力は、単純な足し算ではなく、累乗した力となって、より大きく發揮されるものと考えています。

このため、子ども・若者が、日頃から様々な体験を通して困難に陥らない・負けない「力」を身に付けていくためには、教育や児童福祉関係の機関による専門的な相談支援の取組だけでなく、子ども・若者の周囲にいる地域の大人たちの適切な関わりが不可欠です。

ここで、いま一度、地域社会の中で脈打つ支援の力を借り、地域と関係機関が密接に連携して地域社会全体で子ども・若者を支援していくという、いわば子ども・若者を地域全体で包む込むようなイメージでの支援（地域包み型の支援）が必要と考えています。

さらには、こうした地域の中にあって、すべての子ども・若者が社会参画の機会を得て、多様な他者との協働を通じて、自己実現が図れるように支援していくことが求められています。

## 2 現行計画策定後の環境の変化等

現行計画〔第1期群馬県子ども・若者計画（平成25年3月策定）〕の策定後において、日々、社会環境はめまぐるしく変化しています。その後、本県が策定した他計画や実態調査結果も踏まえながら、今後の施策の方向性を検討することとしました。

### ◇第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」（平成28～31年度）

総合計画の政策の柱として「群馬の未来を担う子ども・若者の育成」が掲げられ、郷土への誇り・愛着、たくましく生きる力の育成等を推進することとしています。

また、総合計画での県民アンケートにおいて、子どもの規範意識や道徳心などの「社会性の育成」を重要度が高いと回答している一方、満足度としては低いという結果となっています。

### ◇子供・若者育成支援推進大綱（内閣府、平成28年2月策定）

「子どもの貧困」や企業による若者の「使い捨て」、インターネットによる有害情報など新たな社会的課題が追加されています。

### ◇群馬県子どもの貧困対策推進計画（平成28～31年度）

貧困の世代間連鎖の解消や、すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現などを基本方針としています。

### ◇第7回ぐんま青少年基本調査（平成28年度調査）

人間関係づくりが苦手や、就労意欲が乏しい等の傾向が見られています。また、自己肯定感の高い子は、いじめなどの困難に立ち向かおうとすることがわかりました。

### ◇群馬県子どもの生活実態調査（平成28年度調査）

経済的困窮の差だけでなく、親子の関わりの問題も、学力の遅れや基本的生活習慣、自己肯定感、社会性などの不足に影響を与えていることがわかりました。

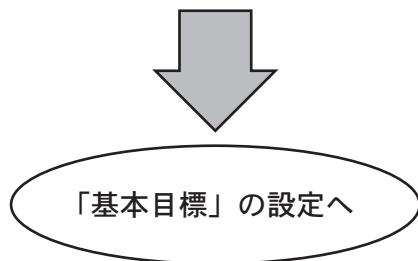
### 第3節 今後の考えるべき方向性

子ども・若者を取り巻く現状からの考察及び現行計画策定後の環境の変化等から見えることは、今の子ども・若者にとっての最も根本的な課題として、自らが自立しよう、自立したいという気持ち（＝自立度）が弱くなっているのではないか、さらに、そうしたことによって、様々な困難さが表出してきているのではないかと考えます。

このため、今後の施策の方向性を考えていくに当たり、子ども・若者の“自立”をキーワードとして、下記の「3つの方向性」を考察しました。

- ① 学力・生活力など自立のための基礎づくりが重要な柱となること。
- ② それぞれの子ども・若者の置かれた状況、困難を抱えている状況などに応じたきめ細やかな支援が不可欠であること。
- ③ 子ども・若者は、取り巻く地域社会との関係の中で、自立が育まれるものであること。

これら「3つの方向性」を踏まえ、本計画での目指すべき方向について、次ページの「基本目標」として設定しました。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

困難の有無に左右されず、  
それぞれの個性を活かしながら、  
社会の中で自立・参画・共生できる  
子ども・若者の育成

子ども・若者を取り巻く環境は、一人ひとりそれぞれ異なり、困難の有無やその状況は様々です。

生まれ育った環境やそれぞれの発達段階で生じた困難な状況を、子ども・若者が抱えこまないよう、地域全体で支えながら、社会の一員として、それぞれの場所で輝く子ども・若者を育てることが求められます。

今回策定する「第2期 群馬県子ども・若者計画」において、これからの人たちの子ども・若者の育成の目指すべき基本目標として、『困難の有無に左右されず、それぞれの個性を活かしながら、社会の中で自立・参画・共生できる子ども・若者の育成』を掲げました。

これは、一人ひとりの子ども・若者が、たとえ困難な状況に直面していたとしても、自らの個性を活かしながら、社会的に自立するとともに、地域社会の中での自らの役割を持って参画し、そして、自分を活かせる居場所をしっかりと持って他者と共生できるように、子ども・若者の育成に取り組んでいこうというものです。

子ども・若者は個々の一人の人間として生き、様々な外的要因に反応したり、自らの内なるものを表現しながら、日々、自己成長を遂げています。自己の反応や表現の方法等は、一人ひとりが多彩であり、それが「個性」とも言えるのではないかと思います。本計画の推進に当たっては、その人が持っている「個性」を尊重した上で、支援等に際しては、画一的ではなく、その一人ひとりにとって最適な支援や対応が、今、求められていると考えています。

本計画においては、「子ども・若者一人ひとりの自立」を最初の目指すべき方向性の入り口に据え、次のステップとしての「参画」「共生」にまで至ることができるよう、子ども・若者の個々の状況に応じた支援と地域社会全体での支援とをうまく組み合わせながら、地域全体で子ども・若者を温かく包み込む「地域包み型」の支援に取り組んでいきたいと考えています。

【まとめ】現状・課題、環境変化等→3つの方向性→基本目標

子ども・若者を取り巻く現状・課題

- 社会環境は大きく変化→大人との良好なつながりが希薄化
  - ・家族の少人数化、家族形態の多様化、インターネット被害など
- 抜け出しにくい困難な状況の連鎖
  - ・いじめ、不登校、児童虐待、ひきこもり、貧困など

現行計画策定後の環境の変化等

◇第15次県総合計画（H28～31）

子ども・若者の郷土への誇り・愛着、たくましく生きる力の育成等を推進。

◇国子供・若者育成支援推進大綱（H28.2）

「子どもの貧困」や企業による若者の「使い捨て」、インターネットによる有害情報など新たな社会的課題を追加。

◇県子供の貧困対策推進計画（H28～31）

貧困の世代関連差の解消や全ての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現などが基本方針。

◇県青少年基本調査（H28）

人間関係づくりが苦手、就労意欲が乏しい等の傾向。また、自己肯定感の高い子は、いじめなどの困難に立ち向かおうとすることが判明。

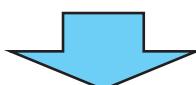
◇県子どもの生活実態調査（H28）

経済的困窮だけでなく、親子の関わりの問題も、学力の遅れや基本的生活習慣、自己肯定感、社会性等の不足に影響があることが判明。



現状・課題から見えた方向性

- ① 自立のための基礎づくり
- ② それぞれの子ども・若者の困難な状況に応じた  
きめ細やかな支援
- ③ 地域社会との関係の中で自立が育まれる



基本目標（目指す方向）

困難の有無に左右されず、  
それぞれの個性を活かしながら、  
社会の中で自立・参画・共生できる  
子ども・若者の育成

## 2 施策の基本的視点

### I 一人ひとりの成長と自立を支援する

一人ひとりの子ども・若者の健やかな育成施策として、社会的自立に向けた基礎づくりや、職業的・社会的自立の促進に取り組んでいきます。

#### (基本施策①) 社会的自立に向けた基礎づくり

基本的な学習習慣や生活習慣を身に付けさせるとともに、多様な体験ができる場づくりを進め、社会的自立に必要な自己肯定感をはじめとした基礎的な力を養い、心身ともにしなやかで健全な子ども・若者を育みます。

また、子ども・若者が抱える課題に対して、早期発見・早期対応ができる体制づくりの充実を行います。

#### (基本施策②) 職業的・社会的自立の促進

キャリア教育やインターンシップ等を通じて、社会的・職業的自立のために必要な力を育成し、社会や仕事に対する理解を進め、就労意欲や仕事への定着力を高めます。

また、特別な支援を必要とする子ども・若者の就労に関する取組を充実します。さらに、ボランティア活動等を通じて、社会へ参画できる力を育成します。

### II 困難な状況等に応じて支援する

子ども・若者が抱える困難な状況に応じた支援や、子ども・若者に対する被害防止と保護に取り組んでいきます。

#### (基本施策③) 困難な状況ごとの支援

いじめや不登校をはじめとした様々な困難な状況にある子ども・若者へきめ細やかな支援を行い、社会との円滑なつながりが保てるよう取組を推進します。

また、性別や国籍の違い、障害の有無等に関わりなく、お互いに尊重しながら共生できる環境づくりに努めるとともに、自殺予防の対策を講じていきます。

#### (基本施策④) 子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待の早期発見・早期対応に努め、社会全体で児童虐待を解消できるよう取り組んでいきます。

また、犯罪に遭った人への支援をするとともに、性犯罪をはじめとした子ども・若者の福祉を害する犯罪への対応に努めます。

### III 社会全体で支援する

学校・家庭・地域の連携を進め、家庭教育への支援や健全な社会環境等の一層の充実を図るとともに、すべての子ども・若者が健やかに成長することができる社会づくりに取り組んでいきます。

#### (基本施策⑤) 健全育成に繋がる社会環境づくり

学校、家庭や地域との連携により、家庭や地域の教育力を高めていきます。

また、SNSをはじめとしたインターネットに起因する被害等から子ども・若者を守る機運を高めるとともに、犯罪等がおきにくい地域づくりに努めます。

#### (基本施策⑥) 相談支援の充実と多様な担い手づくり

地域社会の中で脈打つ人々の支援の力を借りながら、地域ぐるみでの困難を有する子ども・若者への支援体制の充実を進めていくとともに、連携ネットワークづくりに努めます。

また、地域による健全育成を推進する力を高めるとともに、子ども・若者の社会的自立を支援する地域人材の育成に努め、社会全体ですべての子ども・若者を育成支援する機運を醸成します。

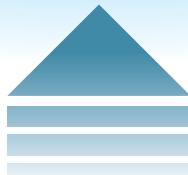
### 3 施策体系

【基本的視点】	【基本施策】	【取組の柱】
I 一人ひとりの成長と自立を支援する	①社会的自立に向けた基礎づくり	1 社会生活を円滑に営むことができる力の育成 2 多様な体験活動の推進 3 しなやかな心と健やかな体の育成 4 相談体制の充実
	②職業的・社会的自立の促進	5 職業観や就労意欲の育成 6 就労等支援の充実 7 社会への参画の促進
II 困難な状況等に応じて支援する	③困難な状況ごとへの支援	8 いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、高校中退者等への支援 9 子どもの貧困への対応 10 障害のある子ども・若者への支援 11 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 12 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
	④子ども・若者の被害防止・保護	13 児童虐待の早期発見・早期対応 14 被害者支援と福祉を害する犯罪への対応
III 社会全体で支援する	⑤健全育成に繋がる社会環境づくり	15 家庭や地域の教育力の向上 16 犯罪等の被害に遭いにくい地域づくり
	⑥相談支援の充実と多様な担い手づくり	17 子ども・若者支援協議会の推進 18 地域社会における健全育成の充実 19 成長と自立を支える担い手の養成

## 【基本目標、施策体系のイメージ図】

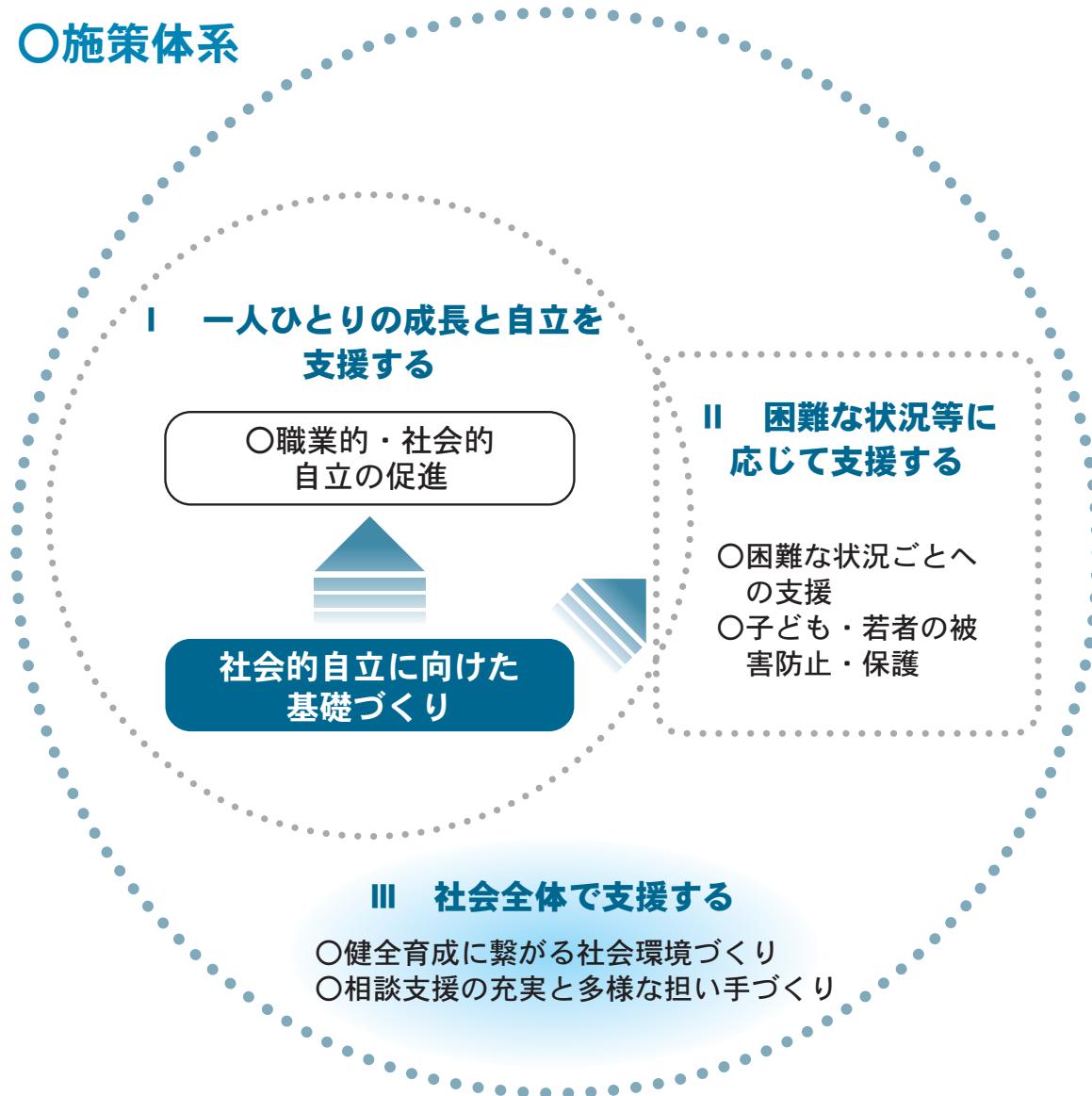
### ○基本目標

困難の有無に左右されず、  
それぞれの個性を活かしながら、  
社会の中で自立・参画・共生できる  
子ども・若者の育成



I、II、IIIの各支援施策の推進により、基本目標の実現に取り組む。

### ○施策体系



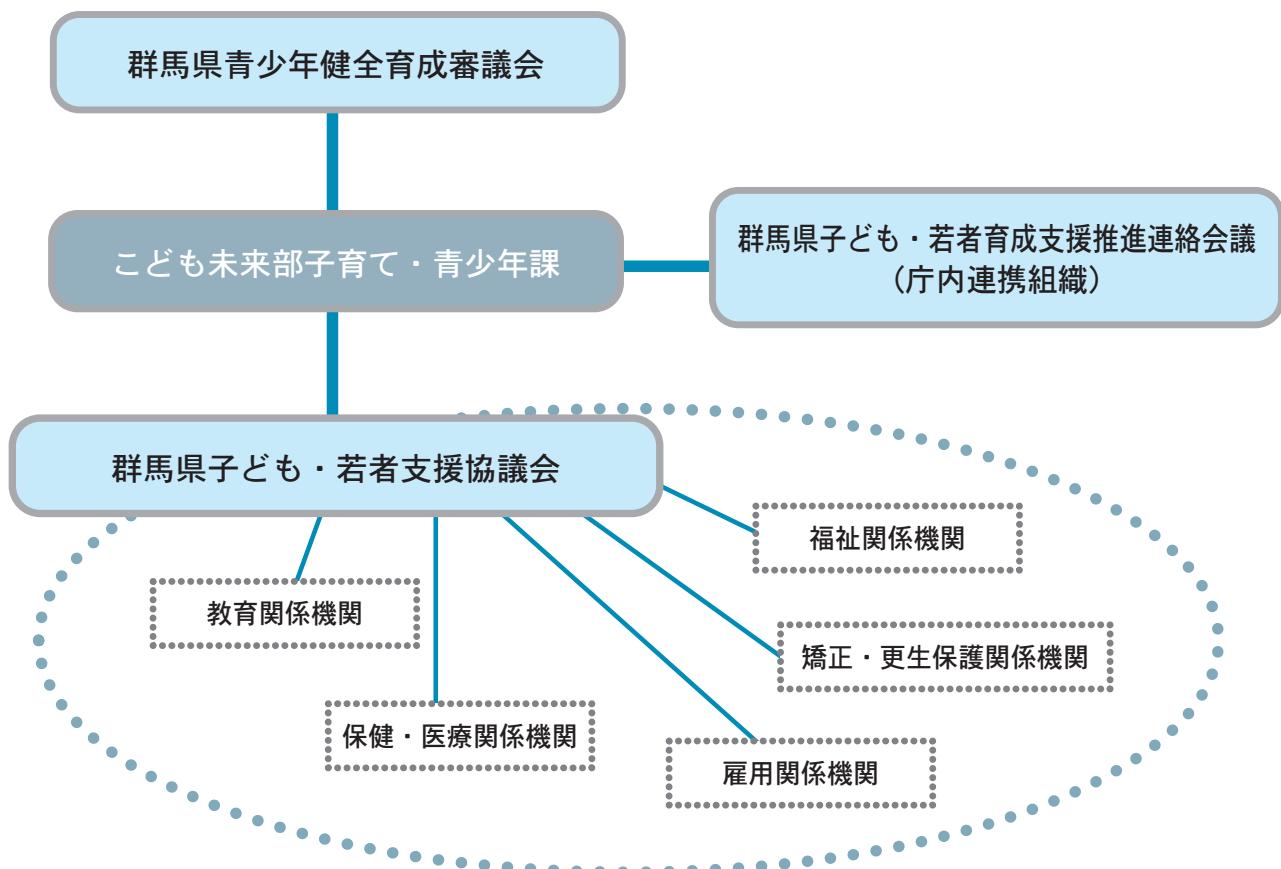
## 第4章 計画の推進

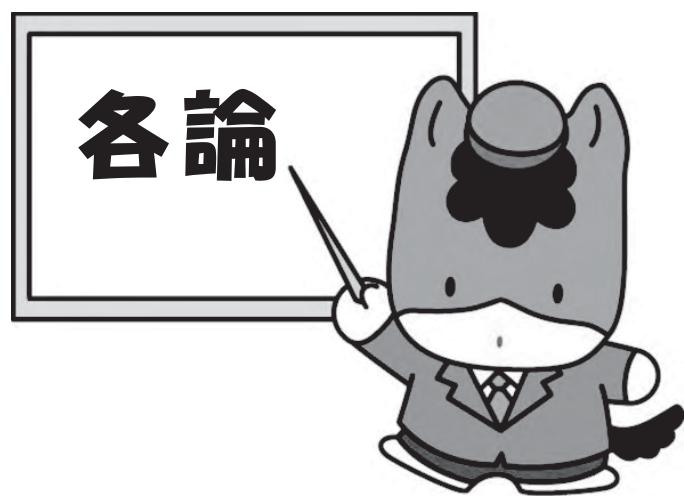
子ども・若者育成支援施策を総合的かつ効果的に取り組んでいくため、子ども未来部長を長とする「群馬県子ども・若者育成支援推進連絡会議」において、教育、福祉、保健、医療、雇用、県民生活等の関連分野との密接な連携を図り、庁内部局横断的な施策の推進と進捗管理を行っていきます。

また、困難を有する子ども・若者への支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係行政機関及び相談支援機関等により構成する「群馬県子ども・若者支援協議会」（平成25年8月設置）や市町村、NPOをはじめとした民間団体等との情報共有・意見交換等を図りながら、オール群馬による子ども・若者育成支援施策を展開できるように、連携・協力して地域の実情に応じた取組に努めています。

さらに、計画を効果的かつ着実に実施していくため、毎年度終了後、各取組の柱の効果や課題等を「群馬県青少年健全育成審議会」において点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の施策の取組等や、その後の計画の見直し等に反映させていくなど、社会情勢の変化に的確に対応した施策の推進を図っていきます。

### ■群馬県子ども・若者計画の推進体制





## II 各論

### 第1 具体的な取組の展開

基本目標「困難の有無に左右されず、それぞれの個性を活かしながら、社会の中で自立・参画・共生できる子ども・若者の育成」の達成に向けて、3つの基本的視点、6つの基本施策、19項目の取組の柱を掲げ、子ども・若者の育成支援に係る施策を総合的に推進していきます。

### 第2 「取組の柱」の構成

次ページ以降の「取組の柱」の各項目は、下記の内容で構成しています。

#### ○現状と課題

「取組の柱」を展開する上で、前提となる現在の状況と、子ども・若者の育成施策を提供できるようにするための課題を記したものです。

#### ○取組の方向性

基本目標の達成に向けて、課題を解決していくための取組の方向性を記したものです。

#### ○達成目標（指標）

取組の効果を検証するため、計画の最終年度である平成31年度における達成目標を原則として数値で示しています。なお、本計画は総合計画の個別基本計画であり、それとの整合性を図るために、計画の終期を総合計画と合わせたことから、達成目標についても総合計画と同じ内容を採用しています。

## 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

### 基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり

基本的な学習習慣や生活習慣を身に付けさせるとともに、多様な体験ができる場づくりを進め、社会的自立に必要な自己肯定感をはじめとした基礎的な力を養い、心身ともにしなやかで健全な子ども・若者を育みます。

また、子ども・若者が抱える課題に対して、早期発見・早期対応ができる体制づくりの充実を行います。

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり

(担当所属：子育て・青少年課 保健予防課 交通政策課 (教) 総務課 学校人事課  
義務教育課 健康体育課 県警少年課)

### 取組の柱1 社会生活を円滑に営むことができる力の育成

子ども・若者が他者との関わりの中で社会的に自立をしていくために、食生活をはじめとした基本的な生活習慣を確立するとともに、善悪の判断といった規範意識の育成を図ります。さらに、発達段階に応じた学力の定着等を図り、社会生活を円滑に営むことができる力を育てます。

#### ○現状と課題

##### 《食生活習慣の確立》

- ・子ども・若者の心身の健康や意欲を高めるには、早寝、早起き、朝ごはんなど、規則正しい生活習慣が欠かせません。こうした中で、子どもの朝食の欠食については改善が見えてきていますが、その食事内容は、主食・主菜・副菜が揃っていない割合が高いなど、健康づくりの理解に基づく行動に至っていません。
- ・学校現場においても食に関する指導と直接関連する教科等であっても、教職員が食育を意識した指導が行えていない場合があります。
- ・子どもたちの食生活の自立に向けて、食の関心を高めて調理の知識や技能の定着を図るとともに、多様な関係者が、その特性等を活かしつつ、互いが密接に連携・協力して、食育に関する施策の実効性を高めていくことが求められています。
- ・第2次群馬県食育推進計画の取組に関するアウトカム評価について、20代を中心とする若い世代では各指標において、その値が低い傾向であることがみられました。

##### 《規範意識の育成》

- ・子ども・若者の規範意識やコミュニケーション能力、粘り強さの低下が言われています。こうした中で、本県では小学校1年生に「ぐんまの子どものためのルールブック50」を配布するとともに、成長段階の早い時期からマナーを身につけるという方針のもと、各学校や家庭での活用を促します。
- ・平成26年度に私立の小学校1年生にも配布対象を拡大したことや、保育士等を対象とした研修会等でも配布することにより、各方面で活用しています。今後はより一層の学校・家庭・地域の連携による活用が求められています。
- ・学校では道徳や学級活動等の時間にルールブックを活用した授業実践をもらえるよう、学校現場での具体的な実践に向けた取り組みを求めるとともに、労働政策課の実施する「いきいきGカンパニー認証制度」を通じた普及啓発活動以外にも、直接的に家庭へ周知する取り組みも必要と考えられます。
- ・非行少年の検挙・補導数は、平成28年中で、前年度比221人減の497人と減少しています。しかし、再犯者率については、約30%台で高止まりの状態です。

### 《学習習慣の定着》

- ・平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、全体的な傾向として、必要な情報を取り出して自分の考えを述べたり、考えた方法や理由を説明したりすることなど、「知識・技能を活用し課題解決を図る力」の育成が課題となっています。
- ・知識・技能の着実な習得、活用する力の育成を図っていくため、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等における授業改善を組織的・継続的に進めていく必要があります。

### 《子どもの居場所》

- ・様々な事情を抱え孤立している家庭や長時間労働の共働き家庭の子どもにとつては、自立の基礎となる基本的な生活習慣や規範意識を育む親以外の大人と関われる居場所が求められています。

### 《子ども・若者を取り巻く依存症》

- ・スマートフォンの普及に伴い、子ども・若者の所持率も非常に高まっています。このことよりスマートホン依存の問題が顕在化してきました。保護者を巻き込んだ依存しないためのスマートホンのルールづくりや、より充実したペアレントコントロールへの意識啓発が求められています。

### ○取組の方向性

#### 《食生活習慣の確立》

- ・市町村及び関係機関・関係団体など関係者がネットワークを築き、課題の解決に向けた社会環境づくりの取組を推進していきます。
- ・生涯を通じた間断のない食育の実現のため、若い世代を中心に、食に関する意識を高め、知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践し、次世代に伝え、つながる食育を推進します。

#### 《規範意識の育成》

- ・「ぐんまの子どものためのルールブック50」を学校や家庭で活用してもらえるよう周知する取り組みを充実させます。
- ・道徳教育やボランティア活動等を通じて、規律ある生活態度を身に付けるとともに、社会生活を営む上で必要な社会性や規範意識を高めます。
- ・初発型非行を生み出さないこと、再犯者にならないための立ち直り支援をすることを主眼に、非行防止教育を学校や関係機関と連携して推進します。
- ・民間支援団体との連携により、立ち直り支援の充実を図ります。

#### 《学習習慣の定着》

- ・全国学力・学習状況調査等の結果を生かし、各学校における組織的・継続的な学力向上に向けての取組を充実させます。
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての教科等において、育成を目指す資質・

能力を明確化し、「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。

#### 《子どもの居場所》

・学校以外の子どもの居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室を推進するとともに、子どもや家庭が抱える様々な事情により居場所に参加できない、もしくは、それでも不十分な子どものため、民間団体が取り組む子ども食堂や無料学習塾等の活動を支援するなど、地域で子どもを育む体制整備を推進します。

#### 《子ども・若者を取り巻く依存症》

・ネット依存の危険性を理解してもらうため、「おぜのかみさま」県民運動の一環で進めている小・中・高校で行っている講話の中に、ネット依存症の内容に触れるとともに、国の事業を活用した教職員をはじめとした子ども・若者と寄り添う人向けにスマホとの上手な付き合い方やネット依存への予防をテーマとした講演会等を開催し、県内への普及啓発に努めます。

#### ○達成目標（指標）

「『全国学力・学習状況調査』における全国の平均正答率との差」(小学校・中学校)

現状（平成27年度） 小6：-0.3% 中3：+1.7%

↓

目標（平成31年度） 小6：+2.0% 中3：+3.0%

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり

(担当所属：国際戦略課 文化振興課 保健予防課 自然環境課 緑化推進課 生涯学習課  
県警少年課)

### 取組の柱2 多様な体験活動の推進

自然体験やボランティア体験、文化・芸術に触れる体験的な活動は、子ども・若者の意欲や関心を引き出します。多様な体験活動を推進し、子ども・若者の自立心や主体性、協調性、変化に対応する力を伸ばし、自己肯定感や自尊感情を育てます。

#### ○現状と課題

##### 《文化・スポーツに触れる体験活動》

- ・子ども・若者の豊かな人間性や社会性を育み、意欲を引き出すためには、発達段階に応じた様々な体験活動が必要となります。
- ・第2次文化振興指針策定アンケート（H29 文化振興課実施）の中で、「子どもたちへの文化芸術等の継承」の重要度は高くなっていますが、満足度は低い傾向となっています。また、若者の美術館・博物館離れも顕著となっています。
- ・美術館・博物館・文学館における展示・体験学習、短歌教室等の教育普及活動における「鑑賞・体験機会の提供」をより充実させるとともに、更なる周知・広報活動が必要と考えられます。
- ・「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録（H25.12）されました。一方で家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの食文化や豊かな味覚が失われつつあることから、子どもに伝統的な食文化を触れさせが必要と考えられます。
- ・県警察では、少年に礼儀や規範意識、忍耐力等を身につけさせ、非行防止と健全育成に資するため、県内各警察署において少年柔道剣道教室を運営しており、参加する少年が前向きに技を競い合う等、お互いに向上する様子が見られます。

##### 《自然体験活動》

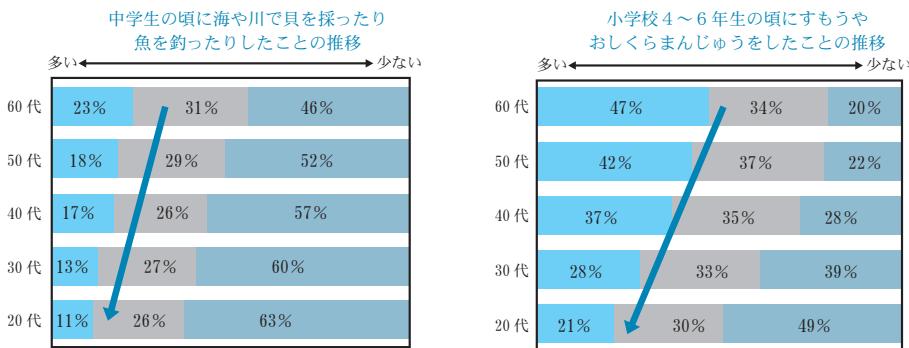
- ・本県の自然の宝庫と称される尾瀬に触れる「尾瀬学校」において、小・中学校在学中に子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験を通した環境学習により自然保護の意識を醸成し、郷土を愛する心を育むことを目的として、学校設置者に対し、バス借上料及びガイド費用を補助して環境学習を実施しています。
- ・現状では「尾瀬学校」に係る時間の確保が難しい等の理由により、未実施の学校もまだ多くあります。

尾瀬学校実施状況

	平成20年度 (参考)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校 (参加人数)	56校 (3,097人)	82校 (4,321人)	84校 (4,406人)	82校 (4,051人)	77校 (3,784人)	72校 (3,405人)
中学校 (参加人数)	52校 (5,048人)	72校 (6,903人)	73校 (7,155人)	74校 (7,398人)	62校 (6,429人)	61校 (6,090人)
合計 (参加人数)	108校 (8,145人)	154校 (11,224人)	157校 (11,561人)	156校 (11,449人)	139校 (10,213人)	133校 (9,495人)
※実施率	41.6%	59.3%	59.8%	59.1%	54.4%	51.3%

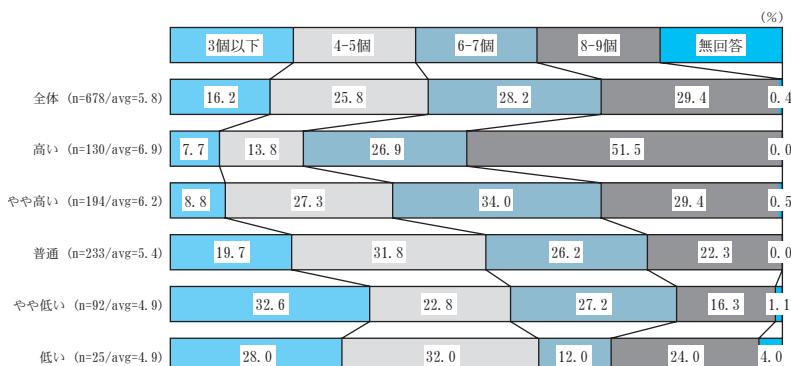
・独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査（H22）によると、子どもの頃の読書活動が多いほど、人間性豊かな大人になる傾向にあるとなっていますが、本県では1日当たり30分以上の読書をしている小・中学生の割合が減少し続けていますから、読書活動のさらなる推進が求められています。

・体験活動については、各年代別に見ると、徐々に自然体験や友だちと体を使って遊ぶ機会が減ってきています。（国立青少年教育振興機構：「子どもの体験活動の実態に関する調査研究《H22調査実施》」）



・第7回青少年ぐんま基本調査（H28 子育て・青少年課実施）の中で、今まで体験したことと自己肯定感の高さとの関係については、小・中学生とも体験したことの数が多い人ほど、自己肯定感が高くなっています。

小学生「今までに体験したこと」の回答数：自己肯定感の高さとの関係



(出典：第7回ぐんま青少年基本調査)

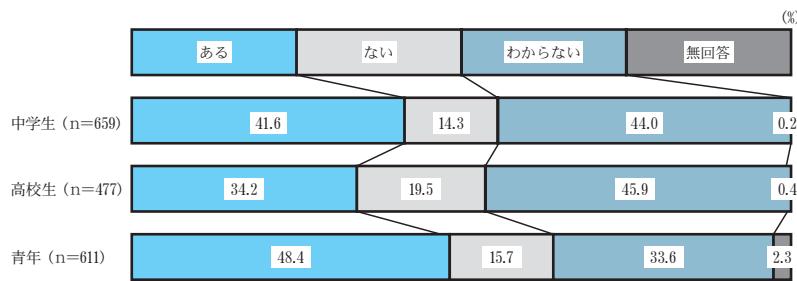
### 《ボランティア体験活動》

・平成29年度全国学力・学習状況調査の中で、ボランティア活動への参加経験は、前回調査との比較の中で、小学生はほぼ変わらず、中学生においても微増にとどまっている状況にあります。

ボランティア活動に参加したことがあるか (%)			
	ある	ない	わからない
小	H25	39.1	22.9
	H29	40.7	21.0
中	H25	52.4	20.6
	H29	54.9	17.7

(出典：全国学力・学習状況調査)

- ・第7回ぐんま青少年基本調査の中で、中学生・高校生とも、ボランティアの参加意思是「わからない」が「ある」を上回っていることから、ボランティアに対する意識を高め、参加を促進することが課題となっています。



(出典：第7回ぐんま青少年基本調査)

### ○取組の方向性

#### 《文化・スポーツに触れる体験活動》

- ・第2次群馬県文化振興指針に基づき、群馬の特色ある文化の活用と発信、東国文化の魅力発信、県立文化施設の発信力強化、文化を活かした地域づくりに取り組みます。
- ・美術館や博物館、文学館では、学校との連携を深め、鑑賞教室や体験活動プログラム等、各館で充実した学習活動の場を提供するとともに、周知・広報活動等として従来の紙媒体に加え、若者のニーズが高いWebサイトやSNSでの情報提供を積極的に行います。
- ・子どもが早い段階から興味・関心をもって伝統的な食文化を学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるとともに、食に関する指導や地域の行事などにおける伝承活動を促進します。
- ・読書活動に関連したイベントを開催し、子どもの読書時間の向上を図ります。
- ・各警察署の少年柔道剣道教室への参加を広く呼びかけると共に、引き続き、少年の非行防止と健全育成のため、同教室の運営と県大会である少年柔道剣道大会を開催していきます。

#### 《自然体験活動》

- ・尾瀬学校をはじめとした様々な自然体験について、教育機関との連携を図りながら、一人でも多くの児童生徒が群馬の自然に触れ合えるよう環境学習を推進します。
- ・参加校の少ない市町村の校長会や教育委員会の訪問及び参加がない小・中学校を個別訪問し、尾瀬学校のPRを行うとともに、尾瀬学校経験者の校長先生に対するインタビューを行い、PR用のDVDを作成し、教育委員会及び学校PRの際に活用します。
- ・群馬、福島、新潟の3県合同で開催する尾瀬子どもサミットは、他県の児童生徒との貴重な交流の場であることから、登山用品店へのチラシの配布や尾瀬保護財団のホームページに募集内容を掲載する等、参加者の募集強化に取り組みます。
- ・各青少年教育施設等において、施設の特色を生かした自然体験や生活文化体験等の様々な体験活動の場や機会を提供し、青少年の豊かな人間性や社会性を育み

ます。

#### 《ボランティア体験活動》

- ・青少年が同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、主体性や協調性等を育むことができるよう、異年齢・異世代が参加する活動の充実を図ります。
- ・ボランティア活動の楽しさや充実感を味わえるように、ボランティア体験の機会を提供するとともに、なるべく多くの子どもたちに参加を呼びかけるために、学校や関係機関等との連携を促進します。

#### ○達成目標（指標）

「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」と回答した小・中学生の割合

現状（平成27年度） 小6：46.4% 中3：34.2%

↓

目標（平成31年度） 小6：50.0% 中3：50.0%

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり

(担当所属：人権男女・多文化共生課 児童福祉課 保健予防課 薬務課 国保援護課  
食品・生活衛生課 義務教育課 生涯学習課 健康体育課 県警少年課)

### 取組の柱3 しなやかな心と健やかな体の育成

心の健康に関する知識をはじめとした健康教育の推進や未成年者の喫煙や飲酒といった思春期特有の課題に対応し、子ども・若者の健全育成に努めます。困難な状況になってもあきらめない「しなやかな心」と、たくましく生きるための「健やかな体」を育みます。

#### ○現状と課題

##### 《学校教育におけるしなやかな心の育成》

- ・子ども・若者の豊かな人間性や社会性の育成を図るために、学校の教育活動において道徳教育を取り組んでいる中で、道徳の特別の教科化に向けた指導内容や方法、体制等に実践的な研究を進め、成果等について全県的な発信を行っています。
- ・平成26年12月に作成した道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」は、県内の小・中学校で活用されていますが、各校の年間指導計画に位置付けて一層の活用を図るという点においては、まだ、不十分といえます。
- ・新たな道徳教育に取り組む指定校の取組を他校へ広げるとともに、各学校の常時指導の充実を更に図ることが課題です。
- ・近年、小・中学生等によるいじめ、自殺が増加し、この原因の一つに、生命の大切さに対する子どもたちの認識の低さ、それを支える家族機能の脆弱化が指摘されています。
- ・人権教育研究事業における、小・中学校の人権教育に視点を当てた授業研修等を通して、人権教育の指導方法等の諸問題について研究協議を行っています。

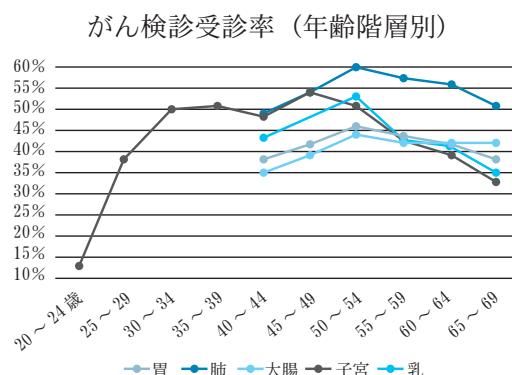
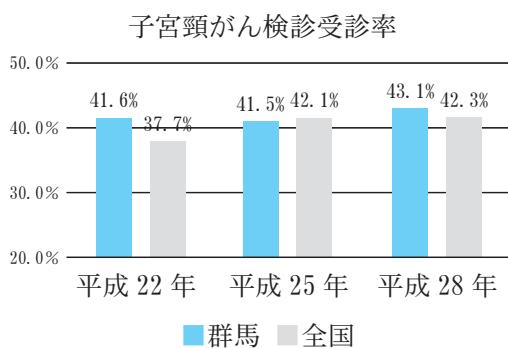
##### 《地域社会におけるしなやかな心の育成》

- ・地域社会から広く県民の人権問題に対する理解と認識を深め、差別の解消を図る人権教育（社会教育）に取り組んでいますが、差別が解消されているとはいえない状況です。
- ・部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月に施行されたことを契機に、今まで以上にあらゆる差別の解消にむけた機運が高まっています。
- ・情報化の進展に伴いインターネットを利用した人権侵害やいわゆるヘイトスピーチ問題、性的少数者に対する偏見や差別など、人権問題が複雑化・多様化しています。

##### 《健やかな体の育成》

- ・未成年期からの喫煙は健康に対する影響が成人以上に多大であり、未成年者が喫煙を始めないような対策が必要です。

- ・薬物乱用の低年齢化が進んでいることから、薬物乱用防止教室の開催率を上げる必要がありますが、本県の小学校は全国平均を下回っています。
- ・警察と学校とが連携した薬物乱用防止教室は、平成29年8月末現在で、61回（前年同時期+7回）と増加しており、薬物だけでなく、たばこや酒などが及ぼす体への悪影響を含めた知識をきちんと身につけさせる必要が高まっています。
- ・広く乱用されていた危険ドラッグは条例の制定、啓発、取締により事犯者は減少傾向ですが、若年層における誤った認識による大麻の乱用が広がっています。
- ・十代の人工妊娠中絶件数は減少しており、17歳以下の人工妊娠中絶数も減少傾向【(H26年度：133件) (H27年度：104件) (H28年度：97件)】にあります。
- ・性行動の低年齢化による予期しない妊娠、そこから発生する児童虐待など、様々な社会問題が増加する傾向にあります。このため、中高生については、予期しない妊娠を防ぐ等の性に対する正しい知識を学び、自分のライフプランを考えて将来の行動を選択できるようになることが必要となります。
- ・性に関する指導は、指導内容について体育・保健体育科や学級活動等の学習指導要領に示されていますが、その進め方や教材、資料、指導方法は十分とは言えず、一層充実させていくことが必要です。
- ・性・エイズ講演会の開催率は高等学校では100%開催していますが、小学校や中学校では約80%となっています。小・中学校においても開催率は向上していますが、全校開催を目指すとともに、講師を紹介するなど体制づくりを充実させていくことが求められています。
- ・食を考える習慣を身につけ、健全な心と身体を培うための基礎となる食育は、スポーツをするための体づくりや、基礎体力の向上が必要となります。
- ・がんに関するリーフレットを作成し、県内全ての小学校6年生に配布するなど、がんに関する知識の普及啓発に努めています。
- ・子宮頸がんの検診受診率については、ほとんど改善されていないことから、更なる対策の強化が必要です。



注1 20歳～69歳

注2 2年に1回の受診を推奨しているため過去2年間の受診率

(厚生労働省「国民生活基礎調査（H28年）」)

## ○取組の方向性

### 《学校教育におけるしなやかな心の育成》

- ・「はばたく群馬の指導プラン」（義務教育課作成）を基に、関係機関と連携して、道徳の授業力の向上に努めます。
- ・県内各校の道徳教育推進教師を対象に、道徳教育研究協議会を開催し、道徳教育の充実に努めます。
- ・県内各校の人権教育主任を対象に、人権教育推進協議会を開催し、人権意識の高揚を図ります。
- ・モデル校を指定して人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図り、学校教育における人権教育の推進に努めます。

### 《地域社会におけるしなやかな心の育成》

- ・人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画（H17）に基づき、各種人権施策を推進するとともに、市町村と連携して、人権教育（社会教育）の推進を図ります。

### 《健やかな体の育成》

- ・未成年の身体発育の妨げになる喫煙についての知識を普及啓発するため、学校等関係機関と協力して、未成年者の喫煙防止に関する健康教育を積極的に行います。
- ・中学校・高校を対象とした「生命を育む講座」については、平成29年度から予期しない妊娠を防ぐ等の性に対する正しい知識等を学ぶ「思春期ライフプラン教育」など内容を拡充しています。中学校・高校等の実施校枠を増加させ、より多くの生徒が受講できるよう各学校に講座実施を働きかけていきます。
- ・未成年者の薬物の使用、喫煙や飲酒などといった思春期特有の課題に適切に対応するとともに、薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、薬物乱用防止教室や非行防止教育を学校や関係機関と連携して強化します。
- ・平成23年度より毎年対象校種を替えて薬物乱用防止に関する指導者研修会を、引き続き県警や薬務課等と連携しながら、発達段階に応じた内容を計画するなどにより指導者の資質向上を図ります。
- ・薬物乱用防止教室の講師や内容をまとめた一覧表を各学校に配布し、薬物乱用防止教室の推進を図ります。
- ・薬物乱用防止啓発資材の作成配布、街頭キャンペーンの実施、地区大会を実施することで、広く県民に対し薬物乱用防止の普及啓発を行います。
- ・各保健福祉事務所等において、薬物相談窓口を設置し、地域住民からの薬物に関する相談等に応じる万全の体制を整えるとともに、予防啓発を推進することにより、薬物乱用防止の徹底を図ります。
- ・各学校で行われた命・性・エイズ講演会の講師や内容について一覧にまとめたものを、市町村教育委員会や教育事務所、県立学校等に送付し、各学校における「命・性・エイズ講演会」の開催を支援します。
- ・薬物乱用防止に関する指導者の研修会は、小学校、中学校・高校の教職員にそれぞれ分けて開催するとともに、保健予防課等関係機関と連携して発達の段階に

合った内容で深めることができるようにし、指導者の資質向上を図ります。

・子どもの頃からスポーツに親しみ、実践するとともに、スポーツのための栄養・食生活の正しい知識を習得するための食育を推進します。

・市町村と連携しながら効果的な受診率向上のための施策を引き続き検討し、がん検診の受診率向上に向けた取組を推進するとともに、小学生に対するがんに関する知識の普及啓発に努め、今後本格化する学校におけるがん教育について、県教委との連携に努めます。

#### ○達成目標（指標）

「自分には、よいところがある」と回答した小・中学生の割合

現状（平成27年度） 小6：79.7% 中3：71.4%

↓

目標（平成31年度） 小6：100% 中3：100%

小・中学校の全国体力・運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差

現状（平成27年度） 小5男子：-0.66 小5女子：-0.48

↓

中2男子：+0.29 中2女子：+1.02

目標（平成31年度） 小5男子：+1.00 小5女子：+1.00

中2男子：+2.00 中2女子：+3.00

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり

(担当所属：子育て・青少年課 義務教育課 高校教育課 総合教育センター 県警少年課)

### 取組の柱4 相談体制の充実

いじめ、不登校、ひきこもり等の子ども・若者が抱える問題の早期発見・早期対応のために、子ども・若者の悩みや不安を受け止める相談体制を整え、学校や関係機関・団体が連携した支援を行います。また、子ども・若者だけでなく、子育て中の親への助言・相談を行うなど育児不安等の解消に向けた取組を推進します。

#### ○現状と課題

##### 《子育てに関する相談体制》

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要とされる相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う「利用者支援事業」を現状では18市町村、26か所で実施しています。
- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う拠点を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う「地域子育て支援拠点事業」を現状では25市町村、136か所で実施しています。
- ・学校内において児童・生徒が身近に安心して悩みなどを相談できる体制づくりが求められています。

##### 《学校における相談体制》

- ・平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)によると、不登校が小・中学校ともに増加しており、学校の教育相談体制の充実がますます重要となっています。また、いじめを認知する学校は徐々に増加し、約8割の学校でいじめが認知されていますが、いじめの定義への理解に対して学校間で温度差が見られます。
- ・スクールカウンセラーの県立高校等への全校配置については、平成24年度より継続して行っていますが、平成29年度より定時制・通信制課程へスクールカウンセラーの配置を拡充しました。
- ・平成28年度より義務教育課が教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーを県立高校においても活用しています。
- ・教職員の相談技術の向上を目的として、県立高校等の教育相談に関わる教職員を対象とした外部専門家による講演会を平成28年度より実施しています。
- ・スクールカウンセラーを有効に活用し、教育相談体制の一層の充実及び教職員の相談技術向上を図り、生徒が相談しやすい環境づくりを行うことが課題となっています。
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な配置及び活用について検討することが求められています。
- ・高校等に配置しているスクールカウンセラーを講師として、生徒を対象にストレスマネジメント講演会や人間関係づくりのための社会性を向上させる「高校生対

象『こころの教育事業』を、平成28年度より全ての県立高校等で実施しています。

#### 《警察機関等における相談体制》

- ・県警少年育成センターでは、少年相談活動の広報と相談窓口の周知徹底のために、少年相談カードを作成し、県内小・中・高校・特別支援学校のすべての児童生徒に配布しています。

#### ○取組の方向性

##### 《子育てに関する相談体制》

- ・地域の特性や実情、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援策を推進するため、市町村の取組に対して財政支援をします。また、各市町村において、地域子ども子育て支援事業計画に沿って窓口設置を進めてもらうように働きかけを強化します。
- ・中央児童相談所では、子どもに関するあらゆる相談に応じるため、「こどもホットライン24」を設置し、24時間・365日体制で電話相談に応じます。

##### 《学校における相談体制》

- ・スクールカウンセラーの全校配置を堅持し、教員の教育相談技術の向上を図るとともに、適応指導教室や関係機関等との一層の連携を図るために、自立支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーの活用を積極的に周知し、教育相談体制の充実を図ります。
- ・平成25年度策定の「群馬県いじめ防止基本方針（H29改定）」に基づき、学校いじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするための点検評価を推進していく中で、校内の相談体制の改善を図ります。
- ・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザーの効果的な活用方法の研究及び普及に努めるとともに、高校等配置のスクールカウンセラー間のネットワークを形成し、教育相談の一層の質的な向上を図ります。
- ・県全体でいじめ防止に取り組むため、全ての小学校・中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校の児童生徒がいじめを自分たちの問題として捉えるように、年間を通じた子ども主体のいじめ防止活動に取り組みます。

##### 《警察機関等における相談体制》

- ・総合教育センター（子ども教育相談室）では、来所、電話等による相談を行います。
- ・積極的な広報活動により、少年相談窓口である少年育成センターの周知を図り、悩みを持つ少年や保護者等の相談に対して、適切な対応に努めます。

#### ○達成目標（指標）

「自分には、よいところがある」と回答した小・中学生の割合（再掲）

現状（平成27年度） 小6：79.7% 中3：71.4%

↓

目標（平成31年度） 小6：100% 中3：100%

## 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

### 基本施策② 職業的・社会的自立の促進

キャリア教育やインターンシップ等を通じて、社会的・職業的自立のために必要な力を育成し、社会や仕事に対しての理解を進め、就労意欲や仕事への定着力を高めます。

また、特別な支援を必要とする子ども・若者の就労に関する取組を充実します。さらに、ボランティア活動等を通じて、社会へ参画できる力を育成します。

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策② 職業的・社会的自立の促進

(担当所属：こども政策課 介護高齢課 商政課 産業人材育成課 義務教育課 高校教育課)

### 取組の柱5 職業観や就労意欲の育成

子ども・若者が、勤労観や職業観を育み、職業的自立に必要な能力や態度を身につけることができるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。また、若者が職業人として働いていく上で、必要な職業技術を身につけられるように、人材養成に取り組みます。

#### ○現状と課題

##### 《勤労観や職業観の育成に繋がるキャリア教育》

- ・現代では職業観や結婚観などが多様化しており、若者がこれから生き方を選択することが、以前に増して求められています。
- ・平成26年度から3年間、キャリア教育推進地域として指定した4つの中学校区の実践研究成果を県内の各学校へ周知したことにより、各学校におけるキャリア教育全体計画の作成率が90%以上になり、キャリア教育の取組の推進につながっています。

キャリア教育全体計画作成率 (%)

年度 校種	H25	H26	H27	H28
小学校	77.0	83.2	89.3	94.5
中学校	79.3	85.2	92.1	96.9

(教育課程実施状況調査：義務教育課実施)

- ・新学習指導要領を踏まえ、各学校において地域や他校種と連携しながら、義務教育の9年間を見通した組織的・計画的なキャリア教育に取り組めるようにする必要があります。
- ・高校生の進路は多様化しており、生徒が自己の在り方・生き方について考え、主体的に進路を選択することができるようなキャリア教育が重要となっています。
- ・勤労観や職業観の希薄化等が課題であるため、生徒に社会の仕組みや経済の構造、職業・職種、仕事内容等を理解させるとともに、勤労観・職業観の育成や、進路選択や将来設計に生徒が主体的に取り組む能力の育成が求められます。
- ・キャリア教育のほか、より多くの若者が、職業・仕事や結婚から妊娠・出産・子育てなど、自身の将来のライフプランを描くことができるよう、支援を行っていくことが求められています。
- ・こうしたライフデザイン支援の取組は、高校生・大学生等の学生はもちろんのこと、就職や結婚、子育てなど、家族形成が身近なライフイベントである20代の若年社会人へのアプローチが、効果が高いと考えられます。

##### 《職業的自立に向けた能力の育成》

- ・少子化が急速に深刻化し、本県の基幹産業であるものづくり産業等の技術者不

足が顕在化しています。

- ・若者（特に普通科高校生）は、技術職に触れる機会が皆無であり、技術系職業に関心が薄いことから、ものづくり産業の優秀な人材の確保のために、若者の興味喚起が喫緊の課題となっています。
- ・技術職は女性の職業としての理解が進んでいないため、女性のものづくり産業への進出が課題となっています。
- ・若者の技能向上意欲を高めるため、技能及び職業訓練の成果を公的に評価する制度である技能検定について、引き続き受検促進に取り組む必要があります。
- ・若者や女性の再就職支援は地方創生の観点からも重要な課題となっています。
- ・高度化する専門的技術や技能に対応するため、地域産業界や研究機関等と連携し、生徒の技術の向上を図る必要があります。

#### ○取組の方向性

##### 《勤労観や職業観の育成に繋がるキャリア教育》

- ・大学や高校において創業者による講演を実施し、創業の魅力を伝え、創業に向けた機運を醸成します。
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、特別活動を要としながら、学校行事や各教科の学習など学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- ・地域や他校種と連携し義務教育の9年間を見通した取組となるよう年間指導計画を作成し、組織的・計画的なキャリア教育の充実を図ります。
- ・県立高校において、就業体験（インターンシップ）を更に推進し、生徒の望ましい勤労観・職業観の育成及び主体的に進路を選択する能力を育成するとともに、専門分野に対する実際的な知識・技術の体得や、目的意識を持って学業に取り組む姿勢や学習意欲の向上を図ります。
- ・キャリアアドバイザー活用事業により、専門的な社会人・職業人講師を招いてのキャリアに関する講演・講話、進路相談を実施することで、生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路選択ができる態度を育成します。
- ・教員対象の研修会等において、県経営者協会や厚生労働省労働局等と連携し、情報交換や研究協議、講演会を実施することにより教員の理解を深めることで、キャリア教育の一層の推進を図ることができるよう指導します。
- ・出前講座のメニューとし、要望に応じて県職員が県内各地でライフデザインセミナーを実施します。
- ・自治体や企業、商工団体、大学等と連携し、新入社員研修やゼミ等の場を活用することにより、ライフデザインセミナーの継続的な実施体制を構築します。

##### 《職業的自立に向けた能力の育成》

- ・ものづくりに関する高校生の体験学習等を通じて、若者・女性のものづくり産業での勤労観・職業観を醸成する（技術系職種への理解を深める）とともに、ものづくり産業への若者・女性の進出促進に取り組みます。
- ・若者が技能検定を受検しやすい環境を整備するため、平成29年度後期の技能検定試験から、2級・3級の実技試験を受検する35歳未満の若者について、受検料

を最大で9千円軽減する措置が導入されたことから、本軽減措置の活用により若者の技能習得を支援します。

・県立産業技術専門校では、製造業を中心とする本県基幹産業を支える若年技能者を育成しながら、職業意識の啓発、動機付け等に取り組みます。

・正規雇用を目指す若者の支援や、女性の活躍推進、職業訓練による人手不足分野への人材供給の推進の3つの柱により、離職者等の早期再就職支援を着実に推進するとともに、地域産業を支える人材の育成に取り組みます。

○達成目標（指標）

公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合

現状（平成27年度）31.8% → 目標（平成31年度）50.0%

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策② 職業的・社会的自立の促進

(担当所属：障害政策課 労働政策課 産業人材育成課 特別支援教育課)

### 取組の柱6 就労等支援の充実

新卒者をはじめとした若者が充実した職業人生を歩んでいくために、就職に向けたきめ細かな支援を実施します。また、フリーター等の若者が安定した職に就けるように、一人ひとりに対応した個別支援を行います。

#### ○現状と課題

##### 《若者への就労・就業支援》

- ・個々の実情に応じた就労支援が求められています。
- ・若者や女性の再就職支援は地方創生の観点からも重要な課題となっています。
- ・少子化が急速に深刻化し、本県の基幹産業であるものづくり産業等の技術者不足が顕在化しています。
- ・若者の技能向上意欲を高めるため、技能及び職業訓練の成果を公的に評価する制度である技能検定について、引き続き受検促進に取り組む必要があります。

##### 《障害のある若者への就労等支援》

- ・障害のある子ども・若者が、個々の持てる能力を発揮し社会参加できるよう、早期の雇用・就業の促進を図ることが必要となっています。
- ・障害のある子ども・若者が地域の中で安心して生活ができるように、共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や療育の充実を進めるとともに、特別支援教育の充実と教育体制の整備が必要です。
- ・職業自立推進事業（「1年生進路ガイダンス」「企業採用担当者学校見学会」「卒業生定着支援」）により、職業自立に係る取組を進めています。
- ・「職業教育強化教員」3人を知的特別支援学校（高等部）3校に配置し、校内の進路指導や校外でのネットワーク相談会の企画・運営、進路学習などを行っていますが、未設置箇所が11校あることが課題となっています。
- ・「就労支援員」5人を配置（知的特別支援学校9校対象）し、職場開拓を行っていますが、いずれも非常勤であり、十分な就労支援となっていない状況もあります。
- ・障害種別では、近年増加している精神障害者や発達障害者に対応できる支援スキルが求められています。
- ・一般就労する障害者が増加していますが、離職者が多く、一般就労後の職場定着が課題となっています。
- ・障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用に要する費用を、国、県、市町村が負担しています。
- ・各サービスに係る給付額は、国が定めています。

## ○取組の方向性

### 《若者への就労・就業支援》

- ・正規雇用を目指す若者の支援や、女性の活躍推進、職業訓練による人手不足分野への人材供給の推進の3つの柱により、離職者等の早期再就職支援を着実に推進するとともに、地域産業を支える人材の育成に取り組みます。
- ・若者が技能検定を受検しやすい環境を整備するため、平成29年度後期の技能検定試験から、2級・3級の実技試験を受検する35歳未満の若者について、受検料を最大で9千円軽減する措置が導入されたところであり、本軽減措置の活用により、若者の技能習得を支援します。
- ・県立産業技術専門校では、製造業を中心とする本県基幹産業を支える若年技能者を育成しながら、職業意識の啓発、動機付け等に取り組みます。
- ・群馬若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）により就職を目指す若者に、カウンセリングから職業紹介、就職後の定着まで細やかな支援を行っています。

### 《障害のある若者への就労等支援》

- ・特別支援教育就学奨励として、県内公・私立特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、就学のため必要な教科用図書購入費等に係る経費の全部又は一部を補助します。
- ・特別支援学校における職業教育やキャリア教育を推進し、就労支援や生活支援の充実を図り、障害のある児童生徒の社会的自立の実現を目指します。
- ・就労支援員を特別支援学校に配置し、就業体験先や職域の開拓、企業への理解促進を図るとともに、高等部生徒に研修を行い、介護サービス業等への就労拡大を図ります。
- ・「1年生進路ガイダンス」「企業採用担当者学校見学会」「卒業生定着支援」により、職業的自立を進めます。
- ・特別支援学校高等部の作業学習に、地域の特色を生かした作業を導入し、職業教育の活性化を図り、教育と福祉のつながりを強化するとともに、特別支援学校卒業生の雇用確保につなげていきます。
- ・特別支援学校では、鹿革加工の作業学習を平成28年度から始めた2校については、製品開発を継続して行います。
- ・平成30年度に高等部生徒を新規に受け入れる4校（沼田、吾妻、藤岡、富岡）において、地域の特色を生かした鹿革、介護・サービス、農業、絹織物などの作業を導入します。
- ・民間の教育機関や企業等に職業訓練を委託し、障害者の一般就労の支援を図ります。
- ・障害者就業・生活支援センターにより、増加する精神障害者及び発達障害者に対し、一人ひとりに寄り添った支援を実施するため、就労支援機関との連携を図ることにより個別支援の質を高めます。
- ・特別支援学校を活用した障害者の週末活動支援において、地域に住む障害者に対して余暇活動の場を提供し、生きがいづくりや生活の安定、就労の定着に繋げます。

- ・平成30年度に障害福祉サービスの報酬改定が予定されており、改定内容に基づき対応していきます。

○達成目標（指標）

群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）利用者数  
現状（平成26年度）17,760人 → 目標（平成31年度）19,000人

# 視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する

## 基本施策② 職業的・社会的自立の促進

(担当所属：市町村課 こども政策課 義務教育課 高校教育課)

### 取組の柱 7 社会への参画の促進

若者が社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進します。また、ボランティアなど社会参加活動を通じて市民性や社会性を会得し、地域社会へ参画することを支援します。

#### ○現状と課題

##### 《主権者教育》

- 平成29年3月に改訂された学習指導要領では、発達段階に応じ様々な教科等において、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱いながら、将来の主権者としての社会に参画する態度を育成することがより一層求められています。
- 平成27年6月より公職選挙法の一部が改正されたことにより、18歳、19歳の未成人者が有権者に加わることになりました。高校3年に在籍する生徒が選挙権を有するようになったことから、有権者としての自覚を養うことと主権者教育の必要性が高まっています。
- 各高校では、生徒が自らの判断で権利行使し、法律にのっとった適切な選挙が行われるように、具体的かつ実践的な公職選挙法等に関する正しい知識の指導を行うことが求められています。

##### 《社会への参画》

- 義務教育段階では、総合的な学習の時間や学校行事等における地域の特色を生かした体験活動を通して、児童生徒の地域社会に参画する態度を育成することが求められています。
- 小学校や中学校では、現在60%以上の児童生徒が、地域清掃や花の栽培、地域行事での運営・支援等で校外における地域社会のボランティア活動に参加しています。(平成28年第2期群馬県教育振興基本計画に係る児童生徒の学習・生活実態調査より)
- 子ども・若者が社会に積極的に関わり、共に社会を創りあげていく力の育成が求められています。
- 地域におけるボランティア活動等により、自主性や社会性を育むことが社会の一員となる自覚を高めることにつながります。発達段階に応じて社会の一員であることの意識付けとなるボランティア活動等が求められています。
- 各県立高校等では、それぞれの特色に応じて、保育所や介護施設等を訪問してボランティア活動を行ったり、地域の行事等にボランティアとして携わったり、近隣地域の清掃活動を行う等、社会への参画の意識を高めていきます。
- キャリア教育のほか、より多くの若者が、職業・仕事や結婚から妊娠・出産・

子育てなど、自身の将来のライフプランを描くことができるよう、支援を行っていくことが求められています。

・こうしたライフデザイン支援の取組は、高校生・大学生等の学生はもちろんのこと、就職や結婚、子育てなど、家族形成が身近なライフイベントである20代の若年社会人へのアプローチが、効果が高いと考えられます。

### ○取組の方向性

#### 《主権者教育》

- ・県教育委員会主催の各種会議や研修会等において、学習指導要領改訂に伴う主権者教育に係る学習内容や指導方法を紹介します。
- ・学校は生徒の政治的教養の教育について、各校の実態に応じた計画を策定し、適切に実施するよう指導するとともに、生徒の政治的活動等に係る指導方針を定め、その内容について生徒及び保護者に周知するよう指導します。
- ・教員対象の研修等の中で、県選挙管理委員会と連携し各研修等を活用しながら、主権者教育に係る留意点等を継続的に指導します。

#### 《社会への参画》

- ・地域社会に積極的に関わる体験活動など具体的な実践を掲載したキャリア教育ガイドブック（義務教育課で作成し各小中学校に配布）の活用を推進し、各小中学校において地域の特色を生かした総合的な学習の時間や学校行事等の充実を図ります。
- ・発達段階に応じてボランティア活動への参加を促し、社会への参画する意識を芽生えさせます。
- ・高校生に社会貢献活動を含めて、地域の実情に応じたボランティア教育を教育活動の中で取り組んでいきます。
- ・積極的に社会への参画を促すきっかけとして、卒業後の進路の決まった高校生が母校の小学校へボランティアチューターとして赴き、社会性を育みながら自己を活かす能力を養います。
- ・出前講座のメニューにより、要望に応じて県職員が県内各地でライフデザインセミナーを実施します。
- ・自治体や企業、商工団体、大学等と連携し、新入社員研修やゼミ等の場を活用することにより、ライフデザインセミナーの継続的な実施体制を構築します。

### ○達成目標（指標）

「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」と回答した小・中学生の割合（再掲）

現状（平成27年度） 小6：46.4% 中3：34.2%

↓

目標（平成31年度） 小6：50.0% 中3：50.0%



## 視点II 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策③ 困難な状況ごとの支援

いじめや不登校をはじめとした様々な困難な状況にある子ども・若者へきめ細やかな支援を行い、社会との円滑なつながりが保てるよう取組を推進します。

また、性別や国籍の違い、障害の有無等に関わりなく、お互いに尊重しながら共生できる環境づくりに努めるとともに、自殺予防の対策を講じていきます。

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策③ 困難な状況ごとの支援

(担当所属：子育て・青少年課 児童福祉課 障害政策課 労働政策課 学校人事課  
義務教育課 高校教育課 生涯学習課)

#### 取組の柱8 いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、高校中退者等への支援

いじめや不登校、ひきこもり、ニート（若年無業者）など困難を抱えている子ども・若者に対する相談支援に努めます。また、学校、家庭、関係機関との連携により、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。さらに、高校中退者等への再学習支援等を通じて、若者の新たな一步を支援します。

#### ○現状と課題

##### 《いじめへの対応》

- ・いじめの認知件数は、人間関係のトラブルと思われるものを含め、幅広く認知しているため、増加傾向となっていますが、各学校とも、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を組織的に行ってています。
- ・県立高校における「ネット上のいじめ」の対応に関して、専門業者に書き込み等の監視などを委託し、学校の対応を支援する「学校非公式サイト等調査・監視」事業を継続して実施しています。
- ・平成28年度はインターネットを介した問題行動やいじめ等の未然防止を目的として、学校ごとにスマートフォン利用ルールを生徒が主体的につくる取組（「私たちのスマホ利用ルール」策定の取組）を全ての公立高校等を対象として実施しました。平成29年度は策定したルールの定着に関する取組を生徒主体で行っています。
- ・第7回ぐんま青少年基本調査によると中学生のフィルタリングへの認知度が広まっていない結果であったことから、学校、家庭や地域との連携によりインターネットを安全・安心に利用するための取組が求められています。
- ・いじめを認知する小学校、中学校、高校、特別支援学校は徐々に増加し、約8割の学校でいじめが認知されていますが、いじめの定義への理解に対して、学校間で温度差が未だに見受けられます。
- ・全ての教職員がいじめの正確な認知に向けた共通理解を行うとともに、きめ細かな生徒観察及び定期的なアンケート調査・個別面談の実施等により、いじめの早期発見と組織的な対応が求められています。
- ・把握したいじめ事案について、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関が適切に連携し、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた迅速かつ組織的な対応が求められています。

##### 《不登校への対応》

- ・児童相談所では、不登校、ひきこもり等の相談を受け、心理判定等を行い、保

護者への助言や児童への心理療法等を行っています。

- ・平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、不登校者数が小・中学校ともに増加しており、特に平成25年～27年にかけては3年続けて増加しています。不登校に対応するための学校の教育相談体制の充実が、ますます重要となっています。
- ・コミュニケーション手段が多様化する中で、人間関係をうまく構築できず、情緒が不安定になったり、学校に行く意味を見失ったりして、不登校となる傾向があります。
- ・無気力や基本的生活習慣が身に付いていないなどの理由により、なんとなく学校に行かず学力不振に陥り、そのことで余計に学校に行けなくなってしまう、負のスパイラルが起こることがあります。
- ・欠席初期段階での組織的な指導を強化し、不登校にさせない指導（未然防止の指導）を充実させることが求められています。

#### 《高校中退者等への対応》

- ・高校中退については、全日制、定時制ともに減少傾向となっています。中退の理由として、「学校生活・学業不適応」や「進路変更」が多くなっています。また、進学も就職もせずに進路未決定のまま、中学校を卒業する者もいます。
- ・高校では、教職員が生徒の話にじっくりと耳を傾け、問題行動を繰り返す生徒や安易に高校生活を諦めてしまう生徒に対して、粘り強い指導を行っています。
- ・授業や特別活動など、学校生活全体を通した自己有用感の醸成や生徒の居場所づくりに取り組み、学力不振や学校不適応の防止に努めることが求められています。
- ・高校を中退すると、社会とのつながりが弱くなります。こうした中で、高校中退者等が就労を希望する場合（約45%）には、地域若者サポートステーションや群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）等の公的支援機関がありますが、学び直しを希望する場合（約25%）には、公的支援体制が十分ではない状況にあります。
- ・高校中途退学者は就職やキャリアアップにおいて不利な立場になるとされていますが、高校中退者の意識として、高卒の資格は必要だと約8割の人が考えています。また、高校中退時には、その後の進路について「どうしたらよいかわからない」と回答した人が約1割います。
- ・高等学校卒業程度認定試験受験者はやや減少傾向ですが、全国で毎年2万人以上の人人が受験しています。

○中退した後は、「高卒の資格は必要だと考えた」とするものが78.4%であった。

○「高校中退後働いている」と回答した者の内訳として、フリーター・パートなど77.2%、正社員・正職員17.1%となっている。

○高校を辞めた後の進路決定時に苦労した主なもの3つ

・適切な情報を得る方法がわからない	19.2%
・地元に仕事がない	18.1%
・仕事をしていく自信がもてない	16.4%

○高校を辞めた時点での将来の見通しの主な4つ

・アルバイトとして働くつもりだった	35.9%
・別の高校に再入学するつもりだった	23.6%
・正社員として働くつもりだった	11.1%
・とうしてよいかわからなかった	8.9%

○3年後の自分の姿を想像したときの今後の進路希望

・高校に再入学したい	6.1%
・専門学校に入学したい	10.1%
・大学に進学したい	12.9%
・アルバイトとして働きたい	9.9%
・正社員として働きたい	35.9%
・しばらく遊んでいたい	1.0%
・進学も仕事もせずに、結婚したい。	2.3%
・まだどうしていいかわからない	11.5%
・その他	9.9%
・無回答	0.4%

} 再学習26.1%  
} 就労45.8%

出典：若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）

報告書 平成23年3月内閣府

高等学校卒業程度認定試験出願者、受験合格者について（全国）（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28
出願者数	28,445	27,730	26,900	26,260	25,535
受験者数	25,201	24,463	23,743	23,170	22,539
合格者数	9,899	9,828	10,427	10,755	10,185

出典：平成29年度第1回高等学校卒業程度認定試験実施結果について（文部科学省報道提供資料から）

《ニート（若年無業者）・ひきこもりへの対応》

- ・総務省の「労働力調査」によると、15歳～34歳の若年無業者の数は、平成28年で約77万人となっています。
- ・平成27年度に実施した内閣府の「若者の生活に関する調査」では、15歳～39歳の広義のひきこもり（「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する者）の推計数は54.1万人となっています。
- ・ひきこもりの状態になった場合、長期化するケースが多くなっています。また、高齢化も進み深刻な状態となるケースも多いことから、早期発見・早期対応が求められています。
- ・地域若者サポートステーションにおいては、本人のみの利用が減少し、保護者のみの利用が増加傾向となっています。また、本人も支援機関や保護者等からの誘導による利用が増加しており、最初の一歩を自ら踏み出せない若者が増えています。
- ・地域若者サポートステーションを利用する若者については、コミュニケーション等が苦手で、就職決定までに時間を要する者が多い傾向があります。

## ○取組の方向性

### 《いじめへの対応》

- ・スクールカウンセラーの全校配置を堅持し、教員の教育相談技術の向上を図るとともに、適応指導教室や関係機関等との一層の連携を図るために、自立支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーの活用を積極的に周知し、教育相談体制の充実を図ります。
- ・県全体でいじめ防止に取り組むため、全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校の児童生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、年間を通じた子ども主体のいじめ防止活動に取り組みます。
- ・良好な人間関係が築けるよう、社会性の育成を図る指導を工夫するとともに、人間関係づくりを促す指導を推進します。
- ・平成25年度策定の「群馬県いじめ防止基本方針」の改定に基づき、学校いじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするための点検評価を推進していきます。
- ・ネットリテラシーを促すセーフネット標語「おぜのかみさま」の活用をより充実させ、特に中学校や高校におけるフィルタリングの普及に努めます。
- ・困難を抱えた子どもの家庭環境の背景に、保護者からの虐待やネグレクトがある場合は、児童相談所等と連携し適切に対応します。
- ・関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。
- ・生活指導や心理療法、レクリエーション、ボランティア派遣等を通じ、児童福祉の向上を図ります。
- ・家庭内暴力や自殺企図、強度の摂食障害等、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある場合は適切に介入します。

### 《不登校、ニート（若年無業者）、ひきこもり、高校中退者等への対応》

- ・不登校に関しては、学校や教育機関等との連携・情報交換を通じ、子どもの安全確認や保護者の監護の状況等を把握します。
  - ・不登校児の増加に対する対応やひきこもりからの早期脱却など社会的自立を支援するために、相談活動や体験活動を通して自己肯定感を高めることにより立ち直りを支援します。（青少年自立・再学習支援事業（G-Sky Plan））
  - ・ひきこもり支援センター等、相談窓口の周知・啓発を強化し、早期の支援につなげます。
  - ・若者に寄り添ったきめ細やかな支援を継続し、関係機関や民間支援団体とも連携を深め、それぞれの若者に適した支援を行います。
  - ・高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身につけさせるための学習相談及び学習支援を行います。
- （青少年自立・再学習支援事業【学びを通じたステップアップ支援促進事業】：H29年度文科省モデル事業）
- ・群馬県若者就職支援センターでは、就職活動のステージに入った若者に対して、就職の悩みに関するカウンセリングから職業紹介等の就労支援を行います。

○達成目標（指標）

群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）利用者数（再掲）

現状（平成26年度）17,760人 → 目標（平成31年度）19,000人

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策③ 困難な状況ごとの支援

(担当所属：子育て・青少年課 児童福祉課 健康福祉課)

#### 取組の柱9 子どもの貧困への対応

子ども食堂や無料学習塾など子どもの居場所づくりを進め、生活の支援や学習の支援を行い、子どもの自立や社会性を養います。また、経済的に厳しい状況におかれているひとり親家庭に対して就労支援や学習支援、養育費確保支援等を行い、自立を促進します。

##### ○現状と課題

###### 《子どもの貧困への対応》

- ・「平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）」の中で、平成27年の我が国の子どもの貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあると言われています。
- ・日本の中でも、貧困のために教育の機会に恵まれず、その結果、就職に際しても不利な状況をもたらすなど、現実として格差が生じており、国においても子どもの貧困や格差の解消に向けた施策を進めています。
- ・平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、それを踏まえて県では、すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、平成28年3月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「群馬県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

～群馬県子どもの貧困対策推進計画（H28～31年度）～

計画の  
基本方針

- (1) 貧困の世代連鎖間の解消  
(2) すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現

「4本の柱」による総合的な支援

教育の支援

生活の支援

保護者に対する就労の支援

経済的支援

- ・平成28年度には、「群馬県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、県内の子どもたちの生活の実態と支援ニーズを把握するため、「子どもの生活実態調査」を実施しました。
- ・調査結果から、子どもの将来の自立にとって必要な学力や基本的な生活習慣、自己肯定感、社会性などの生活力が不足する原因には、経済的な要因だけではなく、親子の関わりの問題なども影響を与えていることが判明しました。特に、事

情を抱え孤立している家庭や、長時間労働の共働き家庭の子どもにとっては、親以外の大人と関わる居場所づくりが求められています。

・昨今では「子ども食堂」「無料学習塾」など、その地域ごとに支援ニーズを民間団体が敏感にくみ取り応えている例が、市部を中心に増えてきています。

#### 《ひとり親家庭への対応》

・平成28年国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の子どもの貧困率は50.8%で、生活が困窮しているひとり親世帯が多い状況にあります。

・平成28年度群馬県ひとり親世帯等調査結果によると、前回の平成23年度調査と比較して、母子世帯、父子世帯とも年間収入300万円以上の世帯が減少し、また、ひとり親世帯では、非正規雇用の者が多いため、安定した収入に結びついていないことがわかりました。（母子世帯の約4割が臨時雇用者）

・現在の不安や悩みは「子どもの学習、教育や進路」「自分が病気になった時の子どもの面倒」「経済的困窮」が上位3項目となり、「養育費の確保」について悩んでいる母子世帯が多くなっています。母子世帯の6割以上が養育費を受け取っておらず、子どもの貧困に直接影響しています。

・悩みや仕事等について「（誰（どこ）に相談したらよいか分からない」、「誰（どこ）にも相談したくない」との回答が一定数あり、しかも、生活に余裕がない親ほど、この割合が高くなっています。親の「孤立」が課題となっています。

・期待する支援施策への回答として、「各種支援施策をもれなく周知できるような広報の充実」が最も多く、福祉制度等の情報提供の充実が求められています。

#### ○取組の方向性

##### 《子どもの貧困への対応》

・子どもの学校以外の居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室などを実施していますが、貧困や様々な事情によって居場所に参加ができない、もしくは、それでも不十分な子ども達に対して、地方公共団体や民間団体による子ども食堂や無料学習塾などの活動支援を推進します。

・地域の子どもや親の困りごとに気づき、温かな居場所を提供する、とした地域に根ざした自発的な活動に対し、行政や関連団体が一体となって支援する仕組みづくりを、地域の実情に合わせて進めることを検討します。

・その地域ならではの「子どもの居場所」を支えるため、各地域ごと、さらには県域レベルで官民一体となったネットワークづくりを進めるほか、府内の連絡会議を通じて、教育や福祉など各分野に渡って、総合的な施策推進を図っていきます。

##### 《ひとり親家庭への対応》

・ひとり親家庭対象の相談窓口の周知に力を入れ、相談件数を増やすとともに、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上を図ります。

・ひとり親家庭の生活を安定させるため、県、母子寡婦福祉協議会、ハローワーク等関係機関が連携し、就労支援を行うとともに、ひとり親家庭の親がより安定

- した条件で就労できるよう、資格取得を支援します。
- ・ひとり親家庭を対象とした子どもの学習支援の取り組みを進め、学習支援の機会を通じてひとり親家庭同士のつながりを作り、児童の健全育成を図ります。
  - ・子どものために養育費を取り決めるこの重要性について啓発し、電話相談及び弁護士相談を充実させます。
  - ・孤立しがちなひとり親同士が協力し合ったり、情報交換できるような環境を整えていきます。
  - ・子育てに悩むひとり親に必要な情報が確実に届くよう、手に入りやすく、分かりやすい形で情報提供の充実を図っていきます。

#### ○達成目標（指標）

「自分には、よいところがある」と回答した小・中学生の割合（再掲）

現状（平成27年度） 小6：79.7% 中3：71.4%

↓

目標（平成31年度） 小6：100% 中3：100%

「生活保護世帯の子どもの高校進学率」

現状（平成27年度） 88.3%

↓

目標（平成31年度） 92.4%

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策③ 困難な状況ごとへの支援

(担当所属：学事法制課 保健予防課 障害政策課 産業人材育成課 学校人事課  
特別支援教育課 総合教育センター)

#### 取組の柱10 障害のある子ども・若者への支援

障害のある子ども・若者一人ひとりの教育的ニーズに応じ、個別の教育支援計画等により配慮した教育を行います。また、障害による日々の生活や社会参加への支障が解消されるように、雇用の場の確保やその情報収集等に努め、個々の持てる能力を発揮し社会参加できるように支援します。

#### ○現状と課題

##### 《特別支援学校における支援》

- ・特別支援学校の専門アドバイザー（22名）による相談支援が平成28年度は10,204件であり、教育事務所の専門相談員（11名）による相談支援は3,247件であり、件数は増加傾向にあります。
- ・指導困難なケースへの支援には専門家チーム（臨床心理士等）の派遣を行うとともに、子ども教育相談室（総合教育センター）を活用し、困難な状況への対応をしています。
- ・モデル校を4校指定して、発達障害等に係る実践的研究の推進・普及を図るとともに、聾学校通級指導教室を活用（難聴や言語障害等への支援）し、さらに特別支援学校で開催・実施する講演会・研修会・授業研究等を公開しています。
- ・交流及び共同学習では、居住地校交流（住所地の小・中学校との交流）の推進を図っています。
- ・医療的ケア支援において、医師の巡回指導、看護師の派遣、運営協議会の開催等により、安全で適正な医療的ケアの実施体制が充実するとともに、保護者待機等の負担が一部軽減され、さらに、教員研修により基礎知識・技能が向上し、児童生徒の体調の維持管理、学習基盤が整備されました。
- ・特別支援学校の整備を進める中で、高等部未整備地域（沼田、藤岡、富岡、吾妻）に新たに高等部を整備し、平成30年4月から重複障害の生徒も含めた受入開始に並行して施設設備の整備を行うとともに、伊勢崎特別支援学校で平成29年度より医療的ケアの導入を開始し、平成30年4月から伊勢崎高等特別支援学校、太田高等特別支援学校において、医療的ケアを必要とする肢体不自由を併せ有する生徒も含めて受入を開始できるよう体制を整備しました。
- ・鹿革加工の作業学習の導入に向け、平成28年度補正予算で、高崎特別支援学校と高崎高等特別支援学校に鹿革加工の機械等を整備するとともに、平成29年度から2校で鹿革加工の作業学習を開始し、外部講師による技術指導で生徒及び指導に当たる教員の技能向上を図りながら、製品開発を進めています。
- ・医療的ケアを要する児童生徒の増加や対象校の拡大に対応した体制整備が引き続き必要となります。

・平成29年4月に市立桐生特別支援学校を県立移管しました。今後は特別支援学校設置市（前橋、高崎、太田）と十分協議を行い、条件が整えば県立移管を進めることが必要となります。

・文部科学省の調査では、個別の教育支援計画の作成率は幼・小・中・高の県内平均75.1%であり、作成率は上がっているものの十分ではないことが課題となっています。

#### 《すべての障害のある子ども・若者への支援》

・平成27年度に県内の通所施設を対象に実施した「群馬県における障害児（者）の歯科口腔保健に関する実態調査」（保健予防課）により、摂食嚥下機能支援の必要性が明らかになるとともに、「摂食嚥下機能支援を実施できる者がいない」という回答が多く、拠点の形成や実務者の養成が主な課題であることがわかりました。

・身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するため、保健、医療、福祉、教育関係機関の連携を一層強化し、療育支援体制の整備・充実を図ることが必要です。

・発達障害のある人が、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合わせた切れ目のない支援を受けられるよう、地域における相談支援体制の充実を図ることが必要です。

・障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用に要する費用を、国、県、市町村により負担しています。

・各サービスに係る給付額は、国が定めています。

・障害のある子ども・若者が、個々の持てる能力を發揮し社会参加できるよう、早期の雇用・就業の促進を図ることが必要となっています。

#### ○取組の方向性

##### 《特別支援学校における支援》

・特別支援学校高等部の作業学習に、地域の特色を生かした作業を導入し、職業教育の活性化を図り、教育と福祉のつながりを強化するとともに、特別支援学校卒業生の雇用確保につなげていきます。

・鹿革加工の作業学習を平成28年度から始めた2校については、製品開発を継続して行います。

・平成30年度に高等部生徒を新規に受け入れる4校（沼田、吾妻、藤岡、富岡）において、地域の特色を生かした鹿革、介護・サービス、農業、絹織物などの作業を導入します。

・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校における医療的ケア実施体制を整備し、障害の重い児童生徒の教育の充実を図ることを目的に、看護師の派遣や指導医の巡回、教職員研修等を実施し、安全かつ適正な医療的ケアを行います。

・障害のある児童生徒に対するより教育効果の高い指導・支援を実現することを目的に、学校における学習及び生活に係る物理的環境を整えます。

- ・発達障害等に係る小・中学校・高校等からの相談支援への対応を通じ、小・中学校における特別支援教育の充実を図ることを目的に、教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員や特別支援学校の専門アドバイザーが、小・中学校・高校等からの要請に基づき訪問相談等を実施し、発達障害等、障害のある児童生徒の理解や指導方法等について助言等を行います。
- ・高校等に「公立高等学校特別支援教育支援員」を配置し、身体に障害のある生徒が学校生活を円滑に送れるようサポートするとともに、通級による指導を行います。
- ・共生社会の実現に向けて障害理解教育の充実を目的に「交流及び共同学習」（居住地校交流、学校間交流、地域交流、学級間交流）を推進します。
- ・個別の教育支援計画の作成と活用について、総合教育センターの教員等研修及びWebページへの理解啓発資料の掲載について充実を図ります。
- ・総合教育センターの子ども教育相談室における、本人及び保護者、学校や幼稚園からの相談に対する支援の充実を図ります。

#### 《すべての障害のある子ども・若者への支援》

- ・発達障害等のある児童や保護者への更なる支援体制の充実を図るため、市町村事業との連携、地域資源の有効活用など障害児療育体制の整備を図ります。
- ・発達障害者支援センターと市町村等による連携を強化し、専門的相談をすることができる体制の充実を図ります。
- ・発達障害者支援地域協議会により、各分野の連携や発達障害のある人の支援体制の推進を図ります。
- ・平成30年度に障害福祉サービスの報酬改定が予定されており、改定内容に基づき対応していきます。
- ・「拠点形成」と「実務者の養成」を視野に入れた「障害児嚥下機能支援事業」を平成28年度から開始したところであり、本事業の更なる推進を目指していきます。
- ・民間の教育機関や企業等に職業訓練を委託し、障害者の一般就労の支援を図ります。

#### ○達成目標（指標）

特別支援学校高等部生徒の一般就労率

現状（平成26年度）34.8% → 目標（平成31年度）40.0%

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策③ 困難な状況ごとの支援

(担当所属：児童福祉課 薬務課 義務教育課 高校教育課 県警少年課)

#### 取組の柱11 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

非行や犯罪に陥った者の居場所を確保し、自立復帰できるよう支援を行います。また、非行防止教室等により規範意識を養い、子ども・若者の非行防止力を高めます。さらに、学校の教育活動における生徒指導の中で、問題行動等の未然防止を図ります。

##### ○現状と課題

###### 《学校における問題行動への対応》

- ・中学生による問題行動の件数と人数は大きく減少しており、非行は沈静化しているといえます。なお、小学生の問題行動は増加しており、さらに問題行動が多様化しています。
- ・生徒指導上の課題を抱えている中学校に、警察官OBや教職経験、青少年の健全育成に関する経験・実績を有する者を生徒指導担当嘱託員として配置しています。
- ・深刻な非行、いじめ等の問題行動や不登校、自殺等の未然防止や解決方策について、関係機関の担当者等により情報交換や協議を行う問題行動対策会議を年間4回実施しています。
- ・継続して規範意識の醸成や基本的生活習慣の確立に向けた指導を積極的に行うことが必要です。
- ・生徒の社会性を育成する指導を工夫し、人間関係づくりを促す指導を推進する必要があります。
- ・生徒が自己決定できる場を与える、自己有用感を高める指導を推進する必要があります。

###### 《地域における問題行動への対応》

- ・県警察では、平成29年度に少年補導員を1,104人委嘱し、地域における街頭補導活動やパトロール活動等を実施して、子ども・若者への声かけや見守り活動を推進しています。
- ・県警察では、平成29年度に大学生少年サポーターを15人を委嘱し、少年課で実施している居場所づくり活動に積極的に参加し、学習支援などを行っています。大学生少年サポーターは、様々な課題を抱えている子ども・若者に寄り添いながら、少しでも困難な状況を改善しようと前向きに取り組んでいます。
- ・非行や犯罪に陥った子ども・若者ができるだけ早くに見つけ、迅速かつ適切に対処し罪の意識や自己責任を自覚させて、深い反省を促すとともに、関係機関や家庭、地域が一体となって、子どもの立ち直りを支援することが求められています。
- ・本県は刑法犯少年は減少傾向にありますが、再犯者率は高水準で推移しています。

- ・ぐんま学園（生活指導を要する児童の自立支援施設）では、被虐待経験や発達障害などを持ち、個別対応が必要な児童が増えていきます。また、家庭の養育力低下などを背景に、家庭復帰できる児童数が減少傾向にあります。
- ・薬物事犯者は、覚醒剤事犯の再犯者率が60%を超えるなど再犯の傾向が高いことから、薬物依存に至った者への再乱用防止を図るための対策が必要です。

#### ○取組の方向性

- ・ぐんま学園では、児童相談所と連携し、それぞれの児童にとって望ましい居場所づくりに向けた支援を行うとともに、学校卒業後の自立に向けた支援を強化していきます。
- ・問題行動等の背景には、本人の発達的な特性や家庭環境等が要因となっていると捉え、個々の児童生徒に対する正しい理解の上で対応していくことが重要だと考えられます。
- ・課題のある生徒の情報を共有するとともに、保護者や関係機関等と連携しながら、生徒一人ひとりの課題を踏まえた組織的な指導を行います。
- ・授業や特別活動等において、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること等に留意した指導を行います。
- ・携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、子どもの姿が見えにくくなっている現状を考慮し、各関係機関と連携の上、少年補導員、大学生少年サポートーと実態を共有しながら、様々な活動が効果的に推進できるよう体制を強化していきます。
- ・各保健福祉事務所等において、薬物相談窓口を設置し、地域住民からの薬物に関する相談等に応じる万全の体制を整えるとともに、こころの健康センターにおいて、薬物依存症者に対する集団認知行動療法の提供や依存症者をかかる家族等に対する家族教室を実施することにより、再乱用防止対策を推進を図ります。
- ・薬物依存症への理解を深めるとともに、薬物依存症者への対応技術を身につけるため、関係機関を対象に依存症回復支援者研修会を開催し、再乱用防止対策の充実を図ります。

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策③ 困難な状況ごとの支援

(担当所属：人権男女・多文化共生課 児童福祉課 保健予防課 障害政策課 学校人事課 義務教育課)

#### 取組の柱12 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

自殺を防ぐ体制の充実や外国人の子ども・若者の就学支援、多様な性への理解促進など、特に配慮が必要な子ども・若者を支援します。

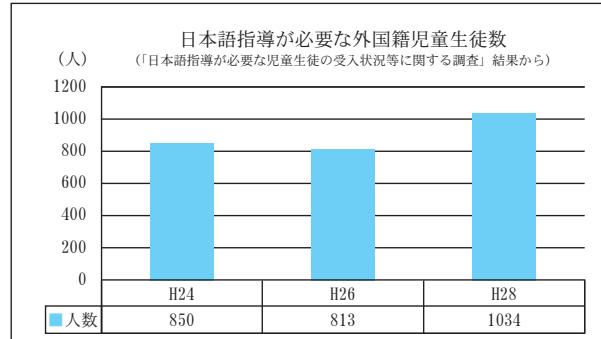
##### ○現状と課題

###### 《自殺対策》

- ・本県の自殺者数は、「群馬県の人口動態統計」によると、総数では平成25年の492人から平成28年の390人へと大きく減少していますが、年齢別の死因順位をみると、平成23年から24年、平成26年から27年は若年層（15歳～34歳）の各年代の死因の第1位が自殺であるなど、深刻な状況が続いています。

###### 《外国人の子ども・若者への支援》

- ・公立学校及び外国人学校等において、言語、文化、習慣の違い、家庭環境、経済的理由等により学校に適応できず、不登校に陥る可能性が高く、また、既に不登校・不就学に陥っている外国人児童生徒が増加していることが課題となっています。



- ・県内公立小・中学校などに在籍する外国人児童生徒は増加しています。その中で、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成28年には過去最多の1,034人と、はじめて千人を超える、外国人児童生徒への日本語指導や受け入れ体制の整備をさらに進めることができます。

###### 《多様な性への理解》

- ・LGBT等の性的少数者については、広報・啓発等の実施により理解が進んでいますが、いじめや差別等により、学校、職場、社会生活等で様々な課題に直面しています。
- ・セクシャリティの多様性やLGBT等の性的少数者に関して知る機会が少なく、子ども・若者への情報提供が不足していることが課題となっています。

###### 《社会的養護》

- ・就職を機に児童養護施設等を退所したものの、離職により生活基盤を失った者が、次のステップに挑戦するための就学や就業の機会を確保することが課題となっています。

### 《慢性疾病を抱える子ども・若者への対応》

- ・小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る必要があります。
- ・幼少期から慢性的な疾病にかかっているため自立を阻害されている児童等について、地域における支援等の充実により自立促進を図る必要があります。
- ・近年の小児医療の進歩により、成人期を迎える小児慢性特定疾病児童等が多くなってきていることから、成人後も必要な医療を切れ目なく提供できる体制を構築する必要があります。
- ・国立がん研究センターがん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計2006－2008年生存率」によると、本県のがん患者の5年相対生存率は62.2%となり、がん患者及びがん経験者が長期に生存し、働きながらがん治療が受けられる可能性が高まっています。

### ○取組の方向性

#### 《自殺対策》

- ・平成29年4月に「こころの健康センター」に「自殺対策推進センター」を設置し、若年層対策に重点的に取り組んでいます。
- ・自殺を防止するため、各種の啓発活動や相談支援の充実、関係機関とのネットワークによる心の健康づくりなどに取り組んでいきます。

#### 《外国人の子ども・若者への支援》

- ・県内における相談窓口の積極的な周知を図るほか、教職員を対象とした研修を行うなど人材育成に取り組みます。
- ・外国人児童生徒を指導する教員等を対象に、日本語指導や適応指導、多文化共生等に関する研修を実施します。
- ・多言語による電話相談（スクールホットライン群馬）により、外国人児童生徒や保護者を支援します。
- ・心理専門家による心理カウンセリング等により、心理的な悩みを持つ外国人児童生徒と保護者を支援します。
- ・学校内外で日本語指導や教科指導を行い、日本語能力が不足していたり、学校の授業についていけない外国人児童生徒を支援します。

#### 《多様な性への理解》

- ・LGBT等の性的少数者への理解を一層深めるため、啓発冊子等を活用した広報・啓発を推進します。
- ・教育や広報等を通じて、多様な性のあり方やLGBT等の性的少数者に関する正しい知識と認識を広め、社会全体の理解を推進します。

#### 《社会的養護》

- ・児童養護施設等を退所後、いつでも気兼ねなく相談が出来るよう、各関係機関と連携して適切に助言・指導の出来るアフターケア体制の整備を推進していきます。

- ・就学を継続するための環境や次のステップに挑戦するための居場所として、自立援助ホーム等を活用していきます。

#### 《慢性疾病を抱える子ども・若者への対応》

- ・小児慢性特定疾病医療費の自己負担分の一部を助成するとともに、「群馬県慢性疾病児童等地域支援協議会」を開催し、児童等が自立できるよう地域の支援体制を検討し、患者やその家族に対する支援を通じて自立促進を図ります。
- ・小児期医療から成人期医療における移行が円滑に行われるよう、移行期医療体制の在り方について検討を行います。
- ・がん診療連携拠点病院（国指定）や群馬県がん診療連携推進病院（県指定）等に設置されているがん相談支援センターと関係機関が連携してがん患者の就労支援を行うことができるようにするため、群馬産業保健総合支援センターや公共職業安定所を始めとする関係機関との連携体制の構築に努めます。

#### ○達成目標（指標）

年間自殺者数

現状（平成25年）492人 → 目標（平成30年）20%以上減少させる



## 視点II 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策④ 子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待の早期発見・早期対応に努め、社会全体で児童虐待を解消できるよう取り組んでいきます。

また、犯罪に遭った人への支援をするとともに、性犯罪をはじめとした子ども・若者の福祉を害する犯罪への対応に努めます。

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策④ 子ども・若者の被害防止・保護

(担当所属名：児童福祉課 総合教育センター 県警少年課)

#### 取組の柱13 児童虐待への早期発見・早期対応

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期発見し、適切な保護や支援を行うため、関係機関との連携により対応します。また、保護者の子育てに対する不安や孤立感を解消するため、地域における相談支援の体制の充実を図り、児童虐待の予防に努めます。

##### ○現状と課題

- ・県内3か所の児童相談所に寄せられた虐待相談の件数は、平成27年度は1,088件、平成28年度は前年度比104.0%増の1,132件となり年々増加しています。



- 関係機関の啓発活動、事件報道等による県民の関心の高まり
- 関係機関との連携強化により、警察、学校等からの相談増加
- ネグレクトを心配する傾向の高まり

- ・児童虐待の早期発見・早期対応の取組のためには、虐待を受けたと思われる児童を発見した時は、市町村や関係機関、一般県民も含め、より積極的に通告等をしてもらうことが必要となっています。
- ・児童虐待については、全国的に増加傾向にあり、幼い命が奪われる痛ましい事件が相次いで発生するなど厳しい状況にあります。群馬県内においても、平成25年、26年と連続して児童の死亡事案が発生するなど厳しい情勢下にあります。この様な情勢の中、児童虐待を早期に発見し、児童の生命、身体の保護を徹底することによって、被害の重篤化を防ぐことが大きな課題となっています。
- ・「群馬県要保護児童対策地域協議会」の運営により県域の関係機関等の連携を図るとともに、「市町村要保護児童対策地域協議会」においては、関係機関の情報共有や支援の役割分担を行うことで、養育に困難を抱える家庭に対する支援を行っています。
- ・支援が必要となる妊産婦について、妊娠期から出産後の早期に把握し、継続的に支援する体制整備が求められるため、県では市町村と医療機関の間で円滑に情報共有が図れるよう、県内統一の「妊産婦支援連絡票」を作成し、H26年5月よりスタートしています。

(参考) 妊産婦支援連絡票活用実績 H26年度：203件 H27年度：312件 H28年度：352件

- ・医療機関は妊産婦や児童、養育者等の心身の問題への対応により、支援を必要

とする家庭を把握をしやすく、関係機関との積極的な連携・情報共有が求められています。

・育児不安や育児ストレスから子どもの虐待に移行することが危惧されることから、産後うつの予防や育児不安の強い親（虐待ハイリスク者）への相談を実施し、育児不安、育児ストレスの軽減を図る必要があります。

### ○取組の方向性

・これまで、「児童の安全確保を最優先とした積極的な事件対処」「児童相談所等の関係機関との情報共有及び連携強化」を軸とした諸対策を講じてきましたが、平成27年度から、新たに児童虐待の早期発見に焦点を当てた「見逃し防止のための環境整備対策」を加え、これを3本柱とした「群馬県警察児童虐待ゼロ！プロジェクト」を推進しています。

・「見逃し防止のための環境整備対策」は、「被害児童と接する可能性が高い保育士、教職員、看護師やこれを志す学生等に対して、虐待事案の早期発見の重要性や着眼点、発見時の通報要領等を出前講座等により周知し、通報を受けた関係機関の早期介入による、被害児童の安全確保を図る対策」であり、子ども達の健全な成長を阻害する児童虐待のゼロを目指として、対策を推進します。

・より身近な市町村において「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・適切に取り扱います。

・児童の安全を確保するための初期対応等が適切・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制強化等を図ります。なお、「市町村要保護児童対策地域協議会」調整機関に専門職の配置及び研修受講が義務付けられたことから、市町村に対しては人材育成面での支援も行います。

・また、県と市町村の役割分担を明確にして、比較的リスクが低く継続的な支援が必要な児童や家庭については、「子ども家庭総合支援拠点」の構築等、市町村における在宅支援体制の強化を働きかけます。

・被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることになった場合には、個々の児童の状況にあう支援を実施し、将来の自立に結びつけます。

・県が独自に作成した子育て講座プログラムの全県的普及を図り、子育てによるストレスやイライラを軽減し、児童虐待の未然防止へ向けた取組を進めます。

・医療従事者の知識やスキル向上、医療機関の内部組織の充実、地域とのネットワーク化を推進することにより、医療機関における虐待対応力強化を図ります。

・市町村と連携を強化し、保健福祉事務所での「産後うつ相談」や「子育てこころの相談」を継続して実施します。

・手狭となった東部児童相談所の移転整備と併せて、一時保護所を増設することで、より早期対応のできる体制強化を図ります。

・総合教育センター（子ども教育相談室）では、来所、電話等による相談を行います。

○達成目標（指標）

子ども・子育てに関する総合窓口（利用者支援事業）設置数  
現状（平成26年度）2か所 → 目標（平成31年度）32か所

里親委託率（再掲）

現状（平成26年度）15.5% → 目標（平成31年度）17.1%

## 視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する

### 基本施策④ 子ども・若者の被害防止・保護

(担当所属名：人権男女・多文化共生課 県警広報広聴課 県警少年課 県警生活環境課)

#### 取組の柱14 被害者支援と福祉を害する犯罪への対応

児童売春や児童ポルノといった犯罪等がなくなるよう、社会全体に対して広報啓発を行います。被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な対応を行うとともに、情報発信により福祉犯罪の防止を図ります。また、犯罪被害を受けた子ども・若者やその兄弟姉妹を含む家族への精神的な負担の軽減や立ち直り支援を行います。

##### ○現状と課題

- ・性暴力被害者への支援については、相談・支援機関である群馬県性暴力被害者サポートセンターの更なる周知や関係機関との緊密な連携を図る必要があります。
- ・インターネットを通じた児童ポルノや児童売春、リベンジポルノ等の福祉犯が深刻な問題となっています。警察が中心となり関係機関との連携を図り、子どもの安全確保の取組が求められています。
- ・性犯罪被害に巻き込まれた被害者は身体的・心理的な影響が大きく、被害に遭った子どもの心身の負担を軽減し、立ち直り支援を進めていく必要があります。
- ・犯罪被害者等への支援については、県、市町村、警察及び関係団体が連携し行っていますが、支援施策の更なる周知や、体制整備等を図る必要があります。
- ・配偶者等における暴力被害女性等への支援については、若年層へのDV啓発や相談機関の充実等を図る必要があります。
- ・スマートフォンの普及に伴い、コミュニティサイト等に起因した児童ポルノや青少年健全育成条例違反等の犯罪による少年被害が増加傾向にあるほか、ファイル共有ソフトにより児童ポルノが公然と陳列される事案も後を絶たない状況にあり、この状況は悪化の一途をたどっています。
- ・2020年東京オリンピック、パラリンピック大会に向け、東京都等の大都市において、有害環境浄化のため、いわゆる「JKビジネス」等の取り締まりが強化されます。

##### ○取組の方向性

- ・群馬県性暴力被害者サポートセンターについて、リーフレット等による周知を行うとともに、関係機関と連携し、性暴力被害者のための支援を推進します。
- ・児童売春・児童ポルノに係る犯罪などの被害者となることを防ぐため、社会全體に対する広報啓発や犯罪の取締と被害の発見・保護などに取り組んでいきます。
- ・青少年健全育成条例に基づく社会環境浄化対策や子ども・若者のインターネット等の利用をめぐる問題に対し取り組んでいきます。

- ・第3次群馬県犯罪被害者等基本計画（H28 人権男女・多文化共生課）に基づき、関係機関が連携し、犯罪被害者等の支援を推進します。
- ・関係機関が連携し、DV被害者支援を行うほか、中学、高校、大学等におけるDV防止啓発や市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進を図ります。
- ・被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、各種相談活動やサイバーパトロールを端緒とした積極的な取り締まりを推進するほか、インターネットを安全安心に使うための標語「おぜのかみさま」を活用した情報モラル講習会の開催を推進します。
- ・非行防止教室等様々な機会を通じて「JKビジネス」の危険性を訴えると共に、繁華街等の風俗環境の実態把握と情報分析を進め、子どもの性に着目した新たな形態の営業の防止を図ります。

## 視点Ⅲ　社会全体で支援する

### 基本施策⑤　健全育成に繋がる社会環境づくり

学校、家庭や地域との連携により、家庭や地域の教育力を高めていきます。

また、SNSをはじめとしたインターネットに起因する新しい被害等から子ども・若者を守る機運を高めるとともに、犯罪等がおきにくい地域づくりに努めます。

## 視点Ⅲ 社会全体で支援する

### 基本施策⑤ 健全育成に繋がる社会環境づくり

(担当所属名：児童福祉課 生涯学習課 総合教育センター)

#### 取組の柱15 家庭や地域の教育力の向上

地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、家庭の教育力を高める取組を推進し、地域社会における教育力の向上を図ります。また、家庭内における子育てに関する悩み等の課題解決につながる相談支援の場の提供を行い、地域との結びつきを強め家庭の孤立を予防します。

#### ○現状と課題

##### 《家庭環境》

- ・県内3か所の児童相談所に寄せられた養育に関する養護相談全体の件数は、平成26年度は2,913件（うち虐待958件）、平成27年度は3,222件（うち虐待1,088件）、平成28年度は3,092件（うち虐待1,132件）となり、虐待相談の増加に伴い、やや増加傾向にあります。
- ・保護者のいない児童や家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与えるため、里親制度や養子縁組制度等を活用し、家庭と同様の養育環境を整えることが、一層必要となっています。
- ・核家族化やひとり親家庭等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、子育てに対する不安を抱える保護者が増加するとともに、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

##### 《地域社会》

- ・家庭教育や地域全体で子育てを支援する取組や、家庭、学校、地域社会の相互の連携により社会全体での教育力向上が求められています。
- ・平成28年4月1日にぐんまの家庭教育応援条例が施行されたことから、今後も、学校や地域、企業、行政、関係団体など多くの関係者が結集し、社会総がかりで家庭教育支援に取り組む必要があります。
- ・少子化がますます進行している中で、家庭教育支援は一層重要性を増していると言えます。
- ・子ども・子育て支援新制度の施行から3年目を迎え、法の趣旨が理解されてきたことにより、市町村が設置する子育て支援センターが整備されたり、幼稚園・保育所等における子育て支援が質・量ともに向上しています。
- ・子育て支援に従事する者の一層のスキル向上と保護者への働きかけが課題です。

#### ○取組の方向性

##### 《家庭環境》

- ・県が独自に作成した子育て講座プログラムの全県的普及を図り、子育てによる

ストレスやイライラを軽減し、児童虐待の未然防止へ向けた取組を進めます。

・養子縁組里親を含む里親制度の普及啓発を行うとともに、養子縁組里親に対し、講義研修や乳児院等での養育実習を実施し、児童との接し方を学ぶ機会を確保します。

・保護者同士が気軽に話し合う中で、自ら気付いたり関係を築いたりしていくための場を設定します。

・総合教育センターでは子ども教室相談室が子育てに関する悩み等を聞くほか、幼児教育センターが各種講演会や研修会、出前訪問を実施して、幼児のいる家庭の教育力の向上や、幼稚園や保育所等の幼児教育機関の機能の充実を図ります。

・保護者向けの講演会、親子行事、園内研修等の講師として保育アドバイザーを派遣し、課題解決を図ります。

・気になる幼児の理解と保護者対応、アレルギー対策、相談技術等のテーマで研修会を実施し、子育ての支援に携わる者のスキルアップを図ります。

### 《地域社会》

・家庭教育支援や人権教育（社会教育）における地域の教育力向上の中核となる人材育成を図ります。

・子育てや家庭教育についての相談体制を整え情報提供を図るとともに、関係団体等の連携を促進し、家庭教育支援の充実に努めます。

・市町村関係者との連携を密にし、県と市町村が同一歩調で施策を推進できるようにするとともに、家庭と地域をつなぐ要となるP T A指導者の資質向上を図ります。

・地域に出向いてニーズに応じた研修を実施することで保育技術の向上を目指します。

### ○達成目標（指標）

家庭教育支援者養成講座修了者数の累計数

現状（平成26～28年度）132人 → 目標（平成26～30年度）300人

## 視点Ⅲ 社会全体で支援する

### 基本施策⑤ 健全育成に繋がる社会環境づくり

(担当所属：消費生活課 子育て・青少年課 交通政策課 義務教育課 健康体育課  
県警広報広聴課 県警少年課)

#### 取組の柱16 犯罪等の被害に遭いにくい地域づくり

声かけやつきまといによる犯罪に遭うおそれがないように社会全体で防犯力を高めるとともに、出前講座等により危険を予知する力や消費者知識を育て、子ども・若者が自らトラブルを回避する力を高めます。また、学校、家庭、地域が連携をして犯罪等がおきにくい地域づくりに努めます。

##### ○現状と課題

- ・犯罪被害、災害、交通事故等の地域の安全が危惧されている中で、社会全体で地域の安全を守る環境づくりや、青少年が危惧を見し、自らの身を守る力を養っていくことが求められています。

##### 《消費者教育》

- ・民法における成年年齢の引下げが検討されていることから、学校における金融教育・金銭教育の必要性がより高まっています。
- ・消費者被害防止出前講座では、各年代や対象に応じた講座を実施しており、県内各小中学校、高校、特別支援学校、大学・専門学校、社会福祉協議会、地域包括支援センター等へ講座の案内を行っています。学齢期（小学校・中学校）における消費者教育の充実が課題としてあげられます。
- ・悪質商法は、若者が被害に遭うことも多く、毎年1～3月に関東甲信越ブロックにおいて共同で若者向けの悪質商法被害防止キャンペーンを実施し、啓発資料（リーフレット・ポスター）の作成・配布（配布先：駅、高校、大学、県内各消費生活センター等）や毎年1月に若者向け特別相談会を実施しています。

##### 《地域防犯教育》

- ・刑法犯認知件数は13年連続で減少していますが、防犯においては、引き続き県民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という自主防犯意識を高めていくことが必要です。
- ・重大な犯罪につながる子どもや女性への声かけ事案は依然として発生しており、危険回避能力を向上させることが必要です。
- ・県警察では、学校と連携した不審者侵入時の避難訓練や声かけやつきまといによる犯罪に遭わないための講話等を平成28年中は526回実施しました。声かけやつきまといの事案は、平成29年9月末現在で596件発生し、依然として子どもを取り巻く状況は危険な状態であり、子どもの安全確保に向けた更なる取組が課題となっています。

### 《インターネットリテラシー教育》

- ・SNS等ソーシャルメディアに関わり犯罪被害に遭う児童生徒が年々増加していることから、セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用し、インターネットリテラシーやペアレントコントロールを普及・啓発し、小・中学校への赴いて講話等を行っています。
- ・警察本部と連携して、各学校で情報モラル講習会を実施するとともに、県内の生徒指導担当者が集まる会議において、指導者講習会を行い、各学校で児童生徒や保護者、教職員の情報モラルの育成・啓発を図る講習会・研修会の実施を推進しています。

### 《交通安全教育》

- ・中高生の事故の約9割は自転車事故であることから、自転車事故防止（被害・加害の両面から）指導を徹底する必要があります。
- ・高校生については、二輪車・四輪車事故防止対策を講じる必要があります。

### 《地域防災教育》

- ・地域ごとに起こりうる自然災害は様々であることから、児童生徒が自らの判断で災害から身を守ることができる力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための防災教育を実施する必要があります。
- ・児童生徒は、学校生活だけでなく地域社会における生活も多くあることから、学校と地域社会の関係機関や団体等が一体となった安全確保の取組を展開していく必要があります。

### ○取組の方向性

#### 《消費者教育》

- ・より多くの学校で多くの児童・生徒が金融教育を学べる機会を作っていきます。
- ・消費者被害防止出前講座では、引き続き、各年代に応じた講座の実施を行い、消費者教育・啓発を推進していきます。学齢期（小学校・中学校）における消費者教育については、教育委員会との連携についても検討していきます。
- ・悪質商法被害防止共同キャンペーンでは啓発資料（ポスター、リーフレット）の作成・配布を行い、「若者の消費者トラブル110番」や若者向け特別相談会を継続していきます。

#### 《地域防犯教育》

- ・防犯に必要な知識の習得や自主防犯意識の向上のため、引き続き映像や実演を交えた実践的な防犯出前講座を実施します。
- ・女性や子どもの安全確保のため、「女性のための防犯ハンドブック」を作成して女性に配布するほか、小学校、放課後児童クラブ等での子ども向け防犯出前講座の実施と地域安全マップ（防犯用）の普及に努め、子どもや女性の危険回避能力を向上させる防犯教育を継続して実施します。
- ・学校や地域、民間支援団体との連携を図り、訓練や講話を積極的に開催して、子ども、若者自らが危険回避できる能力を高める活動を推進します。

### 《インターネットリテラシー教育》

- ・携帯電話・スマートフォンの所持率が、小学生55%、中学生76%と高く、日々変化する携帯インターネット環境の実態に応じた適切な対応をしていく必要があります。
- ・セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用し、より充実したインターネットモラル普及啓発活動に取り組むとともに、スマホ利用上のルールづくりを推奨し、SNS等の効果や危険性に関して児童生徒の意識を高めていきます。

### 《交通安全教育》

- ・関係機関と連携し、機会を捉えて指導の徹底を図るとともに、登下校時の安全指導を継続的に実施します。
- ・各学校の交通安全教育指導者を養成するとともに、学校における交通安全教育の改善・充実を図ります。
- ・児童生徒が日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせます。

### 《地域防災教育》

- ・家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を育成します。
- ・組織的に防災教育を推進するため、教職員の共通理解及び安全に関する資質向上を図ります。

#### ○達成目標（指標）

消費者トラブルに遭った人の割合

現状（平成23年度）24.2% → 目標（平成30年度）10.0%

## 視点Ⅲ　社会全体で支援する

### 基本施策⑥　相談支援の充実と多様な担い手づくり

地域社会の中で脈打つ“人々の支援の力”を借りながら、地域ぐるみでの困難を有する子ども・若者への支援体制の充実を進めいくとともに、連携ネットワークづくりに努めます。

また、地域による健全育成を推進する力を高めるとともに、子ども・若者の社会的自立を支援する地域人材の育成に努め、社会全体ですべての子ども・若者を育成支援する機運を醸成します。

## 視点Ⅲ 社会全体で支援する

### 基本施策⑥ 相談支援の充実と多様な担い手づくり

(担当所属名：子育て・青少年課)

#### 取組の柱17 子ども・若者支援協議会の推進

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護など多くの相談・支援機関との連携ネットワークの推進を図り、相談支援担当者の資質向上を進めます。また、ニート、ひきこもり、高校中退者等をはじめとした困難を有する子ども・若者やその家族への総合的な支援を進め、社会的自立に結びつくように関係機関との連携を強めます。

#### ○現状と課題

- ・子ども・若者育成支援推進法が平成22年に施行され、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の支援を円滑にするためのネットワークの構築が必要となりました。
- ・県では平成25年8月に群馬県子ども・若者支援協議会を設置し、相談支援に携わる関係機関の情報共有を図っています。
- ・県教育委員会により高校中退者を対象とした追跡調査（H26）を実施したところ、約9%の者から「就労や学習など何もしていない」との回答があったことから、社会とのつながりが薄くなってしまう高校中退者への支援を協議会の中で検討することとしました。
- ・文部科学省による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の中で、高校中退者の状況は毎年800人前後で推移しており、県内の平均的な規模の高校1校分に相当します。
- ・協議会では、情報共有と相談支援担当者の資質向上を目的とした研修を実施しています。
- ・平成27年7月より県教育委員会との連携により公立高校からの中退者への支援を取り組み、現在は私立高校も対象に拡充し、取り組んでいます。
- ・高校中退者支援を進める中で、就労支援や再学習支援をはじめとした次のステージへ円滑につなげることが難しい若者がいることが判明し、次のステージへ繋げるための寄り添い支援を民間団体との連携により取り組んでいます。
- ・進学も就職もせずに中学校を卒業する進路未決定者が、早い段階で再び社会的な繋がりが持てるように対応する必要があります。
- ・困難を有する子ども・若者を地域で支える民間団体と支援機関間の連携を強化するための情報共有の場が求められています。

#### ○取組の方向性

- ・寄り添い支援を充実させ、就労支援や再学習支援へのステージへ円滑につなげ

ることを図ります。

- ・民間支援団体との連携を進め、社会全体で支援ができるよう情報共有の場を提供します。
- ・相談支援担当者の資質向上を図るため、研修内容の形式や中身を充実させます。
- ・テーマ別に設定した実務担当者会議を開催し、より機動的に推進できるように検討します。

○達成目標（指標）

子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合

現状（平成28年度）83.0% → 目標（平成31年度）100.0%

## 視点Ⅲ 社会全体で支援する

### 基本施策⑥ 相談支援の充実と多様な担い手づくり

(担当所属：子育て・青少年課 児童福祉課 生涯学習課 県警少年課)

#### 取組の柱18 地域社会における健全育成の充実

地域社会における子ども・若者の健全育成を推進するとともに、子ども・若者が有害環境から自ら危険を回避できる能力を育てます。また、地域社会における青少年育成推進会議をはじめとした青少年団体等を支援し、県民総ぐるみによる子ども・若者の健全育成運動を促します。

##### ○現状と課題

- ・地域の子どもは地域で守り育む機運醸成を図るため、学校、家庭、職場を含めた地域社会で子ども・若者に関わることが求められています。
- ・青少年団体の活動は、学習活動、ボランティア活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然体験活動、生産活動など多岐にわたり、いずれも青少年の健全育成の上では大きな役割を果たしています。しかし、会員数の減少や会費収入等の減による活動資金不足から、従来のような活動ができなくなるおそれがあります。
- ・既存の青少年育成団体や指導者だけでなく、子ども・若者を取り巻く様々な人々が参画し、連携協力して健全育成に取り組んでいくことが求められています。
- ・近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校だけでは対応できない面もあることから、学校のほか、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。
- ・近年、小・中学生等によるいじめ、自殺が増加し、この原因の一つに、生命の大切さに対する子どもたちの認識の低さ、それを支える家族機能の脆弱化が指摘されています。
- ・十代の人工妊娠中絶件数は減少しており、17歳以下の人工妊娠中絶数も減少傾向にあります。  
(H26年度：133件) (H27年度：104件) (H28年度：97件)
- ・十代の自殺者数は、近年では10名前後で推移しています。  
(H25年：6名)、(H26年：12名)、(H27年：12名)

- ・性行動については、低年齢化による予期しない妊娠、そこから発生する児童虐待など、様々な社会問題が増加する傾向にあります。このため、中高生については、予期しない妊娠を防ぐ等の性に対する正しい知識を学び、自分のライフプランを考え将来の行動を選択できるようになることが必要です。

##### ○取組の方向性

- ・子ども・若者が日々の生活を通じて感じていることや考えていることを発表することにより、社会へ参画や社会の一員として自覚を高めるとともに、子ども・若

者に対する県民の理解や認識を深めてもらう場の提供をし、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進します。

- ・地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材の協力を得て、放課後等における子どもたちの活動支援を行います。
- ・子どもたちを取り巻く課題や現状等を県民に理解してもらい、新たな取組の動機付けを目指すため、子どもに関連するテーマや課題を中心とした学校や企業・団体等の取組を紹介する番組を制作・放送します。
- ・青少年団体への事業費補助金の交付や、活動に対する支援を通じて、青少年健全育成の推進を図ります。
- ・中学校・高校を対象とした「生命を育む講座」については、平成29年度から、予期しない妊娠を防ぐ等の性に対する正しい知識等を学ぶ「思春期ライフプラン教育」など内容を拡充しています。中学校・高校等の実施校枠を増加させ、より多くの生徒が受講できるよう各学校に講座実施を働きかけていきます。

#### ○達成目標（指標）

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した小・中学生の割合（再掲）

現状（平成27年度） 小6：46.4% 中3：34.2%

↓

目標（平成31年度） 小6：50.0% 中3：50.0%

## 視点Ⅲ 社会全体で支援する

### 基本施策⑥ 相談支援の充実と多様な担い手づくり

(担当所属：県民生活課 子育て・青少年課 児童福祉課 生涯学習課 県警少年課)

#### 取組の柱19 成長と自立を支える担い手の養成

子ども・若者の成長と自立を支え、困難な状況を解消するための支援をするNPOやボランティア団体等をはじめとした地域における人材の発掘を進めるとともに、学校と地域との連絡調整を行うコーディネーターや子育て支援に通じた人材の育成等を図り、地域全体で子ども・若者への関わる取り組みの拡大を図ります。

##### ○現状と課題

- ・地域社会において、学校以外の子どもの居場所が求められている中で、活動を担う人材の養成と地域の実情に応じた体制整備が求められています。
- ・地域社会において、様々な困難を有する子ども・若者への支援を取り組んでいくことのできる人材の育成が求められています。
- ・県内市町村の青少年相談担当者をはじめとした相談・支援に携わる関係者について、様々な困難を有する子ども・若者への対応ができるように育成し、身近な地域に相談・支援窓口がある環境づくりに取り組んでいます。
- ・児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しています。
- ・県警察では、平成29年度に少年補導員を1,104人委嘱し、地域における街頭補導活動やパトロール活動等を実施して、子ども・若者への声かけや見守り活動を推進しています。
- ・県警察では、平成29年度に大学生少年サポーターを15人を委嘱し、少年課で実施している居場所づくり活動に積極的に参加し、学習支援などを行っています。大学生少年サポーターは、様々な課題を抱えている子ども・若者に寄り添いながら少しでも困難な状況を改善しようと前向きに取り組んでいます。

##### ○取組の方向性

- ・子どもの居場所づくりに関する啓発やボランティアスタッフのスキルアップを図る講座を開催するとともに、子どもの居場所に関わる関係機関との「つなぎ」を図るコーディネーターを養成し、地域におけるネットワーク形成支援に取り組んでいきます。
- ・県と青少年育成推進会議と補導センター補導員会連絡協議会との共催により、地域から困難を有する子ども・若者への支援をテーマとした研修会を実施しています。
- ・県内市町村相談窓口担当者や教育機関に従事している職員等を対して、困難を

有する子ども・若者への寄り添い支援への理解を図るとともに、その支援のための知識や技法、他機関との連携による支援の理解を深めるために研修会を実施しています。

・携帯電話・スマートフォンの普及率の増加に伴い、子どもの姿が見えにくくなつてきてている現状を考慮し、各関係機関と連携の上、少年補導員、大学生少年サポーターと実態を共有しながら、様々な活動が効果的に推進できるよう体制を強化していきます。

・国が定めた「児童相談所強化プラン」に沿い、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上を計画的に推進します。具体的には、①専門職の増員等、②資質の向上、③関係機関との連携強化について、平成31年度に向け段階的に充実させていきます。

#### ○達成目標（指標）

NPO法人認証数

現状（平成26年度）825法人 → 目標（平成31年度）975法人

### 第3 事業一覧

#### ○取組の柱1に関する主な事業

##### 食育推進体制整備 【保健予防課】

県民一人ひとりが主体的に食育に取り組めるよう、食育推進のためのネットワークづくりを進めます。

##### 若い世代の食育支援事業 【保健予防課】

生涯を通じて健やかな食生活を送るために、若い世代が食生活の重要性について認識し、自分の食生活をデザインします。

##### ぐんまの子どものためのルールブック50 【(教) 総務課】

公共心や思いやりを育むために、子どもが具体的に実行できるルールを50にまとめ、家庭・地域・学校での活用を促進します。

##### 交通安全対策 【交通政策課】

子ども自身に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、子どもの交通事故防止を図るための対策を実施します。

##### さくらプラン 【学校人事課】

小学校第1・2学年30人以下、第3・4学年を35人以下学級編制とし、学年の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を充実させることにより、児童の基礎学力の定着や社会性の育成を図ります。

##### わかばプラン 【学校人事課】

中学校の第1学年を35人以下学級編制とし、学校生活に適応するための支援体制を強化するとともに、一人ひとりへのきめ細かな指導を充実させることで基礎学力の向上を図ります。

##### 英語教育アドバイザー教員（E A T）配置 【学校人事課】

小学校英語の教科化に向け、教員の指導力及び児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るために、小学校英語の授業や指導計画等のモデルを普及・啓発する立場となる英語教育アドバイザー教員（E A T）を、教育課程特例校を中心に配置します。

##### 学力向上 【義務教育課】

ぐんま「確かな学力」育成プロジェクトの中で、新学習指導要領の趣旨を周知していくとともに、「はばたく群馬の指導プラン」を活用した授業改善、学力向上にかかる組織的・継続的な取組を推進します。

##### 学校における食育推進 【健康体育課】

教職員を対象に、食育推進に関する研修会を開催するとともに、栄養教諭がその職務を円滑に執行し、食に関する指導の充実を図ることができるよう、栄養教諭制度の推進・支援を図ります。

### **小学生に対する体験型万引防止教室** 【県警少年課】

少年の規範意識の高揚を図るため、パネルを活用した体験型万引防止教室を開催します。

### **幼児に対する防犯教室** 【県警少年課】

幼児の防犯意識の高揚を図るため、警察ボランティア等が保育園等において、紙芝居を活用した防犯教室を開催します。

## ○取組の柱2に関する主な事業

### **ぐんまグローバル塾海外インターンシップ** 【国際戦略課】

世界で活躍できるグローバル人材の育成を図るため、本県出身大学生等や県内に在住・在学・在勤している若者を対象に、海外企業におけるインターンシップ（就業体験）を実施します。

### **小・中学生のための「国際理解講座」** 【国際戦略課】

県内在住の外国人（県国際交流員、県受入技術研修等）が母国の文化や生活様式について、小・中学生に広く紹介することにより、国際理解の促進を図ることを目的に実施します。

### **はじめての文化体験事業** 【文化振興課】

優れた文化芸術活動を行っている県内のアマチュア文化団体を「有償ボランティア」として学校等に派遣し、子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップ等を行うとともに、登録文化団体に対し、1プログラムあたり10万円を限度に派遣経費（謝金・旅費・会場設営費・教材費等）を県が負担します。

### **幼児移動音楽教室** 【文化振興課】

保育者や幼稚園等の児童に、身近に存在としてオーケストラを感じてもらうため、地域における演奏会への出演機会を増やし、音楽の感動と楽しさを届け、地域文化の継承と創造に寄与する事業に対して補助を行います。

### **移動音楽教室** 【文化振興課】

小・中学校の児童・生徒に対し優れた演奏を鑑賞する機会を提供することにより、年少期における音楽に対する興味の萌芽を促すとともに、音楽文化の底辺拡大を図る事業に対して補助を行います。

### **高校音楽教室** 【文化振興課】

成長期における高校生を対象に、優れた生の音楽鑑賞の機会を提供し、芸術鑑賞能力の向上と、豊かな情操の涵養に資するとともに、本県音楽文化の振興に寄与する事業に対して補助を行います。

### **群馬のふるさと伝統文化支援事業** 【文化振興課】

地域に伝わる伝統文化（獅子舞、神楽、人形芝居、歌舞伎等）を継承・発展していくための活動に対しての経費の補助を行います。また、この5つのメニュー

の中には、子どもたちに伝統文化を体験・修得させる事業を対象とした「こども伝統文化継承事業」が含まれます。

**小・中学校伝統芸能教室** 【文化振興課】

県民芸術祭の委託事業の一環として実施しているもので、小・中学生に日本舞踊及び人形芝居の体験、鑑賞教室を提供することにより、日本古来の伝統文化・伝統芸能への関心を高め、豊かな情操を養います。

**文化づくり支援事業「群馬の文化」支援事業補助金（次世代育成事業）** 【文化振興課】

次世代を担う子どもたちが歴史文化遺産や伝統芸能、芸術に触れる機会を提供する事業に対し支援を行います。

**美術館・博物館・文学館の展示、教育普及活動** 【文化振興課】

美術館、博物館、文学館の常設展・企画展等の開催や学校と連携し、美術鑑賞教室や自然体験活動プログラム等、学習活動の場の提供を行います。

**東国文化周知事業** 【文化振興課】

群馬が古代東国文化の中心地であり、東日本最大の古墳県であったことを県内外の方に知っていただくため、古墳や埋蔵文化財情報の発信等を行い、本県への愛着を醸成するとともに、イメージアップ、観光振興につなげます。

**上野三碑「世界の記憶」価値発信事業** 【文化振興課】

本年夏以降に予定される登録による盛り上がりが一過性のものとならないよう、記念シンポジウムやイベントの開催、PR活動などを通じて上野三碑の価値を発信していきます。

**地域食文化継承事業** 【保健予防課】

和食が日本人の伝統的な食文化として、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの食文化を失われつつあることから、食文化継承ための活動への適切な支援や取組を行います。

**こども環境学習** 【環境政策課】

学校からの要請により派遣する動く環境教室（学校で体験型の環境学習を実施）の運営や、地域におけるこども向けの環境イベントに講師を派遣することにより、こどもたちが環境問題の解決に向け自ら考え行動する力を育成します。

**尾瀬学校** 【自然環境課】

県内の小・中学校が尾瀬でガイドを伴った少人数のグループによる環境学習を実施する場合、ガイド代とバス代を補助します。

**尾瀬子どもサミット** 【保健予防課】

尾瀬をとりまく三県（群馬県・福島県・新潟県）の小・中学生が尾瀬を通じて環境問題に対する認識を深め、環境学習の先導的な取組を実施するとともに、三県児童・生徒の交流を図ります。

**小・中学生のためのフォレストスクール 【緑化推進課】**

小・中学校の児童・生徒を対象に、森林の持つ機能や動き、環境・森林問題等についての講義や体験活動の場を提供するため、講師を派遣したり、企画・アドバイスを行ったりすることで、学校における環境教育、教員の研修等を支援します。

**高校いきいき文化活動推進 【高校教育課】**

高校生の文化活動に関する発表会を開催し、高校生の文化活動への機運を高め、青少年の文化活動の振興を図ります。

**青少年自然の家運営 【生涯学習課】**

青少年自然の家の管理運営を通して、生活体験や自然体験など様々な体験活動の場を提供することにより、子どもたちの「生きる力」を育みます。

**青少年自然体験等事業 【生涯学習課】**

青少年自然の家において、青少年自然体験推進、青少年ボランティア養成・ボランティア体験、青少年自立支援を行います。

**青少年会館運営 【生涯学習課】**

青少年活動の拠点となる施設を運営するとともに、青少年指導者の養成、青少年ボランティアの養成や情報提供、青少年の交流や体験活動を行います。

**ぐんま昆虫の森運営 【生涯学習課】**

身近な昆虫との触れ合いを通じて、生き物相互のかかわり合い、生命の大切さ及び自然環境に対する理解を深める教育施設として、施設運営を行います。

**ぐんま天文台運営 【生涯学習課】**

天文学を通じて学校・地域と協働し、大型望遠鏡による天体観察等、本物の体験や多様な学習機会を提供する教育施設として、施設運営を行います。

**昆虫の森・天文台自然学習教室への支援 【生涯学習課】**

ぐんま昆虫の森及びぐんま天文台において、自然や環境、科学等理科教育に関する学習を実施する小学校等に対しバス借り上げ料の一部を補助します。

**少年柔道剣道教室 【県警少年課】**

各警察署で実施している少年を対象とした「少年柔道剣道教室」の継続と同教室参加選手による「少年柔道剣道大会」を開催します。

**○取組の柱3に関する主な事業****人権同和施策推進 【人権男女・多文化共生課】**

人権問題に関する正しい理解・認識を深め、偏見や差別のない明るい地域社会の構築に向け、人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画に基づき、人権啓発フェスティバルの開催、スポーツ組織と連携した啓発活動の実施、学校等への人権啓発専門員等の講師を派遣するなど、各種人権施策を推進します。

**生命を育む講座** 【児童福祉課】

児童生徒の自己肯定感や自尊感情を育み、予期しない妊娠を防ぐ等の性に対する正しい知識を学ぶことができるよう、助産師が小・中・高等学校、特別支援学校に出向き、講座を行います。

**スポーツのための食育** 【保健予防課】

スポーツ栄養の正しい知識を県民に普及するとともに、スポーツ選手の競技力向上を目指し、スポーツ栄養の専門家と協力してスポーツを実践するための正しい栄養・食生活の知識を普及します。

**未成年者等に対する喫煙防止講習会** 【保健予防課】

未成年者等の喫煙を防止するため、未成年者や子どもへの影響が大きい父母等保護者に対し、学校等関係機関と連携した喫煙防止講習会を開催します。

**子宮頸がん検診の啓発** 【保健予防課】

20歳以上を対象に2年に1回の受診が推奨されている子宮頸がん検診の受診を勧奨するため、リーフレットの作成・配布等を実施します。

**がん教育の推進** 【保健予防課】

県内の小学校及び特別支援学校におけるがん教育を推進するため、小学校6年生向けのリーフレットを作成し配布します。

**薬物乱用防止啓発活動** 【薬務課】

薬物乱用防止に関する各種予防啓発活動、薬物乱用防止教室を実施することにより、正しい知識の普及と薬物乱用に絶対手を出さないという意識づくりを推進します。

**薬物関連問題相談事業** 【薬務課】

相談窓口や依存症回復支援、家族教室などの再乱用防止対策を充実させることにより、薬物乱用問題に直面している本人及び家族等の支援を行います。

**福祉医療対策** 【国保援護課】

県と市町村が協力し、中学校卒業までの子ども、重度心身障害者、母子家庭等の医療費無料化を実施します。

**動物ふれあい推進事業** 【食品・生活衛生課】

子供達が動物とふれあいを通じて、動物の生態や正しい飼い方等について体験することにより、動物愛護精神の普及啓発を図ります。

**動物愛護ポスターコンクール** 【食品・生活衛生課】

動物愛護ポスターの作成を通じて、動物愛護思想の普及啓発を図り、命の大切さと動物への慈しみの情操のかん養を図ります。

**【道徳教育総合支援】 【義務教育課】**

特別の教科化に向け、道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、県及び市町村教育委員会が学校・地域の実情に応じて道徳教育に関する多様な取組を主体的に行い、その結果得られた道徳教育に関する成果等について全県的な発信を行います。

**【人権教育研究推進事業】 【義務教育課】**

学校、家庭、地域社会が一体となり、教育上の総合的な取組を推進するとともに、モデル校を指定して人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図り、学校教育における人権教育の開発を進めます。

**【集会所における人権教育】 【生涯学習課】**

市町村が地域の集会所等を拠点として実施する地域の実情に即した人権に関する講座や地域住民の参加・交流を促進する取組に対し支援を行います。

**【喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実・推進】 【健康体育課】**

教職員及び外部指導者を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導について研修会を開催します。

**【性・エイズ教育の充実・推進】 【健康体育課】**

県立高等学校、特別支援学校〔高等部〕で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性・エイズ教育を推進するとともに、教職員を対象とした、性・エイズ教育に関する指導について研修会を開催します。

**【中学生・高校生対象の「命の大切さを学ぶ教室」の積極的な開催】 【県警広報広聴課】**

県や市町村教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

**【薬物乱用防止教室】 【県警少年課】**

小・中・高校生を対象に薬物の危険性を訴えるため、薬物乱用防止広報車の活用と各種イベント等を利用した広報啓発活動を行います。

**○取組の柱4に関する主な事業****【利用者支援事業】 【子育て・青少年課】**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施します。

**【地域子育て支援拠点事業】 【子育て・青少年課】**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

**電話相談（こどもホットライン24）【児童福祉課】**

中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、24時間・365日体制で、子どもに関するあらゆる電話相談に応じます。

**児童生徒の心のケアシステム推進【義務教育課】**

いじめや不登校等に対応する学校の教育相談機能や、家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援を充実させるために、学校等に心理の専門家や福祉の専門家を配置し、児童生徒を支援する体制整備を総合的に推進します。

**いじめ問題対策推進【義務教育課・高校教育課】**

県内すべての学校における、児童生徒の自主的ないじめ防止活動を支援することを通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てるとともに、いじめの未然防止を図ります。

**児童生徒の心のケアシステム推進【高校教育課】**

いじめや不登校などの課題に適切に対応するとともに、生徒の心のケアに資するためのスクールカウンセラーを全ての県立高校等へ配置し、生徒・保護者・教職員への支援を行い、学校における教育相談体制の充実を図ります。

**子ども教育・子育て相談【総合教育センター】**

学校や園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応します。

**少年相談カードの配布による相談事業の推進【県警少年課】**

少年相談カードを県内全ての小・中・高等学校児童生徒及び教職員に配布し、少年育成センターを周知することにより、悩みを持つ少年や保護者・教職員が気軽に相談できるようにします。

## ○取組の柱5に関する主な事業

**新社会人・学生向けライフデザインセミナー【こども政策課】**

新社会人や学生を対象としたライフデザイン支援に係るセミナープログラムを構築し、県職員が講師として実践することで、若者が「自らのライフデザインを考えるきっかけ」となる機会の創出と普及を図ります。

**職業的・社会的自立の促進【介護高齢課】**

小・中・高校生を対象に、高齢化の現状、介護サービスの必要性、介護の仕事の内容等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し配布し、普及啓発を図ります。

**創業支援【商政課】**

若者と創業者が交流する場「創業者創出ミーティング」等を通して、創業の魅力を発信し、人生の選択肢として創業への関心を高め、創業機運の醸成を図ります。

**地域支援・地域連携** 【産業人材育成課】

高校等と連携して、高校生に製造業の実践的な知識や技能を身に付け、職業観を養う機会の提供を行います。

**技能振興** 【産業人材育成課】

技能検定の受検促進により、技能の習得・向上を支援するため、技能検定試験を実施する群馬県職業能力開発協会に事業費を補助するほか、若年者について受検料を軽減するとともに、技能五輪全国大会等への参加支援を行います。

**産業技術専門校運営** 【産業人材育成課】

県内3箇所（前橋・高崎・太田）産業技術専門校において、製造業をはじめとした本県基幹産業の技術・技能を担う若年人材の育成等の職業訓練を行います。

**離職者等再就職訓練** 【産業人材育成課】

再就職を行うにあたって職業能力の開発を必要とする求職者を対象に、大学をはじめとした民間教育訓練機関に委託して職業訓練を行います。

**建設産業の担い手育成** 【建設企画課】

産学官が一体となり、建設産業のイメージを身边に感じ、入職を促進するため、工業高校建設系学科の生徒や大学生を対象としたインターンシップ等の推進体制に取り組みます。

**学校教育振興** 【義務教育課】

義務教育9年間を見通し、学校、家庭、地域が一体となって進めるキャリア教育を推進するため、キャリア教育推進協議会を実施します。

**群馬県産業教育フェア** 【高校教育課】

職業学科及び特別支援学校高等部に学ぶ生徒の学習成果の発表を行い、生徒の自発性や創造性を高め、新時代に対応した職業教育を推進します。

**キャリア教育・進路指導** 【高校教育課】

企業の人材やキャリアアドバイザー等を活用し、児童生徒の勤労観・職業観の育成等（キャリア教育）を発達段階に応じて推進するとともに、キャリア教育に関する教職員研修を体系的に実施します。

**Gワークチャレンジ・高校生インターンシップ推進** 【高校教育課】

生徒に望ましい勤労観・職業観及び主体的に進路を選択する能力を育成するために、企業団体や大学関係者、高校関係者等と連携し、高校生が参加するインターンシップを積極的に推進します。

**○取組の柱6に関する主な事業****自立訓練県費負担** 【障害政策課】

障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、期間を定め、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

**就労移行支援県費負担****【障害政策課】**

就職を希望する障害者に対し、利用期間を定め、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。

**就労継続支援県費負担****【障害政策課】**

一般企業に雇用されることが困難な障害者に対し、就労や生産活動その他の活動の機会を通じ、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。

**障害者就業・生活支援センター運営事業****【障害政策課】**

一般就労を希望する障害者に対して、就労面と生活面の相談に応じ、一般就労に向けて企業やハローワーク等との連絡調整を継続的に行います。

**特別支援学校を活用した障害者の週末活動支援****【障害政策課】**

県内8箇所の障害者就業・生活支援センターに支援員を配置して、特別支援学校等を活用して、障害者が週末にスポーツやレクリエーションを行う場づくりをし、生きがいづくりや生活の安定、就労の定着を図ります。

**若者就職支援****【労働政策課】**

群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）を県内3箇所（高崎市、桐生市、沼田市）に設置し、就職を希望する若者に対し、就職情報の提供から適正診断・カウンセリング、職業紹介・定着まで、就職に関する一環した支援を行います。

**障害者雇用促進強化対策****【労働政策課】**

群馬労働局等の関係機関と連携し、企業に対する啓発や働きかけ、障害者の就労先や実習先の開拓等、障害者の就労支援施策を総合的に実施します。

**若者の使い捨てが疑われる企業等（ブラック企業）対策****【労働政策課】**

社会へ出る前に必要となる労働法等の基礎知識をまとめた啓発リーフレットを作成し、特別支援学校も含めた県内の高校3年生に配布するとともに、高校からの希望に応じて講師派遣等による労働法の周知・啓発を行います。

**技能振興****【産業人材育成課】《再掲》**

技能検定の受検促進により、技能の習得・向上を支援するため、技能検定試験を実施する群馬県職業能力開発協会に事業費を補助するほか、若年者について受検料を軽減するとともに、技能五輪全国大会等への参加支援を行います。

**産業技術専門校運営****【産業人材育成課】《再掲》**

県内3箇所（前橋・高崎・太田）産業技術専門校において、製造業をはじめとした本県基幹産業の技術・技能を担う若年人材の育成等の職業訓練を行います。

**離職者等再就職訓練****【産業人材育成課】《再掲》**

再就職を行うにあたって職業能力の開発を必要とする求職者を対象に、民間教育訓練機関に委託して職業訓練を行います。

**障害者能力開発****【産業人材育成課】**

障害者の早期就業を促進するため、民間教育訓練機関や企業等に委託して職業訓練を行います。

**特別支援教育就学奨励****【特別支援教育課】**

県内公・私立特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、県内公・私立特別支援学校へ就学するために、必要な教科用図書購入費等に係る経費の全部又は一部を補助します。

**特別支援学校職業自立推進****【特別支援教育課】**

特別支援学校における職業教育やキャリア教育を推進し、就労支援や生活支援の充実を図り、障害のある児童生徒の社会的自立を実現することを目的に、就労支援員を特別支援学校に配置し、就業体験先や職域の開拓、企業への理解促進を図ります。また、高等部生徒に研修を行い、介護サービス業等への就労拡大を図ります。さらに、「1年生進路ガイダンス」「企業採用担当者学校見学会」「卒業生定着支援」により職業自立を進めます。

**○取組の柱7に関する主な事業****主権者教育の推進・支援****【市町村課（選挙管理委員会）】**

選挙講座や模擬選挙による投票体験の機会を通して、主権者意識の醸成と政治的判断能力の育成を図るため、学校や大学等における選挙出前授業を実施するとともに、学校等が主体的に同様の授業を実施する場合には、その取組を支援します。

**新社会人・学生向けライフデザインセミナー****【こども政策課】《再掲》**

新社会人や学生を対象としたライフデザイン支援に係るセミナープログラムを構築し、県職員が講師として実践することで、若者が「自らのライフデザインを考えるきっかけ」となる機会の創出と普及を図ります。

**「ようこそ先輩！」高校生ボランティア・チューター小学校派遣****【高校教育課】**

卒業後の進路が決まった高校生が、母校の小学校でボランティア・チューターとして活動します。

**○取組の柱8に関する主な事業****高校中退者への支援****【子育て・青少年課】**

高校中退者は社会との繋がりが薄くなることから、就労や再学習に向けた切れ目がない寄り添い型支援を行い、就労機関や再学習の場へ繋げていくことを実施します。

**在宅情緒障害児訓練等（児童相談の一部）****【児童福祉課】**

ひきこもりや不登校など情緒的に問題を抱えている在宅の児童に対し、心理判定や心理療法を実施するとともに、メンタルフレンドとして大学生等を家庭へ派遣します。

**ひきこもり対策** 【障害政策課】

こころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、電話や来所による相談等を実施します。

**児童思春期事業** 【障害政策課】

思春期の特性を踏まえた、専門医師等による相談（電話・来所）を行います。

**ニート自立支援** 【労働政策課】

前橋市・太田市に設置しているぐんま若者サポートステーションに対し、臨床心理士の配置による個別相談のほか、職業意識を身につけるためのキャリア開発プログラム（ジョブトレーニング）の実施など運営支援を行います。

**さくらプラン** 【学校人事課】《再掲》

小学校第1・2学年30人以下、第3・4学年を35人以下学級編制とし、学年の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を充実させることにより、児童の基礎学力の定着や社会性の育成を図ります。

**わかばプラン** 【学校人事課】《再掲》

中学校の第1学年を35人以下学級編制とし、学校生活に適応するための支援体制を強化するとともに、一人ひとりへのきめ細かな指導を充実させることで基礎学力の向上を図ります。

**心のケアシステム推進事業** 【義務教育課】《再掲》

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応等について、学校における心のケアシステムの中核を担う「心の専門家」であるSCをすべての公立小中学校に配置し、校内の教育相談体制の充実を図ります。

**いじめ問題対策推進事業** 【義務教育課・高校教育課】《再掲》

県内のすべての学校における、児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援することを通して、いじめを許さない気持ちや態度を育てるとともに、いじめの未然防止を図ります。

**児童生徒の心のケアシステム推進** 【高校教育課】《再掲》

いじめや不登校などの課題に適切に対応するとともに、生徒の心のケアに資するためのスクールカウンセラーを全ての県立高校等へ配置し、生徒・保護者・教職員への支援を行い、学校における教育相談体制の充実を図ります。

**青少年自立・再学習支援事業** 【生涯学習課】

青少年会館において、悩みを抱える青少年に職場体験等の機会を提供し、不登校や引きこもりからの脱却や社会的自立を支援するとともに、高校中退者等を対象に、高卒程度の学力の取得を目指した学び直しのための支援を行います。

## ○取組の柱9に関する主な事業

### 子どもの居場所づくりの推進（子どもの貧困対応に対する機運醸成）【子育て・青少年課】

ひとり親や長時間労働、貧困などの問題の広がりを背景に、家庭の子育て機能を地域で補完する「子どもの居場所づくり」への支援体制を整備する中で、さまざまな事情で放課後や休日等をひとりで過ごす子どものための居場所づくりを実施する団体に対し、その設立や事業拡充のための支援を行います。

### 子どもの居場所づくりの推進（子どもの居場所づくりに係る人材育成）【子育て・青少年課】

子どもの居場所において、学習支援や子ども食堂運営などのボランティアに協力してもらえる方の人材バンクを構築し運用します。

### 母子家庭等自立促進対策（母子・父子自立支援）【児童福祉課】

母子・父子自立支援員を各保健福祉事務所に配置し、相談支援事業ほか、ひとり親家庭等に対する自立支援対策を総合的に推進します。

### 母子家庭等自立促進対策（母子家庭等就業・自立支援センター事業）【児童福祉課】

ひとり親家庭等の就業を促進するため、カウンセリング及び市町村巡回相談、無料職業紹介事業、求人情報の収集・提供、雇用開拓、就業支援講習会の開催等総合的な就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費に関する弁護士相談等を実施します。

### 母子家庭等自立促進対策（母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業）【児童福祉課】

ひとり親家庭の親の就業を支援するため、教育訓練講座の受講に対して受講料の一部の補助を行います。

### 母子家庭等自立促進対策（高等職業訓練促進給付金等事業）【児童福祉課】

経済的自立に効果的に資格を習得するため、ひとり親家庭の親が1年以上養成機関等に修学する場合に、就業と修業の両立が困難なときに、生活安定を図るために訓練促進給付金と修了支援給付金を支給します。

### 母子家庭等自立促進対策（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）【児童福祉課】

ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給します。

### 母子家庭等自立促進対策（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業）【児童福祉課】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸し付けを行い、養成機関を修了し資格習得した日から1年以内に就職し、5年間従事した場合は貸付金の返還は免除となります。

### 母子家庭等自立促進対策（自立支援プログラム策定事業）【児童福祉課】

自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携し、児童扶養手当受給者の就業自立を図ります。

**母子家庭等自立促進対策（親子ふれあい交流事業）【児童福祉課】**

ひとり親家庭等を対象としたレクリエーション事業、講習会事業等を開催し、ひとり親家庭の親子同士の交流を県及び市町村の母子会等が主催で行います。

**母子家庭等自立促進対策（ひとり親家庭子育て支援事業）【児童福祉課】**

ひとり親家庭等において、仕事や病気などで一時的に子育てが困難な場合にファミリー・サポート・センターまたは保健福祉事務所において子育て支援者を紹介し、その利用料の一部を補助します。

**子どもの生活・学習支援事業【健康福祉課】**

生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に、居場所の提供や学習支援等を行い、生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。

**○取組の柱10に関する主な事業**

**私立学校教育振興費補助（特別支援学校）【学事法制課】**

私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化を図るため、特別支援学校に対して運営に係る経費の一部を補助を行います。

**私立幼稚園特別教育経費補助【学事法制課】**

心身障害児の幼稚園等への就園を促進し、心身の健全な育成を助長するため、障害のある幼児が就園している私立幼稚園に対して、補助金を交付します。

**障害児摂食・嚥下機能支援事業【保健予防課】**

病気や障害等のための獲得や発達が遅れた、障害児の「食べる機能」を支援するための保健指導事業等を実施します。

**障害児療育体制整備（療育システムネットワーク推進事業）【障害政策課】**

関係者によるネットワーク化及び支援体制の整備等を行うネットワーク推進会議並びに心理士や言語聴覚士などの専門スタッフによる個別・巡回相談、障害児早期療育事業等を行います。

**発達障害者支援体制サポート事業（発達障害支援者専門研修）【障害政策課】**

発達障害者に対して的確な相談支援、関係機関への助言等を行い、地域の発達障害支援の中心的役割を担うことができる専門的知識・技術を持つ人材を育成するための専門的研修を行います。

**発達障害者支援体制サポート事業（発達障害者地域支援マネジャー派遣）【障害政策課】**

発達障害者支援センターが、発達障害者地域支援マネジャーを派遣し、地域ごとに相談支援事業所等を対象とした研修等を企画し実施します。

**発達障害者支援体制サポート事業（発達障害者支援医療従事者養成事業）【障害政策課】**

かかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への診療対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図ります。

**発達障害者支援センター運営【障害政策課】**

発達障害児（者）に対する支援の拠点である発達障害者支援センターを運営し、相談・発達・就労支援を行うとともに、社会適応支援事業、ペアレントトレーニング、ガイドブック作成、研修事業等の普及・啓発事業などを行います。

**高次脳機能障害者支援事業【障害政策課】**

高次脳機能障害支援拠点機関を設置するとともに、支援コーディネーターを配置し、医療的ケアやリハビリ等の専門的な相談支援を行います。

**障害者医療（更正医療・療養介護医療）県費負担【障害政策課】**

身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療を給付する事業に対して、費用の一部を負担します。

**生活介護県費負担【障害政策課】**

常時介護を要する障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

**しろがね学園運営【障害政策課】**

家庭や地域で生活を続けることが困難な知的障害のある児童等を保護するとともに、必要な生活スキルや知識が身につけられるよう支援を行います。

**自立訓練県費負担【障害政策課】《再掲》**

障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、期間を定め、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

**就労移行支援県費負担【障害政策課】《再掲》**

就職を希望する障害者に対し、利用期間を定め、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。

**就労継続支援県費負担【障害政策課】《再掲》**

一般企業に雇用されることが困難な障害者に対し、就労や生産活動その他の活動の機会を通じ、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。

**障害者就業・生活支援センター運営事業【障害政策課】《再掲》**

一般就労を希望する障害者に対して、就労面と生活面の相談に応じ、一般就労に向けて企業やハローワーク等との連絡調整を継続的に行います。

**特別支援学校を活用した障害者の週末活動支援** 【障害政策課】《再掲》

県内8箇所の障害者就業・生活支援センターに支援員を配置して、特別支援学校等を活用して、障害者が週末にスポーツやレクリエーションを行う場づくりをし、生きがいづくりや生活の安定、就労の定着を図ります。

**障害者能力開発** 【産業人材育成課】《再掲》

障害者の早期就業を促進するため、民間教育訓練機関や企業等に委託して職業訓練を行います。

**さくらプラン** 【学校人事課】《再掲》

小学校第1・2学年30人以下、第3・4学年を35人以下学級編制とし、学年の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を充実させることにより、児童の基礎学力の定着や社会性の育成を図ります。

**わかばプラン** 【学校人事課】《再掲》

中学校の第1学年を35人以下学級編制とし、学校生活に適応するための支援体制を強化するとともに、一人ひとりへのきめ細かな指導を充実させることで基礎学力の向上を図ります。

**特別支援学校作業学習充実** 【特別支援教育課】

特別支援学校高等部生徒の卒業後の社会的自立や生活の安定を図ることを目的に、作業学習に鹿革加工を導入するとともに、製品のブランド化を進め、企業の理解を広め、地域資源を活用した職業教育を推進します。

**特別支援学校医療的ケア支援** 【特別支援教育課】

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校における医療的ケア実施体制を整備し、障害の重い児童生徒の教育の充実を図ることを目的に、看護師の派遣、指導医の巡回、教職員研修等を実施し、安全かつ適正な医療的ケアを行います。

**特別支援学校施設整備** 【管理課・特別支援教育課】

障害のある児童生徒に対するより教育効果の高い指導・支援を実現することを目的に、学習環境を改善するための整備やスクールバス導入等による通学負担の軽減に取り組みます。

**小中学校・高等学校等相談支援** 【特別支援教育課】

発達障害等に係る小中学校・高等学校等からの相談支援への対応を通じ、小中学校における特別支援教育の充実を図ることを目的に、教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員や特別支援学校の専門アドバイザーが、小中学校・高等学校等からの要請に基づき訪問相談等を実施し、発達障害等、障害のある児童生徒の理解や指導方法等について助言等を行います。

**高等学校特別支援教育推進** 【特別支援教育課】

高等学校等に支援員を配置し、身体障害のある生徒が学校生活を円滑に送れるようサポートするとともに、通級による指導を行います。

**交流及び共同学習推進** 【特別支援教育課】

共生社会の実現に向けて障害理解教育の充実を目的に交流〔居住地校交流の推進・学校間交流・地域交流・学級間交流〕及び共同学習を推進します。

**子ども教育・子育て相談** 【総合教育センター】《再掲》

学校や園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応します。

**○取組の柱11に関する主な事業**

**ぐんま学園運営** 【児童福祉課】

不良行為をなし又はなすおそれのある児童や家庭環境その他環境上の理由により生活指導を必要とする児童を入所させ、その自立を支援します。

**薬物関連問題相談事業** 【薬務課】

相談窓口や依存症回復支援、家族教室などの再乱用防止対策を充実させることにより、薬物乱用問題に直面している本人及び家族等の支援を行います。

**生徒指導担当嘱託員の配置** 【義務教育課】

生徒への指導・助言、保護者との面接・指導、家庭や地域との連携・協力、関係機関との連携を図り、生徒指導に関する業務を支援したり、問題行動等を未然防止したりする嘱託員を中学校に配置しています。

**非行防止プロジェクト推進** 【義務教育課】

深刻な非行、いじめ等の問題行動の未然防止や解決方策について、関係機関の担当者等により情報交換や協議を行い、問題行動への対策の改善・充実に資する問題行動対策会議を実施します。

**生徒指導嘱託員の配置** 【高校教育課】

生徒指導上の課題を有する高校について、中途退学や問題行動等の未然防止及び早期解決のため、生徒指導に関わる業務を支援し、学校における生徒指導体制の充実を図ります。

**少年の立ち直り支援（居場所づくり活動）** 【県警少年課】

支援を必要とする少年等に警察ボランティア等と連携した居場所づくりを行います。

**○取組の柱12に関する主な事業**

**性的少数者に対する理解促進** 【人権男女・多文化共生課】

L G B T等の関する正しい理解・認識を深め、いじめや差別、偏見の解消を図るために、冊子を活用した啓発活動、性的少数者に関わる相談員向け研修会並びに講演会を開催するなど性的少数者に対する理解の増進を図ります。

**性的少数者に対する理解促進** 【児童福祉課】

L G B T等のに関する正しい理解・認識を深め、いじめや差別、偏見の解消を図るため、冊子を活用した啓発活動、性的少数者に関する相談員向け研修会並びに講演会を開催するなど性的少数者に対する理解の増進を図ります。

**多文化共生支援** 【人権男女・多文化共生課】

学齢期の子どもに対する日本語教育の充実、学齢期以外の日本語教育を支援する。また、雇用状況悪化等生活上の不安に対して、メンタルヘルスのサポートなどの支援をはじめ、十分な情報提供を行います。

**児童養護施設等対策（児童保護措置費の一部）** 【児童福祉課】

20歳未満の児童養護施設等を退所した児童や自立援助が必要な者への支援を行うために、自立援助ホームの運営費を負担するものです。

**小児慢性特定疾病対策** 【保健予防課】

小児慢性特定疾病児童等に対し医療費の負担を軽減するとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施し、幼少期から慢性的な疾病にかかっているため自立を阻害されている児童等について、地域における支援等の充実により自立促進を図ります。

**がん患者の治療と仕事の両立支援** 【保健予防課】

がん患者が治療と仕事を両立できるよう、就労相談等の支援体制を強化するため、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターの相談員を社会保険労務士が支援する取組を実施します。

**自殺対策** 【障害政策課】

こころの健康センターに自殺対策推進センターを設置し、若年層対策やうつ病等ハイリスク者の支援を実施します。

**さくらプラン** 【学校人事課】《再掲》

小学校第1・2学年30人以下、第3・4学年を35人以下学級編制とし、学年の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を充実させることにより、児童の基礎学力の定着や社会性の育成を図ります。

**わかばプラン** 【学校人事課】《再掲》

中学校の第1学年を35人以下学級編制とし、学校生活に適応するための支援体制を強化するとともに、一人ひとりへのきめ細かな指導を充実させることで基礎学力の向上を図ります。

**帰国・外国人児童生徒受入促進** 【義務教育課】

各学校における日本語指導の実態把握を継続して行うとともに、日本語指導担当者を対象とした研修会を実施し、外国人保護者への対応、多文化理解等を含めた日本語指導力の向上を推進します。

### **児童生徒の心のケアシステム推進** 【義務教育課】《再掲》

いじめや不登校等に対応する学校の教育相談機能や、家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援を充実させるために、学校等に心理の専門家や福祉の専門家を配置し、児童生徒を支援する体制整備を総合的に推進する。

### **児童生徒の心のケアシステム推進** 【高校教育課】《再掲》

いじめや不登校などの課題に適切に対応するとともに、生徒の心のケアに資するためのスクールカウンセラーを全ての県立高校等へ配置し、生徒・保護者・教職員への支援を行い、学校における教育相談体制の充実を図ります。

## ○取組の柱13に関する主な事業

### **市町村や関係機関等との役割分担及び連携の推進（児童虐待対応強化の一部）** 【児童福祉課】

「群馬県要保護児童対策地域協議会」の運営や関係機関との連携強化及び協力体制を確保します。

### **児童相談・一時保護** 【児童福祉課】

県内3箇所の児童相談所と1箇所の支所において、児童や家庭に関する相談や児童虐待通告等に対応するとともに、児童の安全を確保するため、必要に応じて一時保護をします。

なお、手狭となった東部児童相談所の移転整備と併せて、一時保護所の定員超過に対応するため、一時保護所を増設します。

### **母子保健における虐待予防対策** 【児童福祉課】

育児不安のある保護者を対象に、保健福祉事務所において、精神科医等による「子育てこころの相談」や「産後うつの相談」を行うとともに、群馬県任産婦支援事業では支援の必要な任産婦に対して、分娩取扱医療機関と市町村との連携が図れるように、県内統一の連絡票を作成し活用します。

### **子育てトレーナー養成講座** 【児童福祉課】

良好な親子関係を築き、しつけを効果的に行うための「コミュニケーション・スキル」の習得を図るプログラム『ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング』を指導するトレーナーを養成し、地域における子育て講座の普及を推進します。

### **児童虐待防止医療ネットワーク事業** 【児童福祉課】

群馬大学医学部付属病院を拠点に、医療従事者の教育研修、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関とのネットワーク化を図ります。

### **子ども教育・子育て相談** 【総合教育センター】《再掲》

学校や園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応します。

## ○取組の柱14に関する主な事業

### 犯罪被害者等支援 【人権男女・多文化共生課】

犯罪被害者やその家族には、生命、身体、財産上の直接的被害の他、精神的ショックや身体の不調、経済的問題、周囲からのストレスなど二次的被害も発生します。第3次群馬県犯罪被害者等基本計画に基づき、県、市町村、警察及び関係団体が連携して、犯罪被害者等の支援を行います。また、配偶者等による暴力被害女性等からの相談対応及び暴力被害女性と同伴児童の保護を行うとともに、関係機関との連携をはかりながら自立支援を行います。

### 大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等の積極的な開催及び犯罪被害者支援に係る社会活動への参加促進 【県警広報広聴課】

犯罪被害者支援に係る社会参加活動について大学生の理解を深めるため、大学における講義を実施するとともに、「群馬県警察・大学・短期大学犯罪被害者支援（共生）ネットワーク会議」を開催し、加盟大学との連携を強化し、大学生の意識高揚を図ります。

### 犯罪被害者等の経済的・心理的負担の軽減 【県警広報広聴課】

被害者支援制度や相談窓口の周知を図るとともに、医療費等の負担・カウンセリングの実施等適正かつ積極的に公費支出制度を運用し、犯罪被害者等の経済的・心理的負担の軽減を図ります。

### 再被害のおそれのある犯罪被害等に対する保護対策の推進 【県警広報広聴課】

犯罪被害者等が同一加害者等によって、再び生命・身体・財産等に危害を加えられるおそれのある場合は、「再被害防止対象者」に指定し、保護対策用資機材の貸与や立ち寄り警戒等の保護対策を実施し、犯罪被害者等の安全を確保します。

### 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策 【県警少年課】

「子供の性被害防止プラン」を踏まえ、児童買春及び児童ポルノを始めとした少年の福祉を害する犯罪の検挙を図るとともに、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害を防止するための取組を推進するなど福祉犯罪被害の防止を図ります。

### 子ども・若者を取り巻く風俗環境の浄化 【県警生活環境課】

子ども・若者が被害者となり、心身に有害な影響を与える違法風俗営業の実態把握と情報分析を推進し、積極的な取締りと被害者の早期発見・保護により、風俗環境の浄化と健全な育成を図ります。

## ○取組の柱15に関する主な事業

### 養子縁組里親への支援 【児童福祉課】

養子縁組里親への委託等を通じて、養子縁組に関する相談・支援を行います。

### 子育てトレーナー養成講座 【児童福祉課】《再掲》

良好な親子関係を築き、しつけを効果的に行うための「コミュニケーション・スキル」の習得を図るプログラム『ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング』を指導するトレーナーを養成し、地域における子育て講座の普及を推進します。

**家庭教育電話相談** 【生涯学習課】

子どものことで悩んでいる保護者や悩みを持つ児童・生徒からの電話相談に応じます。

**親の学びプログラム普及活用** 【生涯学習課】

親の学びプログラムのファシリテーター（進行役）を養成し、親の学びプログラムの普及促進を図ります。

**家庭教育支援者養成** 【生涯学習課】

地域で家庭教育を支える核となる人材を養成します。

**関係団体連携推進** 【生涯学習課】

全県及び地区別に関係団体による家庭教育支援連携会議を開催します。

**家庭教育担当者研修会** 【生涯学習課】

県及び市町村の家庭教育支援担当者等を対象とした家庭教育支援担当者研修会を行います。

**人権研修** 【生涯学習課】

市町村社教主事、集会所担当者、社会教育団体役員等を対象に、教育事務所ごとに「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するために必要な事項の研修や協議を実施します。

**地区別 P T A 指導者研修会** 【生涯学習課】

教育事務所ごとに国公私立の各単位 P T Aにおいて新しく役員・委員になったものを中心に、P T A活動のよりよい在り方について研修会を実施します。

**幼児教育応援** 【総合教育センター】

幼児教育をめぐる課題の解決や家庭教育の充実を目指し、夕やけ保育研修会、子育ての支援者研修会、保育アドバイザー派遣を行います。

**○取組の柱16に関する主な事業****金融（金銭）教育研究校** 【消費生活課】

金融に関する消費者教育を体系的に進めていく観点から、学校現場における金融教育の実践と実践教育に携わる教員のレベルアップなどの支援を図ります。

**消費者被害防止出前講座** 【消費生活課】

若者や高齢者など各年代に応じた消費者被害防止のための講座を、消費生活課職員及び消費生活相談員等が講師となり開催します。

**関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン** 【消費生活課】

若者及び高齢者を対象として、関東甲信越各都県、政令市及び国民生活センター共同で、悪質商法被害に遭わないための被害防止キャンペーンを実施します。

**大人向け防犯出前講座** 【消費生活課】

自治会、公民館等の申し込みに応じて、犯罪の手口や対策を実演しながら、実践的かつ具体的に説明し、「自分の安全は自分で守る」との自主防犯意識を高めます。

**女性向け防犯意識向上対策** 【消費生活課】

女性に対する犯罪を未然に防止する対策などをまとめた「女性のための防犯ハンドブック」を作成し、県内各高等学校3年生等に配布します。

**子ども向け防犯出前講座** 【消費生活課】

保育園、幼稚園、小学校、学童保育、子ども会等の申し込みに応じて、「いかのおすし」等の紙芝居を使用しての誘拐・連れ去り防止の説明や実際に声を掛けられた場合を想定してのロールプレイを行います。

**地域安全マップづくり活動支援** 【消費生活課】

犯罪が起こりやすい場所、安全な場所はどんなところかを、見分ける能力を身につけさせる学習プログラム「地域安全マップづくり」に取り組む小学校等に対し指導員を派遣します。

**新しい有害環境から子どもを守る取組推進** 【子育て・青少年課】

携帯電話やインストラクターを使った青少年の有害情報問題の知識、技能を持った市民インストラクターで組織する団体より講師派遣等を行い、インターネットと上手な付き合い方を学びます。

**交通安全対策** 《再掲》【交通政策課】

子ども自身に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、子どもの交通事故防止を図るために対策を実施

**非行防止プロジェクト推進（携帯インターネット問題講習会）** 【義務教育課】

県内の生徒指導担当者が集まる小・中学校生徒指導対策協議会において指導者講習会を行い、各学校で児童生徒や保護者、教職員の情報モラルの育成・啓発を図る講習会・研修会の実施を推進します。

**高等学校交通安全教室推進** 【健康体育課】

各公立高等学校における主にバイク実技講習会を推進するため、群馬県交通安全協会に補助を行います。

**地域ぐるみの学校安全体制整備推進** 【健康体育課】

防犯の専門家や警察官OB等を地域学校安全指導員〔スクールガード・リーダー〕として委嘱し、学校の安全に関する巡回指導やスクールガードに対する指導を行う市町村に対し、補助を行います。

### **防犯教育を中心とした実践的安全教育総合支援** 【健康体育課】

モデル地域を指定し、学校での効果的な避難訓練等の検討・実施を通して実践的な安全教育手法を研究するとともに、外部有識者を学校に派遣して、危機管理マニュアル、避難訓練等に対する点検及び地域住民や関係機関等との連携体制の構築に関する指導・助言を行います。

### **交通安全教育推進** 【健康体育課】

知事部局、教育委員会、警察、関係団体等との連携会議を開催し、児童生徒の発達段階に応じた系統的な交通安全教育を推進するとともに、生徒自身による研究協議など、主体的かつ実践的な参加体験型研修会を実施することで、交通ルールの理解と危険回避力を高めるとともに、交通社会の一員であることを自覚させるための取組を行います。

### **中学生・高校生対象の「命の大切さを学ぶ教室」の積極的な開催** 【県警広報広聴課】《再掲》

県や市町村教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

### **再被害のおそれのある犯罪被害者等に対する保護対策の推進** 【県警広報広聴課】《再掲》

犯罪被害者等が同一加害者等によって、再び生命・身体・財産等に危害を加えるおそれのある場合は、「再被害防止対象者」に指定し、保護対策用資機材の貸与や立ち寄り警戒等の保護対策を実施し、犯罪被害者等の安全を確保します。

### **少年非行防止対策** 【県警少年課】

少年警察ボランティアと連携して街頭補導、非行防止啓発キャンペーン等を行います。

### **小学生に対する体験型万引防止教室** 【県警少年課】《再掲》

少年の規範意識の高揚を図るため、パネルを活用した体験型万引防止教室を開催します。

### **幼児に対する防犯教室** 【県警少年課】《再掲》

幼児の防犯意識の高揚を図るため、警察ボランティア等が保育園等において、紙芝居を活用した防犯教室を開催します。

### **少年補導や非行少年の処遇に関する専門職** 【県警少年課】

少年警察補導員は、少年警察部門において、少年相談、少年補導活動、被害少年の支援活動、少年の立ち直り支援、広報啓発活動等を行います。

## ○取組の柱17に関する主な事業

### **子ども・若者支援協議会（関係機関との情報共有に関する取組）** 【子育て・青少年課】

ニート、ひきこもり、不登校、高校中退、貧困など子ども・若者が抱える問題が深刻化しており、従来の個別分野における縦割り的な対応では限界が生じている中で、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進し、各機関における情報共有を図ります。

**子ども・若者支援協議会（相談支援に係る人材育成に関する取組）【子育て・青少年課】**

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援する相談支援者等に対する資質向上を目指した研修会を実施します。

**子ども・若者支援協議会（高校中退者支援）【子育て・青少年課】**

高校を中退してしまった人に対して、就労や再学習への支援につながることを目的とした寄り添い型の支援を行います。

**○取組の柱18に関する主な事業**

**群馬県青少年育成大会【子育て・青少年課】**

青少年健全育成に対する理解を深め、地域ぐるみの健全育成を推進し、家庭教育の向上を図るとともに、模範とすべき青少年や子ども・若者の健全育成に貢献した方を同大会で顕彰します。

**少年の主張群馬県大会【子育て・青少年課】**

少年（中学生）が日頃の生活を通じて感じていることや考えていることを発表する場であるとともに、「少年の日」の普及を図るものです。

**青少年総合育成推進事業【子育て・青少年課】**

青少年の健全育成を目指した市町村青少年育成推進員や青少年補導センターの活動との連携やその支援を行います。

**生命を育む講座【児童福祉課】《再掲》**

児童生徒の自己肯定感や自尊感情を育み、予期しない妊娠を防ぐ等の性に対する正しい知識を学ぶことができるよう、助産師が小・中・高等学校、特別支援学校に出向き、講座を行います。

**地域学校協働活動推進事業【生涯学習課】**

地域と学校が連携・協働し、地域の実情に応じて行われる様々な活動【放課後子ども教室や土曜日の教育支援活動】を推進するため、経費の一部を補助する。

**県教育番組制作放送【生涯学習課】**

学校現場における取組のほか、地域や団体等による取組を紹介するためのテレビ番組「はばたけ！ぐんまの子どもたち」を制作・放送する。

**青少年教育団体補助【生涯学習課】**

青少年の生きる力や社会性を育むこと等を目的に活動する県内の青少年団体に対して、活動の支援を行います。

**子ども・若者の福祉を害する犯罪対策【県警少年課】《再掲》**

「子供の性被害防止プラン」を踏まえ、児童買春及び児童ポルノを始めとした少年の福祉を害する犯罪の検挙を図るとともに、インターネット利用に起因する

児童の犯罪被害を防止するための取組を推進するなど福祉犯罪被害の防止を図ります。

### ○取組の柱19に関する主な事業

#### 市民活動支援 【県民生活課】

「NPO・ボランティアサロンぐんま」における相談や情報提供、NPO法人に対する制度融資などを行い、NPOやボランティア活動団体の活動を支援します。

#### 合同研修会 【子育て・青少年課】

群馬県青少年育成推進会議と補導センター補導員連絡協議会との共催により「困難を有する子ども・若者への支援」をテーマとした研修会を開催します。

#### 児童福祉に関する専門職の配置等 【児童福祉課】

児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等専門職の配置を充実させるとともに、研修等により資質向上を図ります。

#### 人権研修 【生涯学習課】《再掲》

市町村社会教育主事、集会所担当者、社会教育団体役員等を対象に、教育事務所ごとに「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するために必要な事項の研修や協議を行います。

#### 地区別PTA指導者研修会 【生涯学習課】《再掲》

教育事務所ごとに国公私立の各単位PTAにおいて新しく役員・委員になったものを中心に、PTA活動のよりよい在り方に関する研修会を行います。

#### 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職 【県警少年課】《再掲》

少年警察補導員は、少年警察部門において、少年相談、少年補導活動、被害少年の支援活動、少年の立ち直り支援、広報啓発活動等を行います。

## 第4 指標一覧

		現状	目標	
基本的視点Ⅰ 一人ひとりの成長と自立を支援する				
基本施策① 社会的自立に向けた基礎づくり				
取組の柱1	「『全国学力・学習状況調査』における全国の平均正答率との差」(小学校・中学校)	平成27年度 小6：-0.3%	平成31年度 小6：+0.2%	
		平成27年度 中3：+1.7%	平成31年度 中3：+3.0%	
取組の柱2	「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」と回答した小・中学生の割合	平成27年度 小6：46.4%	平成31年度 中6：50.0%	
		平成27年度 中3：34.2%	平成31年度 中3：50.0%	
取組の柱3	「自分には、よいところがある」と回答した小・中学生の割合  小・中学校の全国体力・運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差	平成27年度 小6：79.7%	平成31年度 小6：100%	
		平成27年度 中3：71.4%	平成31年度 中3：100%	
取組の柱4	「自分には、よいところがある」と回答した小・中学生の割合	平成27年度 小5男子：-0.66	平成31年度 小5男子：+1.00	
		平成27年度 小5女子：-0.48	平成31年度 小5女子：+1.00	
		平成27年度 中2男子：+0.29	平成31年度 中2男子：+2.00	
		平成27年度 中2女子：+1.02	平成31年度 中2女子：+3.00	
		平成27年度 小6：79.7%	平成31年度 小6：100%	
		平成27年度 中3：71.4%	平成31年度 中3：100%	
基本施策② 職業的・社会的自立の促進				
取組の柱5	公立高校全日制における高校3年間でインターフィップに参加したことがある生徒の割合	平成27年度 31.8%	平成31年度 50.0%	
取組の柱6	群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）利用者数	平成26年度 17,760人	平成31年度 19,000人	
取組の柱7	「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」と回答した小・中学生の割合	平成27年度 小6：46.4%	平成31年度 小6：50.0%	
		平成27年度 中3：34.2%	平成31年度 中3：50.0%	
基本的視点Ⅱ 困難な状況等に応じて支援する				
基本施策③ 困難な状況ごとへの支援				
取組の柱8	群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）利用者数	平成26年度 17,760人	平成31年度 19,000人	
取組の柱9	「自分には、よいところがある」と回答した小・中学生の割合	平成27年度 小6：79.7%	平成31年度 100%	
		平成27年度 中3：71.4%	平成31年度 100%	
	「生活保護世帯の子どもの高校進学率」	平成27年度 88.3%	平成31年度 92.4%	
取組の柱10	特別支援学校高等部の一般就労率	平成26年度 34.8%	平成31年度 40.0%	
取組の柱11	—	—	—	
取組の柱12	年間自殺者数	平成25年度 492人	平成30年度 20%以上減少させる	
基本施策④ 子ども・若者の被害防止・保護				
取組の柱13	子ども・子育てに関する総合窓口（利用者支援事業）設置数	平成26年度 2カ所	平成31年度 32カ所	
		平成26年度 15.5%	平成31年度 17.1%	
取組の柱14	—	—	—	
基本的視点Ⅲ 社会全体で支援する				
基本施策⑤ 健全育成に繋がる社会環境づくり				
取組の柱15	家庭教育支援者養成講座修了者数の累計数	平成26～28年度 132人	平成26～30年度 300人	
取組の柱16	消費者トラブルに遭った人の割合	平成23年度 24.2%	平成30年度 10.0%	
基本施策⑥ 相談支援の充実と多様な扱い手づくり				
取組の柱17	子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合	平成28年度 83.0%	平成31年度 100%	
取組の柱18	「地域や社会をよくするために何をするべきかを考えることがある」と回答した小・中学生の割合	平成27年度 小6：46.4%	平成31年度 小6：50.0%	
		平成27年度 中3：34.2%	平成31年度 中3：50.0%	
取組の柱19	NPO法人認証数	平成26年度 825法人	平成31年度 975法人	

### III 資料編

#### 1 策定経過

計画策定に当たっては、こども未来部長を含む関係課室長で構成する「群馬県子ども・若者育成支援推進連絡会議」を設置し、外部の有識者等の意見聴取の場として「群馬県青少年健全育成審議会」に諮り計画原案を策定しました。

また、計画原案については、県議会厚生文化常任委員会に報告を行うとともに、パブリックコメントを実施し、策定しました。

期 日	内 容
平成29年	
6月9日	・平成29年群馬県議会第2回定例会常任委員会で第2期計画の方向性を説明
6月30日	・群馬県子ども・若者育成支援推進連絡会議で第2期計画の骨子案検討
7月14日	・群馬県青少年健全育成審議会（第1部会）で第2期計画の骨子案検討
7月21日	・第1回群馬県子ども・若者計画育成支援推進連絡会議の作業部会（ワーキング）により各論に係る事業を洗い出し
8月25日	・群馬県青少年健全育成審議会（本会）で第2期計画の骨子案検討
10月3日	・平成29年群馬県議会第3回定期定例会常任委員会で骨子案提出
11月8日	・群馬県青少年健全育成審議会（本会）で第2期計画の素案検討
12月22日	・原案についてのパブリックコメントを実施 (～1月22日)
平成30年	
2月14日	・群馬県青少年健全育成審議会（第1部会）で第2期計画の最終案の検討
3月13日	・平成30年群馬県議会第1回定期定例会常任委員会で第2期計画の最終案を説明
3月19日	・群馬県青少年健全育成審議会（本会）で第2期計画の最終案を説明し了承

#### 2 群馬県青少年健全育成審議会委員名簿

平成30年3月現在

氏 名	役 職 等
大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学学長【会長】
福 島 きよの	ぐんま思春期研究会
石 川 京 子	NPO法人リンケージ理事長
今 泉 千津子	医師
織 田 潤 子	群馬県民生委員児童委員協議会
唐 沢 文 彦	ぐんま若者サポートステーション総括コーディネーター
安 達 忠 良	一般社団法人群馬県警備業協会専務理事
朝 倉 節 子	群馬県更生保護女性連盟会長
下 田 貴美子	群馬県青少年育成推進会議会長【副会長】
太 田 大 森	群馬県青少年育成事業団
矢 部 清 子	太田市子どもと文化を楽しむ会会長
宮 寄 文 恵	弁護士
関 口 雅 弘	上毛新聞社編集主幹兼論説委員長
竹 内 靖 博	群馬県書店商業組合理事長
小 島 正 宏	保護者（公募）
伊 田 志 保	保護者（公募）

### 3 関係法律等

○子ども・若者育成支援推進法  
(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第一章 総則（第一条—第六条）  
第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）  
第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）  
第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）  
第五章 罰則（第三十四条）  
附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。  
一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。  
二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。  
三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。  
四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。  
五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。  
六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。  
七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

##### （国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな

成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようするため、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有したこととなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### (協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### (子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

#### (子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

#### (指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

#### (秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

#### (設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附則抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ○ 群馬県青少年健全育成条例

(平成19年3月16日群馬県条例第19号)

改 正 平成23年 6月17日 条例第38号  
平成28年 3月29日 条例第36号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第9条～第11条）

第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備（第12条～第29条）

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制（第30条～第46条）

第5章 群馬県青少年健全育成審議会（第47条～第49条）

第6章 雜則（第50条～第52条）

第7章 罰則（第53条～第62条）

#### 附則

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いであり、青少年が健やかに成長できる地域づくりは県民の努めである。

青少年の自立支援や非行防止などに、県、県民などが協働し、21世紀を担う心身ともに健全な青少年を育成するため、ここに、その重要な責務を自覚し、新たな決意をもって、取り組むものとする。

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、県、保護者、県民、事業者等の責務を明らかにし、県の施策の基本を定めてこれを総合的に推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (条例の解釈適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

#### (県の責務)

第3条 県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

#### (保護者の責務)

第4条 保護者（親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。第28条、第28条の2及び第28条の4を除き、以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めなければならない。

#### (県民の責務)

第5条 地域社会を構成する住民は、互いに協力し、良好な地域環境をつくるとともに、地域社会における活動、行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めなければならない。

2 学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

3 青少年の健全な育成を目的とする団体は、この条例の目的を達成するために行う県の施策に協力するとともに、相互に連携し、青少年の健全な育成のための活動を積極的に展開するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(青少年の責務)

第7条 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めなければならない。

(性に関する適正な判断能力の育成)

第8条 保護者、学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年の性に関する適正な判断能力の習得が青少年の心身の健全な成長に必要であることを認識し、青少年に対する啓発及び教育に努めなければならない。

## 第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本等)

第9条 県は、次に掲げる事項を基本として、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を計画的かつ効果的に実施しなければならない。

- (1) 青少年の社会的自立の支援
- (2) 青少年を取り巻く社会環境の整備
- (3) 青少年の非行防止に関する活動の推進
- (4) 青少年及び青少年を構成員とする団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
- (5) 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
- (6) 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進

2 知事は、前項の施策を推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「青少年健全育成基本計画」という。）を定めなければならない。

3 知事は、青少年健全育成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ群馬県青少年健全育成審議会及び県民の意見を聴かなければならぬ。

4 知事は、青少年健全育成基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、青少年健全育成基本計画の変更について準用する。

(市町村、民間団体等との協力体制の整備)

第10条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が、市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との緊密な連携の下に実施されるようこれらのものとの協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(優良興行及び優良図書等の推奨)

第11条 知事は、興行（映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。以下同じ。）、図書、ビデオテープ等で、その内容が青少年の健全な育成に特に有益であると認めるときは、群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、これを推奨することができる。

## 第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備

(定義)

第12条 この章（第29条を除く。）、次章、第6章及び第7章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年18歳未満の者（婚姻した女子を除く。）をいう。
- (2) 興行者 興行を主催する者及び興行場を経営する者をいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。

- (4) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、当該販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (5) がん具類 がん具、器具及び刃物並びにこれらに類するものをいう。
- (6) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (7) テレホンクラブ業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (8) 利用カード等 テレホンクラブ業を営む者の提供する役務を利用するため必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報（以下「利用情報」という。）が記載されている文書又はカードその他の物品であって、当該役務の提供に応ずる対価を得る目的で作成し、又は製造されるものをいう。
- (9) 利用情報提供機 テレホンクラブ業を営む者の提供する役務の提供に応ずる対価を得る目的で、画像、音声等により利用情報を提供する設備をいう。

#### （有害興行の制限）

- 第13条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に見せ、又は聞かせないようにならなければならない。
- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 2 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、緊急を要するため群馬県青少年健全育成審議会の意見を聞く時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、意見を聴かないと指定することができる。この場合においては、知事は、指定後速やかに群馬県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならぬ。
- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
  - (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。
- 4 第2項の規定により青少年に有害なものとして指定された興行（以下「有害興行」という。）の興行者は、当該有害興行について、規則で定めるところにより、青少年の立入りを禁止する旨を入口の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 5 興行者は、有害興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。
- 6 知事は、有害興行の内容が指定の理由に該当しなくなったと認めるとき、又は第2項ただし書の規定により青少年に有害な興行として指定をした場合において群馬県青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。

#### （有害図書類の制限）

- 第14条 何人も、図書類でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に閲覧させ、若しくは視聴させ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないようにしなければならない。
- 2 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。この場合においては、同項、同条第3項及び第6項の規定を準用する。
- 3 次に掲げる図書類は、前項の規定により指定された青少年に有害な図書類とみなす。
- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
  - (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3

## 分を超えるもの

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書類販売業者等」という。）は、第2項の規定により青少年に有害なものとして指定された図書類（前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

### （有害図書類の陳列方法の制限等）

第15条 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視できる一定の場所に置かなければならぬ。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。

2 図書類販売業者等は、前項に規定する有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該有害図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨を表示しなければならない。

3 知事は、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列方法の改善、同項の規定による表示の方法の変更その他必要な措置を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、5日を超えない範囲内で期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### （有害がん具類の制限）

第16条 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に所持させないようにしなければならない。

- (1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長するおそれのあるもの
- (2) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合においては、第13条第2項、第3項及び第6項の規定を準用する。

- (1) 著しく人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

3 次に掲げるがん具類は、前項の規定により指定された青少年に有害ながん具類とみなす。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

4 がん具類の販売を業とする者は、第2項の規定により青少年に有害なものとして指定されたがん具類（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売してはならない。

### （自動販売機等の設置等の自主規制）

第17条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置及びその敷地の提供については、青少年の健全な育成を阻害することのないよう努めなければならない。

### （協働による良好な地域環境の整備等）

第18条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書がん具等自動販売業者」という。）は、県、市町村、地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問い合わせ等があったときは、誠意をもって、これを処理するよう努めなければならない。

### （自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限）

第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第14条第1項に規定する図書類又は第16条第1項に規定するがん具類（次項において「有害性のある図書がん具等」という。）を収納してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
  - (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
  - (7) その他その周辺における青少年の健全な育成を阻害する行為を防止する必要のあるものとして規則で定める施設
- 2 図書がん具等自動販売業者は、前項に規定する区域における自動販売機等への有害性のある図書がん具等の収納が青少年の健全な育成を阻害する要因となることからかんがみ、同項に規定する区域においては、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

#### （自動販売機等管理者の設置）

第20条 図書がん具等自動販売業者は、自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けに関し、この条例に定める事項を行わせるため、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有する者その他規則で定める者を自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）として置かなければならぬ。ただし、図書がん具等自動販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

2 自動販売機等管理者は、規則で定めるところにより、この条例に定める事項を的確に履行できる者でなければならない。

#### （自動販売機等の設置の届出等）

第21条 図書がん具等自動販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするために自動販売機等を設置するとき（自動販売機等の設置場所を変更するときを含む。）は、自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けをする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
  - (2) 自動販売機等の設置場所
  - (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
  - (4) 自動販売機等管理者の氏名及び住所
  - (5) 自動販売機等の機種及び製造番号
  - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出した者は、同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、その変更の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出した者は、その届出をした自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを廃止したときは、その廃止の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出した者は、規則で定めるところにより、第1項第1号から第5号までに掲げる事項（次項において「自動販売機等表示事項」という。）を当該自動販売機等に表示しなければならない。
- 5 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があったときは、自動販売機等表示事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものとし、第3項の規定による届出があったときは、速やかに当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

#### （自動販売機等への有害図書類及び有害がん具類の収納の禁止等）

第22条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納してはならない。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第14条第2項又は第16条第2項の規定により青少年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

#### （有害図書類又は有害がん具類の除去）

第23条 知事は、図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が前条第1項又は第2項の規定に違反して自動販売

機等に有害図書類又は有害がん具類を収納しているときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

- 2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

#### (自動販売機等の撤去)

第24条 知事は、前条第1項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が当該命令の期限の日の翌日から起算して6月以内に第22条第1項又は第2項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

- 2 知事は、図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が第22条第1項又は第2項の規定に違反して第19条第1項に規定する区域に設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。
- 3 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第1項又は前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

#### (自動販売機等に関する適用除外)

第25条 第17条から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

#### (有害宣伝文書の制限)

第26条 図書類又はがん具類に係る広告で、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する文書は、著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして、青少年に有害な宣伝文書（以下「有害宣伝文書」という。）とする。

- 2 何人も、青少年に対し、有害宣伝文書を頒布してはならない。
- 3 何人も、有害宣伝文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年の目に触れないような方法が講じられている場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
- 4 知事は、第2項又は前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

#### (有害広告物の制限)

第27条 何人も、広告物でその内容が第13条第1項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

- 2 知事は、広告物の全部又は一部が第13条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。この場合においては、同項、同条第3項及び第6項の規定を準用する。
- 3 広告物の広告主又は管理者は、前項の規定により青少年に有害なものとして指定された広告物（以下「有害広告物」という。）を掲出し、又は表示してはならない。
- 4 広告物の広告主又は管理者は、掲出し、又は表示した広告物が第2項の規定により青少年に有害なものとして指定されたときは、遅滞なく当該広告物の除去又は内容の変更その他必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、有害広告物の広告主又は管理者に対し、期限を定めて、当該広告物の除去又は内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

#### (インターネット利用環境の整備)

第28条 県は、青少年のインターネットの不適切な利用に起因して様々な問題が発生している現状に鑑み、青少年がインターネットを適切に利用することの重要性について県民の理解と関心を深めるとともに、青少年が使用する携帯電話端末、PHS端末、携帯型ゲーム機端末その他のインターネットを利用することができる端末設備についてフィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）の利用の普及が図られるよう、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発及び

知識の普及その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（青少年インターネット環境整備法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）を、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。
- 3 保護者（青少年インターネット環境整備法第2条第2項に規定する保護者をいう。次条及び第28条の4において同じ。）は、その保護する青少年のインターネットの利用状況を適切に把握するとともに、インターネットにおいて流通する多くの有害情報により、当該青少年が犯罪その他の被害に巻き込まれるのを防ぐため、当該青少年がインターネットを利用する環境について、当該青少年の発達段階に応じ、フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により適切に管理し、当該青少年のインターネットを適切に利用する能力の育成に努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

（携帯電話インターネット事業者等の説明義務等）

- 第28条の2 携帯電話インターネット事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及び携帯電話インターネット接続役務（同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「媒介業者等」という。）は、携帯電話インターネット契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年であるかどうかを確認するとともに、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年である場合には、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明し、及びその内容を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット契約の内容を変更する場合であって、保護者から当該携帯電話インターネット契約の内容を変更した後も引き続きフィルタリングサービスを利用する旨の申出があったときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末又はPHS端末の使用者とする携帯電話インターネット契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット事業者に提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット事業者及び媒介業者等は、青少年を相手方とする携帯電話インターネット契約又は青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者とする携帯電話インターネット契約（以下これらを「青少年携帯電話インターネット契約」という。）の締結又はその媒介等をする場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、フィルタリングサービスの利用を条件としない青少年携帯電話インターネット契約の締結又はその媒介等をすることができる。
- 4 携帯電話インターネット事業者は、前項の規定によりフィルタリングサービスの利用を条件としない青少年携帯電話インターネット契約の締結をしたときは、保護者から提出された理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記録された電磁的記録を、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、保存しなければならない。

（媒介業者等の監督）

- 第28条の3 携帯電話インターネット事業者は、携帯電話インターネット契約の締結の媒介等を媒介業者等に行わせるごととした場合には、当該媒介業者等が前条第1項及び第3項に規定する事項を遵守するよう、当該媒介業者等に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等)

- 第28条の4 知事は、携帯電話インターネット事業者が第28条の2第1項、第3項 若しくは第4項若しくは前条の規定に違反していると認めるとき、又は媒介業者等が第28条の2第1項若しくは第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者又は媒介業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスの利用を条件としないで携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者又は媒介業者等がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者又は媒介業者等に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(酒類又はたばこの販売に係る環境の整備)

- 第29条 酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。以下同じ。）又はたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年（20歳未満の者をいう。以下この条において同じ。）が酒類及びたばこを購入できない環境の整備に努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。
- 2 酒類又はたばこの販売を業とする者、その使用人その他の従業者は、酒類又はたばこの販売を行うに当たっては、当該酒類又はたばこを購入しようとする者（酒類又はたばこを購入することができる年齢であると明らかに認めるができる者を除く。）の年齢を、年齢を証明する資料の提示を求めるなどの客観的な方法により確認しなければならない。
- 3 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者（次項において「設置者等」という。）は、青少年による酒類又はたばこの自動販売機の利用を防止するため、酒類又はたばこの自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するよう努めなければならない。
- 4 設置者等は、屋外に設置する自動販売機による酒類又はたばこの販売を午前5時から午後11時までとするよう努めなければならない。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制

(深夜外出等の制限)

- 第30条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由がある場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に青少年のみで外出させないよう努めなければならない。
- 2 何人も、深夜における勤務、緊急を要する特別な事情その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(深夜営業を行う施設への立入制限等)

- 第31条 興行場又は次に掲げる営業であつて風適法第2条に規定する営業以外のものに係る施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。
- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる営業
- (2) 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
- (3) 設備を設けて、客にボウリング、ビリヤード又はダーツを行わせる営業
- (4) 設備を設けて、客に主に図書類を閲覧させ、若しくは視聴させ、又は客にインターネット上の情報を閲覧させ、若しくは視聴させる施設（図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。）
- 2 前項に規定する施設を経営する者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、規則で定めるところにより、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

(質受けの制限)

- 第32条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋（以下「質屋」という。）は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取ってはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

#### (古物買受け等の制限)

第33条 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商（以下「古物商」という。）は、同条第1項に規定する古物（第37条に規定する使用済み下着等を除く。）を青少年から買い受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

#### (薬品類等の制限)

第34条 何人も、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるもの（以下「薬品類等」という。）を不健全な目的に使用するおそれがあることを知り、青少年に譲渡し、若しくは交付し、又は不健全な目的をもって青少年に施用してはならない。

#### (みだらな性行為等の禁止)

第35条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

#### (入れ墨等の禁止)

第36条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨又はこれに類するもの（以下「入れ墨等」という。）を施し、又は入れ墨等を受けることを強要し、勧誘し、若しくはあっせんしてはならない。

#### (使用済み下着等の買受け等の禁止)

第37条 何人も、青少年から使用済み下着等（青少年が一度使用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。）を買い受け、若しくはその売却の委託を受け、又は青少年にその売却の相手方を紹介し、若しくはそれを売却するよう勧誘してはならない。

#### (接待業務等への勧誘行為の禁止)

第38条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業において、客の接待をする業務に従事するよう勧誘すること。
- (2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- (3) 風適法第2条第1項第1号に該当する営業の客となるよう勧誘すること。

#### (場所の提供等の禁止)

第39条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知り、その場所を提供し、又はあっせんしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤を使用する行為
- (3) 入れ墨等を施す行為
- (4) とばく
- (5) 薬品類等を不健全に使用する行為
- (6) 噫煙又は飲酒

#### (保護者等への通知)

第40条 何人も、青少年が凶器、銃砲、刀剣類等を所持し、若しくは使用し、又は薬品類等を不健全に使用していると認めるときは、速やかに保護者又は児童委員、児童福祉司、警察官等青少年の補導若しくは保護を業務として行う者に通知するよう努めなければならない。

#### (旅館業者等の届出)

第41条 旅館業を営む者、アパート若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、その管理する施設を使用する青少年が、暴行、みだらな性行為、わいせつな行為その他法令に違反する行為をし、若しくはその被害を受け、若しくはこれらの疑いがあり、又は家出、薬品類等の不健全な使用等の行為があると認めるときは、速やかに警察官に届け出、

又は保護者に通知しなければならない。

(モーテル営業者の責務等)

第42条 モーテル業（旅館業のうち、主として自動車を利用する男女同伴客を対象とし、かつ、車庫と宿泊施設が密着している設備を有するものをいう。）を営む者（以下「モーテル営業者」という。）は、青少年の健全な育成上必要な環境を阻害することのないよう、その設置場所又は建築物、看板類等の意匠、形態等について特別の配意をしなければならない。

2 知事は、前項の設置場所又は建築物、看板類等の意匠、形態等が青少年の健全な育成上必要な環境を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、地域住民の意見を尊重し、モーテル営業者に対して適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(非行助長行為の禁止)

第43条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

- (1) 第39条第1号又は第2号に規定する行為
- (2) 第39条第4号から第6号までに規定する行為又は家出
- (3) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕又は監禁
- (4) 共同による暴走行為

2 何人も、青少年が行う前項各号に規定する行為（第39条第6号に規定する行為及び家出を除く。以下「著しい非行」という。）を容認すること又は青少年が行う著しい非行に関する紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務を提供することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

3 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする集団であって、著しい非行を行うもの（以下「非行集団」という。）を結成し、又は指導し、若しくは援助してはならない。

4 何人も、青少年に対し、非行集団に加入することを勧誘し、若しくは強要し、又は非行集団から脱退することを妨害してはならない。

5 何人も、青少年に対し、非行集団から脱退させないことを目的として、又は脱退することを容認する対償として、金品その他の財産上の利益の供与を要求し、又は受けてはならない。

(利用カード等の販売等の制限)

第44条 何人も、青少年に対し、利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を提供してはならない。

(自動販売機への利用カード等の収納等の制限)

第45条 何人も、法令により青少年の立入りが禁止されている場所を除き、自動販売機に利用カード等を収納し、又は利用情報提供機を利用情報を提供できる状態にしてはならない。

(利用カード等自動販売機等による販売等の届出)

第46条 自動販売機により利用カード等を販売し、又は利用情報提供機により利用情報を提供しようとする者は、販売又は提供を開始しようとする日（当該自動販売機又は利用情報提供機（以下「利用カード等自動販売機等」という。）の設置場所を変更して販売又は提供を開始しようとする日を含む。）の15日前までに、利用カード等自動販売機等ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。

- (1) 自動販売機による利用カード等の販売又は利用情報提供機による利用情報の提供を業とする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- (2) 利用カード等自動販売機等の設置場所
- (3) 利用カード等自動販売機等の機種及び製造番号
- (4) 自動販売機による利用カード等の販売又は利用情報提供機による利用情報の提供を開始しようとする日
- (5) 自動販売機により利用カード等を販売し、又は利用情報提供機により利用情報を提供しようとする者がテレホンクラブ業を営む者以外の者である場合は、当該利用カード等自動販売機等により販売された利用カード等に記載された

利用情報又は提供された利用情報により役務の提供を受けることができるテレホンクラブ業を営む者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

(6) その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、その変更の日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、自動販売機による利用カード等の販売又は利用情報提供機による利用情報の提供を廃止したときは、その廃止の日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

## 第5章 群馬県青少年健全育成審議会

### (設置)

第47条 知事の諮問に応じて、青少年の健全な育成に関する総合的な施策の立案につき必要な重要事項並びに第11条、第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項及び第27条第2項に規定する事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、群馬県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

### (組織等)

第48条 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 審議会に、前条に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第49条 前2条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雜 則

### (立入調査等)

第50条 警察官（少年警察補導員を含む。）又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる。

(1) 興行場

(2) 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所

(3) 図書類若しくはがん具類の自動販売機等又は利用カード等自動販売機等の設置場所

(4) 広告物の広告主又は管理者の営業所

(5) 携帯電話インターネット事業者及び媒介業者等の営業所、事務所その他の事業場

(6) 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売機の設置場所

(7) 第31条第1項各号に掲げる営業を行う営業所

(8) 質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店

(9) 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所

(10) 入れ墨等を施す営業を行う営業所

(11) 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設

2 前項の規定により立入調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第51条 削除

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰 則

(罰則)

第53条 第35条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条の規定に違反した者
- (2) 第39条の規定に違反して、同条第1号から第3号までに掲げる行為をする場所を提供し、又はあっせんした者
- (3) 第43条第1項の規定に違反して、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は便宜を供与した者
- (4) 第43条第2項又は第3項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 常習として第22条第1項の規定に違反した者
- (2) 第24条第3項の規定に違反した者
- (3) 第43条第4項又は第5項の規定に違反した者

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第2項の規定に違反した者
- (3) 第34条の規定に違反した者
- (4) 第39条の規定に違反して、同条第4号から第6号までに掲げる行為をする場所を提供し、又はあっせんした者
- (5) 第43条第1項の規定に違反して、同項第2号に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は便宜を供与した者

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第4項の規定に違反した者
- (2) 第15条第4項の規定による知事の命令に違反した者
- (3) 第16条第4項の規定に違反した者
- (4) 第22条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (5) 第27条第5項の規定による知事の命令に違反した者
- (6) 第30条第2項の規定に違反した者
- (7) 第31条第1項の規定に違反した者
- (8) 第33条の規定に違反した者
- (9) 第37条の規定に違反した者
- (10) 第38条の規定に違反した者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項の規定に違反した者
- (2) 第26条第4項の規定による知事の命令に違反した者
- (3) 第44条の規定に違反した者
- (4) 第45条の規定に違反した者
- (5) 第46条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第4項又は第5項の規定に違反した者
- (2) 第21条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第21条第4項の規定に違反した者
- (4) 第31条第2項の規定に違反した者
- (5) 第32条の規定に違反した者
- (6) 第46条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第50条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁を拒み、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

第60条 第13条第5項、第14条第4項、第16条第4項、第30条第2項、第31条第1項、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第43条又は第44条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第53条から前条までの規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

#### (両罰規定)

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第53条から第59条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### (免責規定)

第62条 この条例に違反する行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第5項の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年群馬県条例第53号）の規定により置かれた群馬県青少年保護育成審議会は、改正後の群馬県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第47条の規定により置く群馬県青少年健全育成審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行前に改正前の群馬県青少年保護育成条例の規定によりされた指定等の処分又は届出その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

5 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

#### (次のよう略)

#### (群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

6 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年群馬県条例第43号）の一部を次のように改正する。

#### (次のよう略)

### 附 則（平成23年6月17日条例第38号）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

### 附 則（平成28年3月29日条例第36号）

#### (施行期日)

1 この条例中第51条の改正規定及び次項の規定は平成28年4月1日から、第38条第1号及び第3号の改正規定並びに附則第3項の規定は同年6月23日から施行する。

#### (経過措置)

2 第51条の改正規定の施行の日前に行われた群馬県青少年健全育成条例第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項又は第27条第2項の規定による指定については、改正前の第51条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「行政不服審査法」とあるのは、「行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の

例によることとされる行政不服審査法」とする。

3 第38条第1号及び第3号の改正規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○ 子供・若者育成支援推進大綱（内閣府）【概要】

（「子ども・若者育成支援推進法第3条」に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの）

### 1 目指す姿

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過することから新たな大綱を策定するため、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議等を踏まえ、総合的な見地から検討・調整し、平成28年2月9日に新たな「子供・若者育成推進大綱」が策定された。ここでは、全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

### 2 現状と課題

家庭、地域社会、情報通信環境、雇用

※課題の複合性・複雑性：困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化

### 3 基本目標

全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現を目指す

#### ○ 基本的な方針1 全ての子供・若者の健やかな育成

- 基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- 心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- 地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備促進

#### ○ 基本的な方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- 年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- 家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）の充実
- 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

#### ○ 基本的な方針3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- 地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

#### ○ 基本的な方針4 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- 官公連携による地域における共助機能の充実
- 総合的な知見を有するコーディネーターの養成

#### ○ 基本的な方針5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- グローバル人材、科学技術人材の育成
- 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- 地域づくりで活躍する若者の応援

第2期  
群馬県子ども・若者計画  
(平成30年3月策定)

群馬県こども未来部子育て・青少年課

前橋市大手町一丁目1番1号

☎027-226-2393

